

平成20年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成20年6月12日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 野並 享子
17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	大堀 義治	会 計 管 理 者	山中 重樹
まちづくり政策室 政 策 監	南 喜代志	総 務 部 長	前田 健司
市 民 健 康 福 祉 部 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 長	堤 文男
環境経済部長	岡野 勉	環 境 経 済 部 政 策 監	土肥 義博
教 育 部 長	東郷 達雄	まちづくり政策室 次 長	中島 宗七
総 務 部 次 長	富田 久和	総 務 部 次 長 (行財政改革担当)	船橋 登志夫
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	佐敷 政紀	環 境 経 済 部 次 長	川端 良雄
教 育 部 次 長	山本 治一郎	秘 書 課 長	立入 孝次

総務課長 川端 弘一 企画財政課長 小嶋 祐太郎
都市計画課長 奥野 正幸

出席した事務局職員の氏名

事務局長 田中 正二 事務局次長 井狩 重則
書記 赤坂 悦男 書記 辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(林 克君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(林 克君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしております議事日程どおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(林 克君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第19番、原田薫君、第20番、田中栄太郎君を指名いたします。

(日程第3)

○議長（林 克君） 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は、一般質問一覧表のとおりであります。順次発言を許します。

質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第7号、第12番、中島一雄君。

○12番（中島一雄君） 皆さん、おはようございます。12番、中島一雄でございます。

私は、地球温暖化と本市のバイオマスタウン構想の展開についてお伺いいたします。

近年、地球温暖化については、今さら言うまでもなく、北極圏では、氷が解けまして、ホッキョクグマの住むところがなく、氷の上に上がれなく、海を泳ぎ回り、命を落としているのが現状であるとのことでございます。

地球温暖化による大きな被害を防ぐには、2050年に少なくとも世界の温室効果ガスの排出量を現状から半減させる必要があると言われております。冷房設備温度28度、暖房設備温度20度、アイドリングストップ、節電などを呼びかける取り組み、チーム・マイナス6%も既にご存知の方も多いと思いますが、国民参加型運動が定着しております。深刻な現状にある地球温暖化問題に向け、温室効果ガス排出量削減を議定書締約国に義務付けられております。本市では、「楽2（らくらく）エコ・トライ」を独自に創設し、成果を上げております。今後、ますます地球温暖化対策に対する視点が生活面や産業界でも重要になっており、地域づくりにおいても、それを率先するよう一層推進しながら、低炭素社会へ移行しなければならないと考えております。

さて、この温暖化問題の主たる原因は化石燃料への依存にありますが、これに関連して、以下、3点の質問についてお伺いいたします。

1点目は、本市ではバイオマスタウン構想が3月に策定されましたが、地球温暖化問題との関連及び現在の動きをお伺いいたします。

2点目には、前回質問いたしました木質バイオマスチップのプールでの熱源利用の進捗状況をお尋ねいたします。

3点目、市の個人住宅への太陽光発電設備補助がなくなる方向にあるが、今後どう考えておられるのか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（林 克君） まちづくり政策室政策監。

○まちづくり政策室政策監（南 喜代志君） おはようございます。中島議員の地球温暖化対策とバイオマスタウン構想の展開についてのご質問にお答えをします。

議員ご指摘のとおり、地球温暖化の最大の要因はエネルギー問題であり、化石燃料依存型から自然、省エネルギーに向けた新しい経済の仕組みと社会スタイルの確立が急務であると考えております。こうした観点から、バイオマスタウン構想の中では、野洲市の里山、農地、そして琵琶湖に至る資源や家庭、事業所から出る有機資源を最大限に活用し、エネルギー利用や堆肥化などを通して、環境と経済が両立する資源・経済循環型社会を構築することを目指しております。

さて、市の公共施設の中で、2次エネルギーベースでの二酸化炭素排出量が最も多いのは温水プールで、木質バイオマスチップによります熱源利用、また、次に排出量が多いクリーンセンターでは生ごみによりますバイオガス発電や熱利用を図るなど、未利用バイオマスと廃棄物バイオマスの有効利用により、経済循環を促進しながらも地球温暖化防止に実効性の高い事業を盛り込んでおります。

現在の主な動きにつきましては、2点目の木質バイオマスチップのプールでの熱源利用の進捗状況を先に回答させていただきます。

現在、平成20年度、21年度にかけて、建築設計業務、木質チップボイラー、これは300キロワットですが、これと附帯する建屋などの建築工事並びにチップ製造機械等の導入事業を行う予定で、農林水産省と協議をしているところでございます。

この他、水資源開発機構や民間事業者が進めます刈り草、藻などを混合した堆肥化の検証データに基づきまして、有機肥料の農地還元を進めていきます。また、もみ殻についても、地域での燃料用材等への活用として検討をしてみたいと考えております。

その他、小規模ながらさまざまな事業が展開されておりまして、それを生かすよう、バイオマスタウンの実現に向け、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の市の個人住宅への太陽光発電設置補助制度の今後の方針についてお答えをいたします。

住宅用太陽光発電システム設置補助事業は、旧野洲町におきまして平成10年度から実施して、現在、環境課で取り組んでおります。平成19年度末までの実績を見ますと、設置件数で305件、発電容量では1,037キロワットの成果を得ております。また、当システムの総設置件数に対し、補助による設置件数は約70%であり、設置補助制度としての効果は出ていると判断をいたしております。

今後も、引き続き市の広報紙やホームページ等での情報提供により当該補助制度を継続していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（林 克君） 中島一雄君。

○12番（中島一雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

7月の主要国首脳会議、いわゆる北海道・洞爺湖サミットの議長国を務める日本は低炭素社会への責務を負わなければならない。こういう責務があるわけでございまして、先日、6月9日でございしましたが、日本の地球温暖化対策、福田ビジョンを発表されまして、温室効果ガスの排出量を企業が売買する、いわゆる排出量取引制度について、今年の秋から試行的に実施を開始すると表明されたところでございます。日本の温室効果ガス削減では、2050年に現状60から80%の削減を目指すと言明されておるわけでございます。

朝のテレビで、反対しておりましたドイツ、アメリカも削減目標に向けまして前向きになってきたということをお知らせされておりました。太陽光発電の補助について、年々少額になり、補助というよりはお礼程度になっております。実態として、推進効果になっていないと思っております。福田ビジョンの中に、太陽光発電の普及方法も盛り込まれまして、既に打ち切られた太陽光発電装置の住宅向け補助金を還元させるなどの検討がされております。野洲市といたしましても、再度、補助金などの枠組みをしっかりとご検討をお願いしておきたい。

また、本市においては、先ほどもご回答にありましたように、二酸化炭素が多い温室ブール、次に多いクリーンセンターに温暖化防止に実効性の高い事業を盛り込んでおります。また、バイオマスタウン構想にあつては、環境と経済が両立する資源・経済循環型社会を構築することを目標としている取り組みには評価したいと思うところがございますが、そこで、再度、木質バイオマスチップについての関連質問をさせていただきます。

昨年、耐用年数が過ぎていたボイラーが故障いたしまして、新たに重油ボイラーが導入されましたが、それと来年予定されているボイラーとの関係はどのように位置付けられているのか、また、その木質チップボイラーの規模とチップの供用量をお尋ねしておきたい。

以上です。

○議長（林 克君） まちづくり政策室政策監。

○まちづくり政策室政策監（南 喜代志君） 中島議員の再質問にお答えを申し上げます。

太陽光発電設備の補助制度支援策につきましては、国の動向も踏まえながら、野洲市としての制度を再度研究をしてまいりたいと考えております。

そして、次に、木質チップボイラーの規模とその供給量についてであります。

ールの熱源として必要なボイラーの容量は、全体で約1,160キロワットと考えております。この熱量が要ります理由は、1日の単位では、ボイラーの立ち上げ時や瞬時の追いだき、年間で見ますと、冬の1月から3月におけます熱量を確保するためでございます。これらのピーク時を除きますと、300キロワット以下の出力で推移をしておりますので、年間単位で見ますと、この熱量で全体の約90%をカバーできると、こういうふうな計算をしております。

こうしたことから、出力安定時の300キロワット以下を木質チップボイラーで賄うのが経済合理的に妥当と考えております。300キロワット級1基を想定しております。したがって、木質チップボイラーは安定時のメインボイラーとして利用いたしまして、重油ボイラーはピーク時や瞬時の追いだき用のバックアップボイラーとして利用したいと考えているところでございます。いわば、車で言いますと、ハイブリッド的なものでございます。

それから、チップの供給量についてでございますが、今後5年を目処にウエットベース30%で年間約300トンの供給を整えていきたいと、このように考えております。そして、その原料は、間伐材や林地残材、公園街路樹などの剪定残、そして製材に伴います端材や燃焼可能な建築廃材を考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 中島一雄君。

○12番（中島一雄君） それでは、再々質問をさせていただきます。

できる限り早急に供給体制を整えていってほしいと願うところではありますが、この事業を継続するためには、木質チップ製造に係る採算性が最も重要になると思いますが、どのように考えておられるのか、これもお伺いしておきたいと思っております。

価格を考える際、大量消費社会では価格と比較しがちですが、環境という側面があるのをきちっと考えてほしい。例えば、有機野菜でも太陽光発電でもそうです。いいものはある程度価格が高い。こうしたものを行政が率先して利用することで価格が安定すると思っております。市民の善意に頼ったり市民の負担で補うのではなく、ぜひ継続できる枠組みをつくってほしいことをお願いしておきます。

最後に、バイオマスタウン構想の展開については、内閣府、総務省、文科省、農水省、経済産業省、国交省、環境省の1府6省が連携されまして持続的に発展可能な社会、バイオマス日本の実現に向けて強力に推進していることもありまして、本市としても、ぜひそ

の具現化に向けて頑張っていたきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） まちづくり政策室政策監。

○まちづくり政策室政策監（南 喜代志君） 中島議員の再々質問にお答えを申し上げます。

考え方としましては、原油はこの先まだ高騰するであろうと、このように予想をされておりますけれども、今のご質問は事業を継続するための採算性のご質問だと思うのですが、仮にA重油がリットル当たり85円で計算いたしますと、現在、温水プールの重油ボイラーのみでの燃料経費は年間890万円程度になります。これをカロリーベースでチップに置きかえますと、間伐材以外の建築廃材50トン分をキロ5円で供給すると仮定しますと、先ほどもウェットベース30%でと申し上げましたが、大体キロ29円ということになります。また、机上での計算にはなりますけれども、チップ製造機械の維持費や燃料代、そして運搬費等の一定の諸経費をチップ製造者側の負担として、この作業にかかります人員を通常2人、そしてその最低賃金を1日6,000円というふうに仮定をいたしますと、チップの単価はキログラム単位27円ということに計算上なっております。

したがって、この2つの考え方をベースにしながら、持続できる価格に設定をしていきたいと、このように考えておりますし、採算性の点で申し上げますと、このぐらいの単価で採算がとれていくのではないかなと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 次に、通告第8号、第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） それでは、一般質問を行います。

質問を行うにあたりまして、昨日、参議院で福田首相に対する問責決議案が可決をされました。参議院での問責決議は憲政史上初めてのことであります。言うまでもなく、後期高齢者医療制度をはじめ年金、道路特定財源及び暫定税率問題、自衛隊の海外派兵と憲法9条問題など、あらゆる問題で国民から不信任の意思として、これが参議院本会議での問責決議可決につながったわけでありまして。よって、市長におかれては、今後も、昨日も議論になりましたが、例えば、後期高齢者医療制度についても、もっと市民の現在の願いに沿って配し、そして、国民の健康と暮らしを守る立場に立つ医療制度など、市政運営を市民、国民の意思に沿ってされるよう、この際、求めておきます。

それでは、質問をいたします。

まず1点目に、生活保護の通院移送費の打ち切りについてであります。

厚生労働省が4月1日、生活保護受給者に対して病院への通院時に支給していました通院移送費の打ち切り制限強化の通知を出しました。その内容は、ご承知のように、移送費の一般的給付を国民健康保険と同等の扱いにし、災害現場からの緊急輸送、離島からの医療機関への搬送など緊急の場合に限定する。例外的に支給するのは、身体障がい者などで電車、バスの利用が著しく困難な場合などとしています。それでも、通院等を行う医療機関は原則として福祉事務所管内としています。また、これを実施するための是正期限を6月末までの3カ月としています。

今回の打ち切り、制限の理由について、北海道の暴力団による不正受給を口実にしていますが、このような理由は道理なく、生活保護基準の切り下げ以外の何物でもありません。生活保護世帯が医療機関への受診を控えることにつながり、命と健康が脅かされ、憲法25条で保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという原則と生存権の否定であります。

そこで質問いたしますが、1点目に、そもそも生活保護の実質切り下げにつながる今回の通院移送費打ち切り通知について、これを撤回することを政府に求めるべきと考えますが、見解をお聞きいたします。なお、一昨日、厚生労働省が一部通知を撤回したとの報道もありますが、この件も含めてお聞きしたいと思います。

2点目は、仮に厚生労働省の4月1日の新基準どおりとなれば、8割、9割の人は支給されなくなると言われております。本市の場合、現在の生活保護受給者数、その中で通院移送費支給対象者数の実態、さらに、先に言いました新基準どおりになった場合、何名が対象から外され、実質打ち切りの影響等についてもお聞きしておきたいと思います。

2点目に、国民健康保険制度に関わる問題であります。

国民健康保険制度は、言うまでもなく、法律に基づく社会保障制度でありまして、国民皆保険制度の中核をなすものであります。よって、この立場から、市民が安心して、命と健康を守る制度として運営する責任が市、行政にあります。本市の場合、国民健康保険の加入は平成19年度4月当初で7,471世帯。今は、8,000世帯を超えています。1万4,825人です。なお、平成20年度4月からは、後期高齢者医療制度が実施され、約3,000人がこの制度に移行しています。さらに、本市の場合、1人当たりの平均国保税は7万8,645円でありまして、県下26市町の中で大変高い位置にあります。

以上、本市国保の概要ですが、いずれにしましても、他の医療保険と決定的に違うのは、全体として低所得者層を中心とした制度であります。また、本市では、19年度当初時点の集計では、法定減免世帯は、7割減免が1,320、5割減免が212世帯、2割減免が585世帯とされています。合計2,117世帯でありまして、これは国民健康保険加入世帯全体の28%となります。減免を受ける世帯が約30%近くにもなること自体、制度としての体をなしていないことは明らかであります。いかに国民健康保険税が高いことであることが伺えます。このことは本市の国民健康保険税の滞納状況を見ても明らかであります。平成20年度3月31日時点で、1,634世帯が滞納しています。これは国保世帯全体の19.1%。これを見ましても、保険税の高いことが原因であることがわかります。

2点目に、にも関わらず、国民健康保険加入者の命、健康を守る立場での国民健康保険運営がなされていないことでもあります。このことは、高い国民健康保険税の引き下げ努力や保険料減免制度の充実への行政施策の弱さがあると思います。また、過酷な保険証の取り上げなどによる医療を受ける権利の否定などもあります。

そこで、1点目に、高い国保税を引き下げることでもあります。これまで、市は殊さら国保制度は互助制度であると強調していますが、一貫して言っていますように、社会保障制度であります。ですから、一般会計の繰り入れ、いわゆる法定外繰り入れなどを行いまし、国民健康保険会計の安定化と保険税の引き下げを行うべきと考えます。この見解をお聞きいたします。

2点目に、法定減免に加え、市の独自減免制度を充実し、低所得者層への保険料負担軽減を行うべきであります。見解をお聞きいたします。

3点目に、滞納世帯への対応であります。

本市の場合、国保税を1年間滞納すれば、国保税の支払いが困難であるか悪質であるかに関わらず、無条件に資格証明書を発行しています。よって、この発行比率は県下26市町の中で極めて高くなっています。このような発行方式はやめるように考えますが、見解をお聞きします。なお、本市の場合、資格証明書発行の基準と手続についてもお聞きいたします。

4点目に、国民健康保険における人間ドックの補助制度であります。

後期高齢者医療制度の実施に伴い、これまで国民健康保険加入者を対象に実施されていたこの補助制度は、75歳以上は後期高齢者医療制度に加入したため補助が打ち切られま

した。しかし、県下でも引き続き実施する自治体があります。昨日の市長答弁では、廃止ではなく後期高齢者医療広域連合で議論すべきのような答弁でありましたが、私は、現時点では、市の責任として継続すべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

5点目に、今年10月から、65歳から74歳までの国民健康保険加入者の年金天引きが行われます。国保税の納税は義務とはいえ、年金からの天引きは被保険者の生活実態を無視し、有無を言わず強制天引きとなるもので、昨日も議論ありましたように、自主納税の原則から逸脱しています。やめるべきと考えますが、見解をお聞きいたします。また、本市の対象者数は何人なのか。さらに、この国保税の天引き制度は選択制ともなっています。この徹底について、どのようにされるのかお聞きいたします。

6点目に、医療費減免であります。

この問題もこれまで質問してきましたが、この時期、一層、医療費負担軽減へ国民健康保険加入者に対する国民健康保険法44条に基づく減免制度の実施が必要と考えます。これまで、検討中と答弁されてきましたが、全国的にこの制度の条例化を実施している自治体があります。本市でも早期に実施すべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

大きく3点目、農業振興施策条例の制定についてであります。

これまで、一般質問、この問題も行ってまいりましたが、日本の食糧自給率がカロリーベースで39%まで低下し、また、米をはじめ農産物価格は暴落を続け、耕作放棄の拡大や高齢化による担い手の減少が進んでいますが、政府が進める農政さえ、大農家を含め経営が維持できない状況になっています。

これは、農水省の水田経営の実態調査でも、2006年農業所得は全国平均でわずか39万円でありまして、前年比9%減でありました。また、生産者米価低落で、稲作農家の時間給はわずか256円でありまして、これは最低賃金の半数にも満たない低労賃であります。農家からは、米をつくるほど赤字になる、これでは続けられないと悲鳴が上がっています。加えて、ご承知のように、現在、世界的な食糧不足、価格高騰が問題になっています。この件では、政府が減反の見直し、緩和等を言及いたしましたが、いずれにしましても、これまでの自民党農政のもと、米の輸入自由化路線、農家には減反の押し付け、片や年間77万トンにも及ぶ米の輸入が大きく影響しています。

ですから、今こそ、農業、食糧の危機を打開し、食の安全性、安心を保障するため、価格を保障し、米価を保障し、貿易自由化を見直す、小規模農家を守る政策等に転換することが必要であります。一部担い手以外は農業支援の対象にしないという品目横断的経営安

定対策、すなわち水田・畑作経営所得安定対策は中止し、持続可能な農業経営を実現するため、価格保障、所得保障制度を抜本的に整備することが必要であります。

そこで、1点目に、先に言いましたように、世界的食糧危機と価格高のもと、また食料主権を否定し、米をはじめとする農産物の輸入自由化路線の農政の転換が必要であります。同時に、農業破壊と疲弊を一層促進する国内農業施策の転換が必要であります。これは、農家と消費者の求める要求でありまして、市長は政府にこのことを求めるべきと考えます。見解をお聞きいたします。

2点目に、現農政のもとでも、本市農政を守り振興させるための整備、すなわち農業振興条例を制定することだと思えます。

以前、この問題も質問しましたが、本市農業の現状は深刻であります。もともと野洲市は県下有数の米生産地であり、野菜生産地でもあります。しかし、米の輸入自由化と減反、米価の下落、さらに担い手の減少、高齢化で、かつて1985年、30年ほど前ですが、約35億円あった米算出額は2006年には約半分の17億円にも低下しています。比較的少ないと思われていた耕作放棄農地も増加傾向です。これは、水田だけではなく、畑地も放置の畑が増加しています。

一方、市の作付面積や農家の減少も歯どめがかかりません。市の統計資料でも、減る一方であります。ですから、農政が国策といえども、野洲市自身の農業と農地、ひいては環境保全や地産地消を推進し、振興を図る上で、市の独自の努力が必要であります。

現在、全国的にも、都道府県単位、また市町村単位で振興条例を制定し、努力をしている自治体が広がっています。これらの自治体では、条例制定で、例えば、先に言っていますように、食糧の安全性と自給率向上による安定供給体制の確立、地域資源の活用と市民の健康を守る地産池消、環境保全を基本とした食と農業のまちづくり及びそのための食育の実践などを基本理念、目標と位置付け、また、これらの理念と目標、課題の実践の検証を農業者はもちろん、消費者や学識経験者らで構成する委員会を構成し、行政・農業者・消費者一体で進める条例を制定し、行っています。つまり、この条例制定により自治体としての責務を位置付けること、さらに、行政と市民が一体で推進されることにより、農業振興、ひいては持続可能な農業と集落の維持、農地と環境保全に大きな役割を果たすものであります。

本市では、これまで、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想、あるいは野洲市水田農業ビジョンなどを策定されていますが、これらの諸構想、ビジョンをより一層農家と

消費者の立場に立つものにするためにも、私は本市で振興条例を策定する必要があると考えますが、見解をお聞きいたします。

大きく4点目、野洲養護学校の開校に伴う問題についてお聞きいたします。

4月1日から県立野洲養護学校が開校いたしました。県立学校といえども、本市に開校された学校であり、本市の子どもも通学する学校でありまして、野洲市として、子どもたちや保護者の願いに応える教育条件の整備へ努力されることが必要であります。

1点目に、野洲養護学校は八日市養護学校と近江八幡養護学校の統合校であります。そこで、肢体と知的の養護学校であります。職員の配置が必要であるにも関わらず、されていません。野洲市としても、県教育委員会に適正な教員配置を要望すべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

2点目に、通学路の安全確保の問題です。

開校以前から問題になっておりました篠原駅から養護学校、そして高木方面への通学路、通勤道の問題であります。篠原駅から養護学校までが通学路で、毎朝、下校、登校しておりますが、ご承知のように、危険な通学路になっています。本市として、この安全対策は責任がありますし、早期に対策をとるべきと考えますが、認識と今後の対応、見解をお聞きいたします。

3点目に、養護学校における寄宿舎問題であります。

県教委は、父母の願いに反し、これも以前質問しましたように、寄宿舎の利用を制限しています。寄宿舎は、生活の面はもちろん、教育的観点、卒業後の社会的自立を目指す上でも、さらには父母の負担軽減という点でも大きな役割を果たしています。改めて、市としても、県教育委員会に制限をしないように申し入れると同時に、この指導員の人材の配置も適正なものにするよう求めるべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

以上であります。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） おはようございます。それでは、小菅議員の1点目の生活保護費の通院移送費についてお答えを申し上げたいと思います。

これまで、生活保護基準におきまして、通院に必要な移送費、いわば交通費ですけども、これにつきましては、必要最小限の額とのみ定められておりましたが、今回、国において給付範囲等の基準と診査等の手続について明確化が図られたことで、保護の実施機関においては、移送費の整合性、また公平性を図る上で必要な通達であると考えておりますので、

撤回を求めるということまでは考えておりません。

また、市の対応としましては、通達に示された内容を基本に、主治医の意見書、また受給者の病状等を踏まえて移送費の支給をしてまいりたいと考えております。

2点目の生活保護受給者数につきましては、平成20年4月1日現在で、保護世帯の状況は110世帯で174名でございます。また、19年度で通院移送費を支給していただいたのが15名で、支給額は約63万円となります。

また、影響額の質問ですが、基準が改正されましたことから、現在、受給者の方々への周知を図ると共に、病状等の主治医からの意見を求めているところでございますので、現時点で影響額をお答えするまでには至りませんので、ご了承願いたいと考えております。

また、厚労省が10日付で周知文という形で市町村にも通達がまいっております。これにつきましては、国保並みの一般給付にあわせて、いわば生活保護の受給者への支給決定という例外給付について、まず、これまで市町村でお問い合わせがあった部分を改めて周知徹底するというところでございますので、今回、そのようなことも踏まえまして決定をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、2点目の国民健康保険制度に関わる問題についてのお答えですが、まず1点目の一般会計からの繰り入れにつきましては、これまでも申し上げておりましたように、国民皆保険制度の基盤を支えてきた国民健康保険制度というのは相互扶助制度を基本としております。医療給付等につきましても、その財源として、一定のルールに基づいた補助金、また繰入金以外を加入者の保険税で賄うこととなっております。そのため、これまでから適切な財政運営と被保険者への説明責任が求められてきたわけでございます。

このようなことから、何の基準を持たずに税率を抑えるために安易に繰り入れをすることというのは、税率改定を含めた財政運営全般に対する責任感が希薄となり、財政悪化に陥るおそれもあるということもありますので、また、一般会計につきましては、国保加入者以外の方から税収も多く含まれているということから、一定のルールに基づいて繰り入れと適切な財務管理を行うこと、そして、必要であれば、財政運営状況、税率の改正等について説明の責任を果たしていきたいということがまず肝要であると考えております。

次に、2点目の負担軽減でございますが、低所得者への軽減策として7割軽減等のいろんな法に基づく税の軽減策が図られており、不足する歳入につきましては、国庫補助、また市の繰り入れで補てんするもので、保険税への影響を及ぼさない仕組みとなっております。

しかし、市の独自の減免になりますと、不足する財源を国保の税率の改定もしくは一般会計の繰り入れに求めるということが生じますが、先に申し上げましたとおり、安定した運営を図るためには、応益に見合う一定の負担を求める現行の制度を維持することが必要であると考えております。

3点目の資格証明書の交付でございますが、国民健康保険制度は相互扶助の制度であるため、未納者に対しましては、納付相談を通じて生活実態の把握に努めておりますが、何ら納付の意思を示していただけない場合につきましては、引き続き資格証明書の交付を行うこととしております。なお、納付意欲のある方につきましては、短期証という形で切り替えを行っておりますので、今後も適切な交付に努めてまいりたいと考えております。

また、交付の基準と手続ということでございますが、過去1年間以上にわたり納付相談を行っているにもかかわらず全く納税意欲のない方に対しまして、被保険者証の一斉更新の時期に合わせて交付をするということにしております。

4点目の人間ドック等の補助金についてでございますが、保険制度ではこれまで独自の健診の制度がなかったということから、平成18年度までは70歳未満の方を、また19年度からはその年齢要件はなくした形で実施してきたものでございますけれども、今回、75歳以上につきましては後期高齢者医療制度への対象となられるということですので、国民健康保険での対応はできないこととなりますが、本年度開始されます特定健診による健康診査によりまして、広域連合において健康保持に努められるものと考えております。

続きまして、5点目の国民健康保険税の年金からの特別徴収についてでございますが、相互扶助の仕組みであるということで、国民健康保険制度が安定して運営が図れるよう導入されたものと考えておりまして、後期高齢者医療制度の特別徴収におきましても幾つかの見直し案が今考えておられるようですけれども、そのような動向も踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

次に、特別徴収の対象者となる方については、おおむね1,000名ぐらいおられるかと思っておりますが、実施にあたりましては、特別徴収できる条件がさまざま細かく定められておりますので、条件が合致する被保険者に対しまして特別徴収をしていくと、こういうこととなります。また、周知につきましては、税の納付通知にあわせて実施してまいりたいと考えております。

6点目の最後の国民健康保険法の第44条による医療費減免についてでございますが、

減免を実施する際の適用基準や減免率の考え方、あるいは医療機関ともかなり調整をしていくというようなことがありますので、昨年来、引き続きまして県下の関係課長などによりまして依然検討しておるといことですので、現時点では結論を申し上げるまでには至っておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） おはようございます。小菅議員の農業振興条例の制定についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の国内農業施策の転換を政府に求める考えはあるかというご質問でございますが、昨年度平成19年度からスタートいたしました経営所得安定対策等大綱に基づきます品目横断的経営安定対策、これ、今年度からは水田経営所得安定対策と名称を変更してございますが、それから米政策改革推進対策及び農地・水・環境保全向上対策、いわゆる農政3対策を的確に実行していくことが米の価格安定ですとかあるいは食糧自給率の向上につながるものというふうに考えてございます。したがって、政府に対しまして農業施策の転換を求める考えはございません。

なお、議員のご質問の中で、米の輸入自由化路線をとっているかのようなご発言がございましたが、米については輸入自由化はなされてございませんので、ご承知おき願いたいと思います。

次に、2点目の農業振興条例の制定についてのご質問でございます。

これは、先の3月の定例会での日本共産党の代表質問ですとか、あるいは今の1点目のご質問にもお答え申し上げましたとおり、農政3対策を的確に推進させていただいて、担い手農家の育成・振興を図ることが市の農業振興施策として最重要課題と認識をしてございます。野洲市の水田農業ビジョンですとか農業経営基盤の強化の推進に関する基本的な構想に基づきまして推進してまいりたいと考えておりますので、条例の制定は現在のところは考えておりません。

なお、野洲市の水田農業ビジョンは、農業者の方々をはじめ農業関係団体、実需者及び消費者の方々に構成をされました野洲市水田農業推進協議会でご議論をいただき策定したものでございます。農家と消費者の立場に立ったビジョンであるというふうに認識をいたしております。

また、農用地対策につきましては、今年度より見直しを実施する野洲市農業振興地域整

備計画の中で本市の方向性を定めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） おはようございます。小菅議員の野洲養護学校の開校につきましての1点目と3点目のご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の野洲養護学校における教員配置につきましては、県教育委員会の特別支援教育室に照会をいたしました。そうしたら、法律の定める基準に従い、県全体を見ながら適正に配置をされており、また、新設校ということからも十分な配慮がなされているという回答でございました。したがって、本市としましては、議員ご指摘の教育条件の整備等について、特に県へ要望する考えはございません。

しかしながら、本市に設置されていますので、特別支援教育の推進と充実を図る上で、野洲養護学校が専門機関としてのセンター的機能を十分発揮していただけるよう連携を図っていききたいと、このように考えております。

次に、3点目の寄宿舎の利用につきましても、同様に照会をいたしましたところ、平成19年度に示された滋賀県立特別支援学校寄宿舎の入舎及び退舎に関する基準に基づき適正に利用を進めているという回答でございました。設置者の県教育委員会が県内の養護学校の全体計画の中で保護者をはじめとする関係者の意見を聞きながらご判断されていることですので、本市としては特に要望をする考えはございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） おはようございます。それでは、小菅議員の2点目の通学路安全確保についてのご質問にお答えをさせていただきます。

篠原駅から野洲養護学校までの通学路につきましては、平成18年度より滋賀県において整備を進めていただいております。整備の詳細につきましては、県道の近江八幡市側に用地が確保できた箇所から順次着手をしていただいております。現在の進捗状況は、平成18年度で新光善寺川橋から篠原駅に向かって工事施工可能な約165メートルの整備が完了いたしております。また、平成19年度からは、自治会館前から約200メートルの整備を現在施工中でございます。これにつきましては、今年度上半期には竣工の予定ということを知っております。

さらに、先線の整備につきましては、平成20年度より用地交渉等に着手しており、この用地交渉で用地が取得完了次第、工事に着手する予定であるというふうに聞いております。また、この区間につきましては、物件補償等がございますので第三者の問題もございますので、時間的にはちょっと時間を要するかなという思いをいたしております。

なお、平成18年度の施工に際して、住宅が隣接している部分につきましては、この区間約80メートルございますけれども、用地取得が建物が建っておりますのでなかなか困難ということで、既設の道路側溝に蓋を設置いたしまして、幅員でございますけれども、約1.5メートルの歩行者の通行帯ということで確保して整備をしていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） はじめに、通院移送費の問題であります。いずれにしましても、4月1日通知に基づいて執行していくと答弁されましたが、15名、約63万円と言われましたね。基本が今回の通知で、国民健康保険の移送費支給がそれに準じるということになっているのですが、これ、全国で昨年400件ぐらいしかなかったのですね。本市の場合、国保での対象者はあったのかどうか。つまり、15名、約63万円が適用されたといいますが、この4月1日通知ではほとんど対象外になると思うのですね。その点、ちょっとどうなのかお聞きしたいと思います。

それと、国保の問題であります。国民健康保険制度の被保険者の実態をもっと市当局も知らないといけないと思うのですが、例えば、ちょっと見にくいですが、言いたいのは、加入者の所得別なのですが、加入世帯は8,564世帯ありますが、うち所得200万円以下、いわゆる低所得者層と言われる世帯は8,564世帯うち5,224世帯、約61%ですね。それに対して、滞納世帯数、1,634世帯あるわけですが、うち200万円以下の滞納世帯が1,012世帯、62%を占めています。国保加入者の多く、滞納者の多くが低所得者層で占められているのですね。上の3つがいわゆる低所得者層ですね。下の方が高額所得者層の加入と世帯数です。

それと、これなのですが、加入者の職業別なのですが、見にくいな。1975年が上、下が2005年なのですが、緑の部分が無職の加入者区域ですね。1975年は無職の加入者は8.4%だったのですね。ところが、2005年は53.8%まで拡大していますね。それと、いわゆる職業がある方といいますか、農林水産業あるいは自営業者が1975年には合わせて約50%あったのですね。それが2005年では、農林水産業と自営者

を合わせても18%ほどになったのですね。

ちょっと見にくかったですが、このように、本当により一層、国民健康保険の加入と所得実態とを見れば、大変な事態。だから、はじめに言いましたように、国保が低所得者層中心の制度であるから、やはり根本的には国が負担金、補助金を減らしたのをやめてもとに戻すことなのではあるけれども、市としては、社会保障制度に基づいて、減免の問題とか、繰り入れをふやして引き下げを進めるべきだと思うのですね。改めて、この今の実態から見て、見解をお聞きしたいと思います。

それと、資格証明書の発行ですけど、これ、私は市の行政手続条例と資格証明書発行要綱に明確に違反していると思うのですね。資格証明書の発行は市民に対する不利益処分ですよ。だから、市の行政手続条例では、処分の乱用にならないように必要な手順を踏まなければならないと定められていまして、資格証明書発行要綱の第2条第1項では、保険証の返還を求めようとする場合は、処分する1カ月前に本人から国保税を納めることができない理由を明らかにした特別の事情に関する届出書の提出を求めなければならない。要綱第2条第2項では、届出書の提出を受けてもなお正当な滞納の理由が認めがたい場合は、処分を行う20日前までに、本人の弁明の機会を与えるため、弁明書の提出を求めることを義務付けています。さらに、弁明書でも正当な理由と認めがたい場合は、要綱の第2条第3項で、返還請求通知ができるとなっていますね。

ところが、先ほどありましたように、今の市のやり方は、3月中旬に、特別の事情に関する届出書、保険証返還に関わる弁明書と資格証明書を3つ一括して郵送している。これは明確に法律とそれに基づく条例に違反していると思うのですね。だから、これに違反した発行方式だと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。これは総務部の法規担当ですか。今のやり方が法に違反しているのかどうか、見解をお聞きしたいと思います。

それと、結論的には、だからこういうことはやめるべきだと、もっと親切的な納税相談、指導体制を進めるべきだと思いますが、これもお聞きしておきたいと思います。

農業問題であります。現状は、先ほど言いましたように、農業の状況はそういう状況です。先ほど、政策監が言われました水田農業ビジョン構想、読ませていただきました。全体としては国策に沿った方向になってはいますが、部分的には小さい農家もどう支援していくかということも書かれていましたが、だからこそ、それを行政が条例で組織的に進める。農業者、消費者、学識経験者も含めて、一層確実なものにするために、他の市でやっている振興条例を策定して、市の責務も明らかにして、やはりしていくことが大事だと思います。

うのですね。正直な話、このビジョン、構想はつくられたが、なかなか現実、生きたものになっていないと思うのですよ。だから、それを進める上でも、再三言っていますように、やはり条例で確実なものにしていくことが必要だと思うのですね。もう一度見解をお聞きしたいと思います。

市内の農家の方から、農業の思いをつづった手記をいただいたのですよ。こういうことを書かれていたのですが、当時、当時というのは昔ですが、「一丁分も米と麦をつくれれば一家6人ぐらいは食っていった。だが、その米づくりもいつの間にかさびれ、今は米価は下がる一方。片や消費は減るばかり」。それと、「昔から、農家は生かさず殺さずの農業だった。今にして知るべき、米をつくってもだめ、麦も損ばかり、野菜をつくっても経費を引けば出荷代にもない低価格。いったい農業はどうなっていくのだろうか。どうしろというのか」とか、「このままでは農業がつぶれてしまう。農家は土地を手放し、よそに行ってしまう。農家がつぶれるということは集落がつぶれることを意味する。それでいいのかと片付けてしまえばそれまでだが、しかし今、せめて少しでも昔を取り戻したいと思うのは年寄りのため息だろうか。とにかく農業をよくしてほしい」。これが多くの方の農業の気持ちだと思うのですよ。だから、再三言っていますように、それをきちっと進めるための核となる条例制定で、先ほど言いました、これを確実なものにしていくことが大事だと思います。改めて見解をお聞きいたします。

最後、養護学校の問題であります、県教育委員会に電話か何か知りませんが聞いて、それでこうでしたではだめですよ。直接学校へ行って聞かなければだめですよ。野洲養護学校は新設校と言われましたが、県教育委員会は新設校扱いじゃないのですよ、移転校なのですよ。移転校であれば、新設校に加配される教員はないのです。だから、191名の生徒のマンモス校になって、今、大変になっているのですよね。寄宿舎問題でも、29名が現在寄宿していますが、職員17名、その中で全面介護が必要な子どもは17名いるのですね。だから、本当に大変で、1日勤務を終えた教員2名がボランティアで入って対応しなければならない事態になっているのですね。だから、その点どう思っておられるのか、改めてお聞きしたいと思います。加配がされていないのですよ。新設校だったらされるけども、移転校扱いになっていますから。だから、学校に聞きに行かなだめですよ。電話で聞いたのか何か知らないけど、それはだめです。

それと、通学路の問題は皆さんご承知なのですが、開校と同時にグリーンベルトをつくられたのですが、駅のところは側溝もあって一見ましみたいに見えるが、

実際は、グリーンベルトはだんだん細くなって最後はなくなってしまって、このカーブのところ、ちょっと車はないですけども、車が通ればすれすれで、先頭は子どもが歩いているのですが、いつ事故が起きても不思議ではないような通学路です。だから、かつては死亡事故もあったのですが。部分的な改良、確かに予算との関係も含めて、いわゆる県事務所の境界といういろんな条件はあるのですが、本当に早期抜本的にやらないとだめだと思うのです。そういう認識があるのか、今言いました指摘も踏まえて、これ、強く要望しないと、いつ事故が起きても不思議でない通学路になっています。もう一度見解をお聞きしたいと思います。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、小菅議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の生活保護の移送費のことですが、国保の一般的な対応というのがあるかないかということで、本市の場合はないですので、実際に起こる可能性としては、これまでは、病院から病院、どうしても手術の関係で移送される場合に発生したことが過去にあったと思うのですが、そういう事例がほとんどないということで、国保の場合はそういうことなのですが、今回、移送費の扱いにつきましては、今回の周知文にもありますように、国保の一般だけでなく、国保における例外給付をどう見ていくかということが通達、通知文でもありましたように、現在、市も15名の方に通院医療費を交付しているということで、実態としては、やっぱり内部障がいとか心臓等のどうしても通院医療費が回数によって多く要するという方を認定しているということですので、大幅にこの国保と同じようになくなるということまでの適応までは実態としては起こってこないということで、これまで市としましては明確な基準がなかったのですが、ある程度他の保護の受給者の方とバランスをとれる形の移送費の認定をしていたものと考えておりますので、今、個々に保護の受給者の方に面談とか医師の診断を受けて状態を見ておりますので、先ほどおっしゃっているような状態のことには支給を中止することには至らないと考えております。

そうしまして、次に、国保のことで、生活の面でということでおっしゃっています。国保に加入いただく方というのはどうしても、これまでで言うと、年金をもらっていた方とか自営業の方、一時的に仕事をしておられなかったというような形で、もちろん所得についてはなかなか多くないと。そこらを踏まえまして、実際には、18年度を見ましても、

保険税で言うと、3分の1、この部分が各加入者の保険税で、残りが公費等で運営をしているということで、そのために、減免があるのですけれども、一定限受益に見合うということで、応益に割る負担をいただくという仕組みになっております。

ちなみに、市としても、繰り入れの部分につきましても、18年度で言うと、2億1,500万繰り入れておりましたけれども、本年度は2億7,000万当初予算で繰り入れをしているということで、一定限ルールに基づく分なのですけれども、その中には福祉医療の助成ということもしておりますので、特にその部分で福祉医療で一定限収入の部分とか高齢者の部分で対応しているというふうに感じております。

また、資格証明についてということで、法規ということなのですけれども、おっしゃったような要綱という部分で定めておりますけれども、本市としては、先ほど申し上げましたように、次の一斉給付ということで、手続としてはその中間でこのような申請をとるということはせずに、一斉給付時に新たな保険証を出す段階でそのような通知ということをさせていただきますので、要綱に合ったものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） 小菅議員の再質問にお答え申し上げたいと思っております。

先ほどの繰り返しになりまして恐縮でございますけれども、やはり農政3対策を的確に推進していきたいということが市としての農業振興施策として最重要課題だというふうな認識でございます。したがって、水田農業ビジョンですとかあるいは農業経営基盤の強化の促進に対する基本的な構想に基づきまして推進してまいりたいということで、今のところは、条例の制定は考えてはおりません。

ただし、今年度、先ほども申し上げましたとおり、農業振興地域整備計画、これから今年度、来年度にかけて見直しをしていこうかというふうを考えております。当然、こういう計画を策定していくときには地域の農家の方の意見を十分反映したものにしていく必要があるかというふうにも考えております。ですから、そういった中で、皆様方のご議論も踏まえた中で反映していきたいというふうを考えております。当然、そういう中で、農家の方々あるいは集落の方々のご意見も聞いてまいりたいというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 小菅議員の再質問にお答えをいたします。

実は、5月16日に養護学校の説明会がございまして、担当者と共に説明を受けに行っております。電話1本で答弁をさせてもらっているというわけではございません。

大変です、それはね。どれだけ大変かと言いますと、教職員が178名、大体180人ぐらいですね。それから、子ども、児童・生徒が191人ですね。そうすると、教職員よりも生徒が13人多いのですかね。だから、ほぼマンツーマンぐらいになります、全体の数でいきますと。職員室も1つなのですよ。それで、教職員百何人が広い職員室に……。常時は一緒じゃない、みんなそれぞれ子どもが来ましたら散り散りばらばらですけどね。だから、校長さんはまだ名前が覚えられないと言ってはりました。そういう状況でございます。

それから、障がいの種別は知的障がいと肢体不自由の子どもさんが行っておられまして、そして、小学部、中学部、高等と3つに分かれてあります。ちなみに、野洲市の子どもは48人行っています。小学部に26人、中学部に8人、高等部に14人ですね。こういうような状況でございますので、指導者、いわゆる教職員の数もそれだけ要るだろうと思えますし、それから、定数よりも余計に、十分配慮はしてもらっているのだというふうに校長さんからも聞いております。

それから、寄宿舎でございますが、決まりは片道90分以上で通学が困難な児童・生徒と、こういうふうになっておりますし、それだけじゃなしに、個別の事情がございますよね。上記以外の理由により通学困難と認められる者というふうに書いてあります。ですから、個別の相談に応じまして、家庭の事情もあるだろうし、いろいろありますから、そういうことで対応をしておられます。今後も、また県教委も私も行くこともございますし、そして、正式な要望書、市から要望というのでなしに、こういうような状況ですと、私も現場を見ているのですから、そういうようなことで話はしていきたいというふうに思います。

しかしながら、県の施設でございますので、権限は県教委でございます。ですから、非公式にといいますか、機会を見て、そしてお願いのできることはお願いをしていくと、こんなことを今考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、小菅議員の再質問、先ほど写真を見せていた

だきまして、我々も十分承知しておりますので、議員の方からもお話がありましたように、ちょうど南部振興局、県の方の行政界になっております。この緑の路面表示でございますけれども、これは、県の東近江振興局の方では、建物等が建っておる関係もございますし、私の推測ですけれども、篠原駅の関係もあるというふうなことで、今のところ歩道の計画は持っておらないということで、たちまちこの地元の方からのいろんな要望もございまして、緑の路面表示をしたということでございます。

確かに、歩道ではございませんので非常に危険な状態でございますので、南部振興局の方は鋭意努力していただいて歩道の整備をしていただいておりますので、その整合も含めて、我々としては、今後また東近江振興局の方にも整備について要望してまいりたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 小菅議員の再質問の中で、資格証明書の発行については手続上法令に違反しているのではないかというようなご質問であったと思っておりますけれども、先ほども市民部長の方からもお答え申し上げましたように、法律に照らし合わせて、また要綱を定める中で運用として手続上不備はないというふうに認識をしておりますので、法令には何ら問題はないと解釈しておりますので、回答とさせていただきます。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。再開を10時40分にいたします。

（午前10時21分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） いずれにしましても、担当課においても、これまでの努力そのものを否定しているわけではないのですけれども、しかし、資格証明書発行要綱と実際は違っているのは事実なので、きちっと被保険者の立場に立ったことを求めておきたいと思っております。

それと、学校を視察されたとありましたが、私も6月5日、行ったのですね。教育長は新設校と言われましたが、先ほど言いましたように、移転校なのです。移転校の場合は、職員の加配、寄宿舎等含めて、されないのですよね。だから、本当に大変なのです。何か満足されたような答弁をされていましたが、私どもが行ったときには切実な要望が寄せられました、職員の問題でも。本当に、先ほど40名と言われましたが、子どもの立場に立

ったことを市教育委員会もされるよう求めておきたいと思います。

○議長（林 克君） 次に、通告第9号、第14番、中田幸子君。

○14番（中田幸子君） 14番、中田幸子でございます。私は、今回は2件について質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、第1件目は、子どもたちのケータイネットの危険性についてお伺いいたします。

子どもの携帯ネットの状況は、ここ数年、従来の非行や逸脱傾向が拡大し、子どもの社会で暗いネット文化が当たり前と言わざるを得ません。特に、この2年間の変化を見ると、子どものインターネット上の遊びサイトがふえ続けております。その1つが学校裏サイトと呼ばれる掲示板遊びです。また、プロフ、いわゆるプロフィールサイトという遊びがありますが、こちらは今、大流行しております。学校裏サイトは、いじめの問題でクローズアップされておりますが、それだけではなく、子ども自身にサイトを開設させて、多くの子どもたちがその中で遊んでいるうちに、実名を挙げた誹謗中傷やわいせつ情報を書き込むようになっております。今は、子ども自身が情報を発信し、加害者になるという問題が起こっております。また、プロフ遊びはホームページ発信遊びです。こちらの方が学校裏サイトよりも見守りが難しいという問題がございます。

全国の中学生のうち、携帯を持っているのは5割から6割ですが、そのうち5割がプロフを持っていると推定され、実に膨大な数になると考えられます。こうした遊びは高校生にも広がっておりますが、高校生のインターネット利用は家庭も学校も指導できない状況にまで来てしまったというのが実感と言われております。これからどんなことが起きるか私たちは強く危惧しておりますが、このような社会情勢から、本市においては子どもたちの携帯利用の危険性をどのように把握し指導しておられるのか、また今後の対策についてのお考えをお伺いいたします。

第2件目、野洲駅前の一時駐車場スペースについてをお伺いいたします。

野洲駅の乗降客は、平成18年度の調査によりますと、1日平均2万7,538人でございます。このうち送迎をしておられる方が1割と考えたとしたら、2,750人ですが、朝の乗車人数だけだとしても、約半分として1,300人以上で、1人1台で送ってこられたとしたら、1,300台の車が駅前広場に入ってきていることになります。この台数はほぼ朝7時から8時までに集中しております。夕方は、帰宅時間に多少のずれがあったとしても、午後6時から7時は集中的に混雑しているのが現状でございます。今までにも、多くの方からこのことについては不満の声や要望が出されていたことと思いますが、とし

たら、この対策は早急に取り組む必要があるのではないかと考えております。

現状の駅前広場は、自家用車だけでなく、バス、タクシーも乗り入れていますので、自家用車の乗降するスペースさえない状態でございます。また、来客のために改札口まで送迎に行くこともあります。南口には現在、障がい者用を含めて3台分の一時駐車場が設置されております。北口には一時駐車場が設定されていなく、梅雨の時期となりました今、送迎は台数も2倍と考えられます。利用される方から不満が募るばかりでございますが、今日まで大きな事故がなかったのが幸いかと思われま。

現在、駅周辺都市再生整備計画が出されておりますが、南口は本年度から設計に入り、22年度には実施の計画でございますが、北口は実施が24年度となり、整備計画にはこの件の対応はされておられませんし、整備計画に合わせて検討されるには遅すぎます。一日でも早く、住民が住みやすい、住民が利用しやすい駅前であるべきだと思っております。

この件について、住民から今までにどのような声を聞き、住民からはどのような提案をされてきたのか、またその対応についてはどうされてきたのか、そして今後の計画についてをお伺いいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 中田議員の1点目の子どもたちのケータイネットの危険性についてのご質問にお答えをいたします。

子どもたちに迫ってくる危険なもの1つとして、議員ご指摘の携帯電話は、子どもの居場所を確認できるなどの有益な面と危険な部分を持つものとして、その利用の仕方について危惧しているところでございます。

現在、携帯電話の所有が小学生や中学生で進んでいる中で、携帯電話を持たせている大人の携帯電話に潜む危険性の認識不足や無防備な予防対策の実態などが明らかになってきています。そのことは、守山野洲少年センターが小中高生徒、その保護者を対象に実施しましたアンケート結果からもうかがえます。

昨年度におきましても、PTAの研修会や少年センター主催の研修会等で有害サイト等に関する研修会を実施しているところですが、今後も、子どもたちを取り巻く現状を大人がしっかりと認識し、危険な側面を有する携帯電話を持たせている大人の責任として、特に家庭において、子どもと向き合い、使用方法やフィルタリングなどの予防対策について話し合うよう啓発を行うと共に、現在、国会で審議されていますインターネット規制法案

等の法整備の動向を見守っていきたく考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、中田議員の質問の２点目の野洲駅前の一時的駐車場スペースについてのご質問にお答えをさせていただきます。

野洲駅前広場につきましては、野洲市の中心地として、また交通の結節点として重要な場所でございます。市民の方や企業の方の日常の通勤・通学の間として、多くの方に利用をいただいております。平成１５年度の野洲駅利用者数は２万６，４１２人でありましたが、先ほど議員も申されましたように、平成１８年度では２万７，５３８人と、１，１２６人の増加となっております。野洲市へ居住された方や企業の増加によるものと考えております。今後、ますます野洲駅を利用される方がふえてくるものと思われま。

このような中で、議員ご指摘のとおり、駅前広場につきましては、朝夕の通勤時間帯には送り迎えのマイカーや企業の送迎バス等で混雑している状況であることにつきましては十分認識をいたしておりますし、また、住民の方々からいろいろご要望をお聞きしているところでございます。

北口の駅前整備に際しましては、限られた区域の中で、より効率的な整備、またスムーズに安全に利用いただけるように検討を加えながら整備を進めてまいりたいと考えております。また、北口には、障がい者用のスペースの駐車場を、公衆便所の前でございませけれども、１カ所だけですけれども整備をいたしております。

そのようなことで、今後検討を加えながら整備を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきますようお願いをいたします。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（林 克君） 中田幸子君。

○１４番（中田幸子君） ただいまの答弁、教育長のを聞かせていただいておりますと、本当に危険性を感じているのだろうかという何か軽い気持ちのような答弁を感じて、これではいけないなという実感を今いたしました。

それで、私の調査した中で再質問であとまたお伺いしたいことがありますので、よろしくお伺いいたします。

まず、国の調査では、ネットいじめの代表的なスタイルは学校裏サイトの中傷書き込み

やプロフのなりすましいじめとされております。平成19年度のネット利用の人権侵害犯罪が48.2%増になっております。そして、18年度の文部科学省の調査では、いじめ件数12万4,898件、そのうちネットいじめは4,883件、約3.9%ですが、実際にはもっと高いパーセントと思われるということです。なぜならば、ネットいじめの被害者の3割から4割は誰も話していないからと考えられるからです。そして、それは、携帯電話を親に取り上げられてしまうことをおそれて、子どもたちは親に打ち明けることもせず、表面化しにくい問題であるようです。また、被害者側は、加害者がすぐにわからない不安から、周囲の友達に対する疑いの心で大きなストレスを抱え込んでいる状況でございます。

全国的には、携帯電話を持った子どもは、小学生で3割、中学生で6割、高校生で9割以上で、実に多くの子どもがインターネット接続可能な環境に置かれて、また、ネットいじめの加害者にも被害者にもなる環境でございます。野洲市内の小学校で携帯電話を持っている子どもは、現在、どのくらいありますか。また、守山野洲少年センター実施のアンケートをとられたということですが、その内容についても伺います。また、そのアンケート結果活用についてはどうされたのかも重ねてお伺いいたします。

そして、予防対策としての取り組みは具体的にはどのようにされておられるのか。

また、今日までに携帯によるいじめや犯罪、誹謗中傷、それからトラブル等が発生していませんでしたでしょうか。もしあったら、何件発生し、その対策はどのようにしてこられたのかをお伺いいたします。

そして、全国的にも、今、携帯の購入の理由のほとんどが家族で連絡を取り合うため、そして遅くなるときの緊急連絡用です。これが一番多いのですが、これだけの活用ではなくなっている今日、このプロフィールサイト、学校裏サイトと呼ばれている掲示板遊びに使われているのが現状でございます。文科省の調査では、学校裏サイトを知っている人は33%で、そのうち見たことがある人は75%です。書き込み経験者は14%です。そのうち、年に数回が38.8%、ほぼ毎日書き込むというのが22.4%となっております。書き込む理由としては、暇つぶしというのが76.8%です。その他は、友達や先生に関する情報交換が目立っております。また、「アダルト広告や出会い系サイトの広告を見たことがある」は、36.2%、約4割を占めております。インターネットやメールの利用が90.2%を占めている中で、用途は、友達とメール交換が80%ですが、プロフを見るのが47.8%、プロフをつくるのが26.8%となっております。

このような現状から、私自身もプロフィールを閲覧してみました。幾つものプロフィールを扱うプロバイダーの中から1つを選び、野洲市で検索したら、住所や出身が野洲市であるプロフィールが85件ありましたが、他のプロバイダーもあるので、野洲市民のプロフィールが幾つあるかわかりません。相当あると想定いたします。その1つを例に挙げますと、約40項目に答えると自己紹介文ができ、作成費は無料となっております。今、実際にちょっと試してみますけれども、私が開いたところ、名前は伏せておきます。項目は40項目あるのですけれども、全部読むと大変ですので、例えば、「誕生日は7月4日。星座はかに座。血液型、BっぽいA。住んでいるところは野洲市北野学区だよ。産まれたところ、守山。学年、中3。身長、158。足のサイズ、24。髪型はボブっぽいけど、ちょっと違う。性格、何でもはまる」。好きな男性とか好きな食べ物、好きな芸能人と、いろいろと40項目ありましたが、一番最後に、足跡、ゲストブックというところがありますが、ここをクリックすると、何と裸の写真がでてきました。その女の子は多分中学生ぐらいだと思うのですけれども、本当に全身裸です。そして、横に自分の脱いだ服をきちんと畳んで置いておかれて、そして四つんばいになって、お尻の方から撮った写真を見たときはどきっとしました。

私もインターネットは無知な方です。私でさえ見られる。ということになると、小学生もこれを見られるとなると、またアダルトも見られます。本当に怖い世の中だなと、興味を持たせることになっていないかと私は思っておりますが、このような現状を親である皆さん方、また学校の先生方はどれぐらい実際自分の目で見られたのでしょうか。どれぐらい状況をつかんでおられるのか、そして子どもたちがメール活用をどの程度、どの内容でされているのか知っておられるのかを改めてお伺いさせていただきたいと思っております。

次の野洲駅前一時駐車場のスペースについてでございますが、今、野洲駅周辺の整備計画を立てておられて、今年20年度からはたしか南口の方から設計が実施されると思うのですが、その取り組みの概要説明では、南口においては一時駐車場も自家用車の乗降場が計画されております。これはいいのですけれども、守山の駅前広場を私、見てきました。それによると、自家用車の乗降場には屋根が設置されており、ベンチも設置されておりました。この野洲の概要説明をされている図面を見ると、私の図面の見方が間違っているのかもわかりませんが、バスの乗降場にまでは屋根がついておまして、自家用車の乗降場には屋根がついていないのではないかなと思っておりますので、もしできるならば、自家用車の乗り降りするところにまで屋根は付けていただきたいと思います。それは可能か不可能か、お聞きしたいと思います。

そして、北口におきましては、自家用車の乗降場が、障がい者用のがありますけど普通の方はとめられないので、場所がないと想定して、送迎時間が大変混雑しております。路線バスも、ちょうどエスカレーターの前で、走行車線というのかな、駐車スペースより少し真ん中辺で人を降ろされております。そうすると、歩行する道路から段差がありますが、その一段低くなったところには乗用車がとまっております。そこでお迎えの方を待っておられ、そのもう一つ外側にバスがとめて人を降ろされます、お客様を。そうすると、そのバスのお客様は、そのとまっている乗用車の前を通過してエスカレーターの方に上がっていかれますので、バスがいるために、乗用車の方は前に進むことも出ることもできない。大変混雑しております。また、歩かれる方も危険性を伴いますので、混雑を避けるために、対策の1つとして、バスについては、既設に乗降場がございますので、乗り降りする場所が既定であります。そこに停車して、降ろして乗せるように業者に依頼していただきたいと思っております。

今後の整備計画を進められる中で、現在、広場の中央に植え込みがありますよね、北口の場合。あの部分を半分程度、半分以上でもいいかな、利用されて一時駐車場にされたらいかがでしょうか。そして、確かに植え込み部分は広場にあるということは景観上いいとは思いますが、住民が利用しやすい駅前広場であることの方が優先されるべきだと思っております。お考えをお伺いいたします。

自家用車の乗降場は一応、現在皆さんが使われておりますエスカレーター、エレベーター前が無難かと思っておりますので、今後計画を進められる中で今の課題を計画案に入れていくという確認をとりたいと思っておりますが、ご答弁をお願いいたします。

以上。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 中田議員の子どもの携帯ネットに関します再質問にお答えをいたします。5点ご質問をいただいております。

まず、1点目の携帯の所持率とアンケート内容の活用との関係でございますけれども、アンケートの中で所持率が出ておりますので、そちらの方を説明をさせていただきたいと思っております。

守山野洲少年センターが実施しましたアンケートは昨年6月に行っております。対象は、守山市と野洲市の小学校、中学校、高校から1校ずつ抽出をしまして行っております。その結果、携帯電話の所持率は、小学生では16.1%、中学生では50.7%、高校生で

は98.5%でございまして、高校生を除きまして、全国平均では若干下回っている現状でございまして。それと、携帯を所持する開始時期は中学校とか高校への入学前後が多いようございまして、小学校段階からの所有状況も増加傾向にありまして、低年齢化が進んでいるというふうに考えております。また、保護者が子どもに携帯電話を持たせている理由としましては、小中学校共に連絡用が一番多くて、小学校の保護者では72.5%、中学生の保護者では58.7%でございました。中学生では、子どもが欲しがるとかせがまれるとかの率が17.4%で、防犯対策というのが15.2%でございました。保護者がかせがまれやむなく持たせるといった現状もあるかもしれませんが、中学生になりますと交友関係とか行動範囲も広がりますので、そうした中で、防犯対策としての活用の意味合いも強まると考えられます。

このアンケート調査の活用方法でございまして、この結果を全戸配付をしておりますし、また、学校を通じまして保護者向けに配付をしまして、啓発資料として活用をいたしております。それと、先ほど教育長が答弁申し上げました各種研修会でも活用をさせていただきます。

次に、3点目の予防対策でございまして、予防対策としましては3点が考えられるのではないかなというふうに考えております。1つは、プロバイダー等に向けましては、先ほど教育長がご答弁申し上げました、一定の規制でございまして、法律の整備が必要でありますし、2点目には、携帯の販売会社に対しましては、子どもが持つ携帯電話そのものの改良といったことも必要ではないかなというふうに思っております。それから、最後に3点目ですけれども、フィルタリングサービスという制度がございまして、それを受けるように、市あるいは守山野洲少年センター、PTAともども保護者への啓発が必要ではないかなというふうに考えております。これらにつきましては、少年センターとか学校、青少年育成市民会議との連携を深めながら、一体的に保護者への啓発に取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、携帯によるトラブルはなかったのかというご質問でございまして、一昨年に実は、在日コリアンに対します人権侵害メールがございました。その内容につきましては、「すてきなまちに」の第3集に掲載をしましてその現実を訴えまして、身近にある事例から気づき考えていただく啓発資料の1つとして活用をいたしております。

それから、メールの活用が最後5点目にあつたと思います。これもアンケート調査の中で、出会ったことのないメル友がいると答えた割合は、小学生では7.9%、中学

生では18.5%、高校生では34.8%となりまして、学年が上がるにつれましてその率が上がっております。さらには、迷惑メールの受信経験がある割合というのは、小学生では15.8%、中学生では69.6%、高校生では69.8%でして、小学生では比較的少ないのですが、中高生では約7割ぐらいが迷惑メールの受信経験を持っております。こういったことから、啓発資料を活用しながら、学校とかPTAとも連携しながら、今後も子どもたちに対する指導を継続していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、中田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回の都市再生整備計画の計画概要の中で自家用車のところまでシェルターがあるのかというご質問があったかと思えますけれども、一応、今回の都市再生整備計画の中では、あくまでもプランということで、概略の検討をさせていただいているということで絵ができ上がっておりますので、その中ではシェルターも含まれておりますけれども、全体的には、今後、交付金事業という中で、我々としては国の補助をいただいて整備をしようという考え方をしておりますので、そのためにはまず、仮称ではございますけれども、まちづくり推進協議会というものを発足する必要があるとございます。年度としては21年度からという思いをしておるのでございますけれども、この中でまたいろいろ市民の方にも参加をしていただきまして十分検討を加えていくということで、先ほど北口の一時駐車場あるいはバスの関係、いろいろご質問いただきましたけれども、これらについても、その中でもまた検討をしてみたいというふうに思っております。

そして、バスの乗降場の件でございますけれども、我々も時々駅は行くわけですが、特に雨降りになりますと、たくさんの送り迎えのお客さんが見えになっております。乗用車も数珠つなぎになっているという状態の中でずっとバスが来たりしておりますけれども、その辺は、乗降指定場所がございますので、また業者の方とも十分協議しながらいけない部分については指導をしてみたいと、こういうふうに考えております。

何回も申し上げますけれども、広場の中に一時駐車をすればいいんじゃないかと、緑はあるのですけれども、その辺についても同じように当然また検討をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 中田幸子君。

○14番（中田幸子君） ありきたりの回答で、検討します、検討します。検討はやらないというふうに私はつながると思っております。例えば1カ月後までに検討するとか、そういう約束をするのが行政の責任を持った回答だと私は思っております。検討しますは永久に検討と私は感じておりますけれども、今、現状を申し上げました。その中で、先に駅前の方へ行きますけれども、混雑をしている、ご自分も体験したと今、部長おっしゃいましたよね。現状をご覧になっておられる。それなら、あすにでもできる対策。例えば、先ほど申しましたバスの乗降を既定の場所で人を降ろし、乗せる。これはあすからでもできることだと思います。そういうやれることからやるという回答が私はいただきたいのです。検討はもう結構です。そういう言葉はなくしていただきたい。検討していただくということは確かに結構なのですけれども、今度から、検討する場合は、1カ月後までに検討をし回答を出すとか、そういう期間をもつての回答をお願いしたいと思っております。

それで、駅前の方については、行政運営の総責任者は市長でございます。その市民の声を大切に行政運営をされているまちづくりをしているのが市長が総責任者です。その市長がされたことに私は感動していいのか、反対していいのか。例えば、1つ例を申し上げますと、歴史的文化遺産である家棟隧道が日本で数少ない遺産でございました。この工事にかかるとき、国からも保存するよう指示もあったときがありましたよね。けれども、住民のことを考え、取り壊す方の政策をされた市長は本当にいいと考えていいのか。私を含め、あの遺産は残してほしかったという住民の声もあったと思いますが、その中で、やはり住民の安全を考えての政策に走られたというのか取り組みに行かれた市長は素晴らしいと言っていいのか、残念と言っていいのか。住民の考えはいろいろあると思いますが、そのことから考えても、市長は住民が住みやすく利用しやすいまちづくりをしておられると考えますと、この野洲の駅前広場が住民にとって本当に他の市町よりも素晴らしい駅前である、野洲の住民として私の駅前はずばらしいですよと言えるような広場にさせていただくことを要望し期待しておりますので、駅前広場に対しては、私の質問はこれで終わらせていただきます。

子どもの携帯ネットの方ではございますけれども、今、国会で審議されている動向に合わせてとおっしゃいますけれども、インターネット規制法案の動向を見守っていくのはそれはそれでよいと思います。でも、野洲市として今すぐにはできることはやっていけないのではないのでしょうか。自主的に規制をつくってやれるところは進めていただきたいと思いま

す。子どもたちに大きな事件が起こったら、例えば、信号機を付けるにあたりまして、要望を出してもつかないけれども、事故が起きたらすぐつきますよね。これも、携帯ネットで何か事件が起きたら、皆が振り向いて携帯ネットの詮索をし、これは大変だと動く。それでは遅い。転ばぬ先の杖ではないですけれども、この野洲市で絶対にこういう携帯による事故を出さないためにも、教育委員会、そして多くは市民全体で見守っていく必要があると思うのです。そのためには、市の広報、それから小さなミニ集会等でも現状をお伝えし、私たち大人が、そして大人も被害に遭っておられる方もおられます。そういうことを野洲市全体で見守っていくようにしていくことが大切ではないかと思っております。

それから、このプロフというのは、アドレスを教えた者だけが見られるのではなくて、世界中のどこからでも見られるのですよ。そして、大変だという意識がないこと、そしてまた、一度公開した画像には回収が不可能であるということも認識を持ってほしいと思います。そのためには、健全なネット利用を指導する必要があると考えております。それには、学校の教師に対する啓発も必要です。そして、学校裏サイトの検出や書き込み内容のできる教員を育てる必要があります。そして、学校がなすべきことは、全教員が十分な認識を持ち、教育をすること。保護者にも協力を求め、可能な限り掲示板の定期的監視をすること。発生時には、警察に届け、証拠保全後サイト管理者に削除を要請することだと思っておりますので、よろしく申し上げます。

携帯サイトについては、市民全体で知っていただき、子どもたちを市民全体で守っていきたくて私は思っておりますので、市長をはじめ多くの職員の皆さん、一度この携帯メール、それからインターネット、見て下さい。そうすると、自分の子どももしくは孫がこれを見たらどうだろうという実感がわくと思いますので、皆さん体験していただき、そして、早い対策をしなければいけないと実感を持って、対策を。次のときにはその答えが「やりました」という回答をいただけるようによろしく要望して、質問を終わります。

○議長（林 克君） 次に、通告第10号、第23番、河野司君。

○23番（河野 司君） 23番、河野司でございます。議長の許可をいただきましたので、2点の質問をさせていただきたいと思っております。まず、第1点目といたしまして都市計画提案制度について、そしてまた、第2点目といたしまして中主、野洲両商工会の活性化策ということで質問をさせていただきます。

この質問の趣旨、やはり第1点目におきましては、都市計画マスタープランにもございますように、この野洲市、人口フレームを見ますと、現在5万強ですけれども、平成32

年には5万9,000人。このようなまちが描かれております。また、商業活性化策につきましても、この5万9,000人という大変人口のふえるこの野洲市の中で、本当に活力のあるまち、いいまちにしていくために、私は質問をさせていただきたいと。

いいまちにするには、やはり行政、市民、そして事業者、これが目的を1つにして、その政策を立案し執行していくということが一番大事でございます。そんな中で、行政の今の商工会等々の事業に対してどのような認識をされているのかお伺いをいたしたいと思えます。

この両方の質問でございますけれども、大変質問内容、重複するところがございまして、答弁の方も両方合わせたような回答になるかと思えますけれども、よろしく願いをしたいと思います。

まず、第1点目の景観の関係です。都市計画提案制度に関しまして、今現在、野洲市行畑一丁目におきまして、マンション建設計画が持ち上がっております。ちょっとこの写真を写していただきたいと思えますが、大変いい景観の三上山がそびえ立って、緑豊かな風景が写っております。今のマンション計画と申しますのは、ここにちょっと黄色く私塗りましたけれども、この部分にマンションが建設されるという予定なのです。それで、ここには背比べ地蔵、ご存知ですか、毎年年に1回、地蔵まつりということで、開催をして多くの市民がここに集っていただく、大変すばらしい一角でございます。この場所は、某県会議員さんの事務所がございました。それが今年なくなりまして。その中で、計画が出てきたということで、大変驚いておるわけなのでございますけれども、私といたしましては、この景観をやはり守り育てていきたい。こういう思いから質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。現在、地域市民の皆様、住民の皆様、大変困惑をされております。基本的には反対をされております。何とかこの景観を守っていくような方向にならないかというふうに相談も受けております。この中、市といたしましては、都市計画マスタープラン、これは19年3月に制定をされたものでございます。ちょっと紹介いたします。

野洲市では、三上山をはじめとする山々と琵琶湖、野洲川の潤いといった地域固有の自然資源を生かし、地域の文化、風土を後世に継承していくことが都市づくりの基本的な課題となっております。このため、人権と環境を土台に、生きる意味が実感できる地域づくりを都市づくりの基本理念といたしまして、将来の都市計画の基本的な方針となる野洲市都市計画マスタープランを策定することになりました。本マスタープランを作成するにあた

り、地域の実情に応じた実効性のある計画とするため、地域環境への満足度など、市民意識調査の実施により市民の意向を掌握すると共に、ワークショップ形式を用いた地域別懇談会を開催するなど、積極的に市民の皆様の声を取り入れさせていただきました。本マスタープランでは、美しい水、緑と歴史に彩られた心通う庭園都市を将来都市像とし、都市づくりへの市民参画や誰もが暮らしやすい都市づくり、魅力、活力ある都市づくりを基本目標としています。これからの都市づくりは、野洲市で暮らす人々、野洲市で働き学ぶ人々、そして野洲市を訪れ憩い楽しむ人々が協働して進めなければならないと考えています。今後とも、皆様方の積極的な参画とご協力を得ながら、ずっと住みたい美しい緑と歴史に彩られた心通う庭園都市の実現に取り組んでまいります。平成19年3月、野洲市長、山崎甚右衛門。

このようなマスタープランができております。こういった中、今のマンション建設の計画でございますけれども、他市におきましては、地区計画等々を策定して、一定の規制をかけておられるところもございます。我が野洲市には、その規制をかけるすべが今ないということでございますけれども、やはり行政最高責任者といたしまして、このマスタープランにありますように、この理念に基づいて、一定の指導、助言等を私は行うべきだと、このように思うところでございます。一つ見解をお願いしたい。また、地区計画、そして、この中山道沿いは県の沿道景観地域に指定もされておりますので、そういった中で、やはり1つの計画、また1つの制度を野洲市として持たなければならないと、このように思います。これの策定する期間がどれぐらいかかるのか。建設計画によりますと、来年の末には完成するというような説明でございますので、何とかそれまでに一定の制限が加えられないかと、このように思うところでございます。その点、見解をよろしくをお願いをしたい、このように思います。

また、中主、野洲両商工会の活性化策ということございまして、まず、現在の状況、5月23日に野洲町商工会が総代会をされました。そのときの議案書でございますけれども、これも一部紹介をさせていただきたい。

我が国経済は、大企業の好況下にも陰りが見え始め、加えて地域間格差、企業間格差が増幅しており、地方の中小零細企業にとって厳しい状況が続いています。さらに、サブプライムローン問題、原油高、相次ぐ生活物資の値上がりとねじれ国会による国政の混乱等の懸念材料もあり、中小企業を取り巻く経営環境は改善を期待できないと認識すべきです。特に、多くの中小零細企業経営革新の推進、事業継承、商店街の活性化などの緊急を要す

る課題を数多く抱えています。県内の現況については、大手企業の進出等による雇用情勢の改善はあるものの、新幹線新駅問題の事後処理等の克服すべき課題も散見される現状でございます。管内の状況。野洲市においては、事業者の新設、増設、移設や環境関連事業を行う事業に対し助成処置を講じ、工業の育成及び企業立地の増進による市工業の振興雇用の創出に行政努力がなされてきました。スーパーイオンの乙窪工業団地への出店も昨年実現し、地域の活性化や地元の雇用創出などが期待できる反面、市内の商工業者に与える影響等にしばらく注視する必要があります。

このようにこの5月の総代会で報告がされております。こういった中、行政としての今の現状をどのように認識をされているのか。また、現在までに、一定商業者に対しましてどのような支援策が講じられてきたか。そしてまた、ございますように、商工会の合併の問題がございまして、合併のスキームを見ますと、20年5月に商工会会員合併合意、そして、20年10月、合併契約締結、商工会合併決議、また21年4月に新商工会が成立と、このような運びになっておるところでございます。こういった中、行政といたしまして、当然、合併協の中にも参画をされるところでございますけれども、両商工会に対する誘導、指導、助言、こういったものをどのように考えておられるのかお聞きをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、河野議員のご質問、都市計画の提案制度についてということでございますけれども、これについてご回答を申し上げます。

これにつきましては、提案制度というのは幾つか当然あるのでございますけれども、まず景観と色々な形でご質問いただきましたので、その点についてご回答をさせていただきます。

平成16年に、良好な景観の形成と促進を目的とした景観法が成立いたしまして、全国的に景観に関する取り組みが活発になってきております。滋賀県においても、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例が改正されまして、滋賀県景観計画が策定されております。現在のところ、野洲市では、この県計画の範囲に入っております。今後、景観行政団体になるということでございますと、この滋賀県の計画を踏襲して市独自の景観計画を定めるということになってまいります。

市といたしましても、琵琶湖、野洲川、三上山をはじめとする山々、郊外に広がる田園

と調和した持続可能な発展を図るべきと考えております。また、景観は長期的な取り組みによりまして保全されるものと考えておりまして、土地所有者はもとより、周辺住民の総意が不可欠で最も重要であると考えております。

現在、平成21年度から権限移譲される開発許可、屋外広告物に関する業務に対しての条例や規則、あるいは要綱の整備を行っておりまして、これらの権限移譲事務と相互に関連することもございますので、この辺は調整しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、今回の開発に関しましても、開発指導要綱に基づきまして、市としては指導、協議させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、河野議員の野洲商工会、中主商工会商業活性化策についてお答えをさせていただきます。

ご質問ありました、まず商工会の現状認識についてであります。市内の商業者数や業務変動が激しい経済環境において、野洲商工会、中主商工会共に会員相互の強固な連帯により組織率の維持に努められておられます。これまでも、大規模小売店舗の市内進出等、既存商業者への影響が危惧される機会は幾度となくございましたが、両商工会共に英知と団結をもってこれらの事態を乗り越えてきていただきましたことに対しまして、深く敬意を表したいと思っております。

昨今では、市内商業者を取り巻く経営環境は市内で発生する事象よりむしろ物価の上昇等、広域にわたり対応が必要な事象に深く影響を受ける傾向にあると認識しております。こうした中、支援策であります。野洲市では、小口簡易資金に代表される低利融資の他、本市独自の商業支援策として、中小企業者向け融資の利子補給や、バリアフリーや環境配慮に対する設備投資に対する補助などを制度化し、また運用してまいりました。

次に、商工会の合併に向けた本市の取り組みについてであります。商工会の合併は、厳しさを増す経済環境に対する体制基盤の強化につながるものとして期待をいたしております。合併協議会にも、本市から委員として参画をし、合併が円滑に進むよう積極的に取り組んでまいります。また、合併に向けての支援策につきましては、今後、合併協議会を通じて種々ご要望いただくことになろうと思っておりますが、昨年両商工会との懇談会において、県内他市の合併先進事例を参考に対応させていただく旨の回答をさせていただいてお

りますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 河野司君。

○23番（河野 司君） 順序が逆になりますけれど、今答弁いただきました環境経済部長、支援策と合併に対する対応ということで回答いただきましたけれども、支援策、過去、私の知っているところでは野洲町の所管になりますけれども、やはり駅前周辺、またCブロック、ご存知ですか。また、平和堂さん、今、アルプラの前の関係とか、そういうところに対して一定の商業集積を図ってやっていきたい、頑張っていきたいと、このような要望も数多くあったと思うわけですね。こういうことに対して、何ら目に見えたことが過去なかったということで、これも、私も何でかなという原因をいろいろ思うのですけれども、双方の理由もありますし、時代の理由もあるのか、その辺もわかりますけど、やはりそうやって真剣に要望されてきたことが何ら形になっていないというこの結果。これ、行政として、行政の責任はないのかどうか、どう感じておられるのか。これをちょっと確認をさせていただきたいし、今、支援策の中で、小口簡易資金の低利融資、中小企業者向けの融資の利子補給、そしてまた設備投資による一定の補助ですね。これ、実績どうですか。19年度の実績、わかったら、これを報告していただきたい。どれほどの支援をされてきたのか。これ、ちょっと確認したいと思います。

また、合併の中で、合併に向けて介入をする、また合併ができるように助言、指導していくというような今発言だったと思いますけれども、そうじゃないのです。両商工会の決議の中でもございますように、合併に向けてこれから努力される。合併は99%されると思うのです。その中で、将来の新しい商工会の事業をやっぱり提案、当然されると思うのですね。一緒になったらこういうことをやっていこう、こういうこともやっていきたい。いろんなことがあると思うのです。これがやっぱり合併の意味であるのでね。そして、活力のある野洲市にしていきたい、駅前周辺にしていきたいとか乙窪周辺にしていきたいとか、こういういろんな話が出ると思うのですよ。これに対して、行政として、過去の経緯も踏まえてやはり一定の商業集積を図る、そんな場所等々をやはりどのように協力できるのか、支援できるのか。このようなことの議論を私は詰めていっていただきたいのです。これが行政の誘導ですね、1つの。援助ですね。やっぱり、行政のできることは行政でやっていて、そして、なおかつ商工会皆様の努力も当然制度化していただかなければならないのですけど、その辺を私はどういう介入をしていくのか、どういうプランをお

持ちなのか。これはあると思うのです、商工観光課といたしましても。長く携わってこられたので、一定の指導をやはり私は期待をするわけでございますけれども。

また、最初の都市計画の問題でございますけれども、一定の都市計画の中で、今現在は制限はないけれども、そういう思いの中でこれから取り組んでいくというような答弁だったと思いますけれども、私、その関係で、守山市のことをご存知かどうかわかりませんが、中山道守山宿の一角にマンション計画が出たですね、おとしですかね。そのときに、やはりこれも周辺の皆様の反対がございまして、そのとき、守山市も一定の地区計画、また条例がなかった中でいち早く取り組まれた、そういう経緯があるのです。これ、守山市の担当の課から、要請をいたしましたところ、快く資料を全部送っていただきました。本当にありがとうございます。また、私も現場を当然見に行きましたし、現在まだ建設はされておられません。聞いておりますと、当初の予定が15階、しかしそれが7階ぐらいになるだろうと、このようなことでございます。これは景観の中で大きな成果が来ると思います。当然、業者にも一定の収益があるという中ででございますけれども。そういった事例があるので、これはまた守山市の資料から見ますと、守山市の景観計画及び守山市景観条例の制定に係る取り組み経緯ということで、19年3月から取り組んでおられます。19年3月、去年ですよ。これは県内で5番目の景観行政団体になる。こういう条件がありますね。そして、都市再生フォーラム開催、また景観計画案のパブリックコメントと市民説明会の実施、守山市都市計画審議会に諮問、答申と。そしてまた、議会で景観条例可決。そして、景観条例の公布が20年3月ですね。そして、20年6月1日に守山市景観計画及び守山市景観条例の施行ということで、大変スピードがある。

それと、今の中山道守山宿等地区計画の決定経緯についてもこれはいただいておりますが、19年1月23日から始まっております。都市計画法第21条の2に基づく地区計画の提案です。ここで提案ですね。それが20年2月1日、守山地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行。これも大変スピーディーな行政ですね。こういうように思います。

一定の今の地区計画でございますけれども、紹介させていただきます。

名称、中山道守山宿等地区計画。位置、守山市守山一丁目、二丁目の各一部ですね。面積4.8ヘクタール。地区計画の目標がございます。当地域は、中山道の重要な宿場町であり、交通の要衝として古くから栄えたまちである。しかしながら、守山宿周辺において近年建築や開発が進んでおり、今後、景観及び環境の悪化を招くおそれがある。このため、

生活者の視点から見た中山道守山宿らしい風情ある風景を保全、再生すると共に、調和のとれた住みやすい環境をつくることを目標とするということです。そして、土地利用の方針。中山道沿道地区中山道守山宿の歴史と文化を継承し、歴史的町並みに配慮した職住共存の土地利用を誘導する。そして、地区施設の整備方針。中山道沿道地区、人や車の多い中山道の安全性とにぎわいを高めるため、歩車共存の道づくりを促進しながら維持・保全を図る。そしてまた、建築物等の整備方針。中山道沿道地区、中山道守山宿の歴史的な面影を残しながら、相隣関係や景観に配慮した調和のとれた建築物とすると。

あと、当然、区分の名称、建築物の用途の制限、建築物の容積率最高限度、建築物等の高さの最高限度。これが沿道地区で約15メートル。今、我が行畑の中で計画されているあの沿道で7階、21メートル。このようなことでございます。しかし、このような条例がないということで、今答弁ありましたように、対応できないということですね、これ。それではいけないのですよ、これ。ないからといって対応しないという、この姿勢が私はずい。当然、作業に取りかかることはもちろんですけれども、一定の野洲市のマスタープランもあり、県の沿道景観地域というようなこともございますので、これは一定の意見をやはり市長として開発業者に対して申し上げなければならないという思いをしております。それができるかどうか。していただきたい。このように思いますが、いかがなものかということでもあります。

以上です。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、河野議員の再質問にお答えをしたいと思います。3点だと思いますが、答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、商工会において種々今まで要望がございまして、それが実際形になっていない、実を結んでいない、そのことについてどのように認識されているのか、あるいはまた原因はどうであるのかというような質問であったと思います。そのことにつきましてお話をしたいと思います。これまで商工会ではさまざまな地域の工業活性化の計画、構想を立ててきていただいております。それにつきましては、市も一定の支援をしながら進めてまいったわけでございます。

最近で言いますと、平成10年以降に5件ほど計画をつくっていただいたように思っております。まず、井関地区の商業集積、あるいはJR野洲駅南口の遊休地に関する提案、あるいはその提案に対して、立命館大学でしたけれども、学生さんによつての社会実験もC

ブロックで実施をしていただきました。

それと、最近で言いますと、18年には、中主商工会の方では地域商業施設設置基本構想というものもつくっていただきまして、共同店舗の関係でございますが、そういう計画もございます。さらには、18年度で、野洲市の高規格計画、これは観光振興の関係でございますが、こういう計画もしていただきまして、最近でも5件ほどのいろんな計画をしていただきました。それで、一定の支援もしていただきました。最近の中主の共同店舗については、去る3月議会に債務負担行為付きの予算もお認めいただきました。附帯決議も付いてはございますが、お認めいただきましたが、これにつきましては、ちょっと現在もまだはっきりした計画の意思表示もございませんので、待っておる状況でございますし、意思表示をもって所要の進めたいと考えておるところでございます。

先ほどの話に戻りますと、そんなことで、なかなか実現には至っておらないというのが現状です。それには、両者のいろんな言い分と申しますか、取り組み方もあったと思いますが、その時々々の経済情勢というのもあったと思いますし、またタイミングもあったということにもございます。これも、議員の方もいろいろご存知なことだと思います。

ただ、しかし、そこへ大規模小売店舗の進出ということもございます。そういう部分では、先ほど支援策も申し上げましたとおり、可能な支援策は行政としても行ってきたところでございます。これまでのところ、商工会をはじめ地域商業者の皆様の力強い自助力をもって影響が最小限にとどまってきたのではないかと申すことで、結果として、いろんな計画もしていただいたのですけども、実現には至ってこなかったかなということも思っております。これについては、行政あるいは両者がいろいろ反省もしなくてはいけないと思いますので、それは真摯にとらえていきたいというふうには考えております。

続きまして、各支援策の実績でございますが、先ほどもご質問ございました小口簡易資金の貸付状況でございますが、79件ございまして、4億5,560万円が平成19年度実績でございます。そして、市はそれに対する利子補給を実はやっております、今、大体2.4で貸し付けを受けておられるのですけど、その0.6%を利子補給ということとしてございまして、155件で312万9,760円ということが実績として上がっております。その他、大型店の進出に伴いますいろんな支援制度を新たに設けたところなのでございますが、今のところ実績はございません。いずれにいたしましても、せっかくの制度でございますので、利用促進されるように周知に努めてまいりたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、最後の合併協議の行政の指導、誘導、あるいは新商工会への事業支援、また商業集積という部分での協力という話もございましたのですが、合併協議会につきましては、10日、第1回の合併協議会が開催されました。両商工会は50年弱の歴史がまさに幕がおりようという段階に至っておるわけでございます。私も出席をいたしました、出席の委員の皆様からもそれぞれの思いで合併後の商工会の将来について真剣な議論を交わしていただいたと、こう思っております。行政といたしましても、平成16年に中主、野洲が合併しました経験も生かしまして、また会の運営等に積極的な発言もしてまいりたいというふうに考えております。合併後の新商工会が魅力的な経済団体になるよう積極的な提言もしてまいりたいと、こう思っております。

それと、新商工会の事業支援あるいは商業集積でございますが、これも先ほどから申し上げておりますように、特に商業集積等については、やはり商工会員さん自ら英知も絞っていただく必要もございます。やはり、経験豊富でもございますので、新商工会でそういうことも検討しようということでありましたら、当然、市の方もそれに一緒に検討もさせていただくということになろうかと思えますし、先ほどの回答にも申し上げましたとおり、やはり昨年行政懇談会の回答にもありますように、新商工会の今後の発展に向けた意義ある事業のご提案ということでもぜひ提案をして下さいということも、昨年の行政懇談会でも回答をいたしておりますので、それを期待し、またその支援について市としても検討していくということになろうかと思えますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、河野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今、開発でいろいろ地元の方でお話が出ているというふうなことでございますけれども、我々も今、法律の範囲内でいきますと、用途地域内の容積率あるいは建ぺい率での規定しかないというのが現状でございます。また、滋賀県の景観計画の中でのふるさと滋賀の風景を守り育てる条例、これについても高さ的には制限がなされていないと。区域は設定されているわけでございますけれども、その中で、位置とか形態とか、そういったものについては、それも指導・助言というふうなことでございます。

そういった中で、議員の方から守山市の例をお話をいただきまして、非常にスムーズに守山市の方は進んでおるといふふうなことでお話を聞かせていただいたわけございま

すけれども、守山市さんの場合についても、当初から、あそこは中山道の守山宿というのがございましたので、その辺から古くから守山宿を守り育てるまちづくり協議会というふうなものが地元の中でも活動されておったということと、それから、守山市も景観行政団体になっておるわけでございますけれども、それと景観計画を立てる時期とこの辺の時期が相まってそういった形でスムーズになったというふうなことも聞いております。

我々としては、やはり地元の方の提案制度によってそういった地区計画を定める、あるいは景観行政団体になって景観計画を定めて、そして景観条例をつくってそこで規制をしていくというふうな、やり方としては幾つかあるわけでございますけれども、提案ということになってまいりますと、当然、地元の方のいろんな計画とか、そういう意味ではいろんな事務が出てきます。これも、すぐにぱっぱとできるものではないというふうに思っておりますけれども、その点は十分事務的にも非常に作業が必要となってまいりますので、なかなかすぐにとというのは難しいお話ではなかろうかなと思います、地元で。

それと、当然、その区域も、一部の区域ではなしに、やはり景観ということになってまいりますと、全体的な部分も含めて検討する必要があるということで、ある一定の区域を定めてこななければならない。というのは、面積要件とかあるいはその区域の方の同意要件、こういったものも含まれてまいりますので、規制をするということは。そういったことで、我々としては、できるだけ早く景観行政団体になってやはり景観計画を定めて、条例化して、高さ規制もその区域だけでなしに市内全体を見た中で計画をしてまいりたいという思いでございますので、先ほど申し上げましたように、平成21年度にそういった権限移譲の開発指導、あるいは看板等の権限移譲がございます。開発については、いろいろ絡みはございますので、その辺で同時に景観行政団体へと移行して進めてまいりたいというふうな思いをいたしております。

今の守山市さんの場合、見ていますと、それまでにいろんな事務的なこと、あるいは地元との協議とかいろんなものがあつたと思っておりますけれども、提案されてから1年以内というふうなことで、早急にされているというふうな状況があるのですけれども、先ほど申し上げましたように、景観には当然重要なことということは認識しておりますけれども、21年度以降で我々としては移行に移っていきたいという思いをいたしておりますので、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

業者への指導でございますけれども、指導につきましては、当然、開発指導要綱に基づいて我々も協議を受けております。当然、地元の思いというものは業者の方には十分指導

をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。再開を1時といたします。

（午前11時59分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長から、午前中の発言の中で修正の申し込みがありましたので、これを許します。

教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 午前中の中田議員の子どもたちのケータイネットの危険性に関します一般質問の中の答弁で、インターネット規制法につきましては現在国会で審議されていますというように申し上げておりましたのですが、有害インターネット情報規正法につきましては、昨日の6月11日に参議院で賛成多数で可決成立しておりますので、報告申し上げまして、訂正させていただきます。

○議長（林 克君） それでは、河野司君。

○23番（河野 司君） それでは、午前中に引き続き質問を継続させていただきたいと思っております。

まず、都市計画マスタープラン、これを見ておきますと、商工会の関係でございますけれども、土地利用方針という中で、商業・業務地JR野洲駅周辺については、市民生活都市活動の拠点として、商業・業務施設を誘導するなど、まちのにぎわいを生み、市民の憩いの場、そして地域の交流の場となる商業空間の形成に努めます。特に、JR野洲駅南口地区においては、地域や事業者と協働のもと、周辺の景観、日照等に配慮しつつ、一定の高さの建物を許容し、駅前整備等とあわせた高度利用等を検討します。このようにうたつてあるわけでございます。

やはり、1つの野洲市のこれからの大きな憲法みたいなものですがけれども、これに沿って事業を進めるということは、これからの合併協議会の中でも、行政としてはこの方針のもとに、先月、市街地整備課の方があの駅前のCブロックの場所を緑化していきたい、公園化したいというような発言があったと思うのです。これはもってのほかだと。この趣旨に全然反しているわけですね、これ。これから人口もふえていくし、やはりもっとにぎわいを生み出すという中で、これはぜひとも撤回をして、今このマスタープランにうたっておられますような方向で合併協議会の中で誘導、指導をしていっていただきたいというふ

うに思います。この点だけ1つ確認をしておきたい。このように答弁をお願いしたいと
思います。

また、土地計画、また地区計画、景観条例の関係でございますけれども、本日ですか、
今議会におきまして、栗東なのですけれども、栗東市議会におきましても、条例案、栗東市
景観条例の制定についてということで提案をされております。野洲市、申されておるよう
に、景観行政団体になるということが条件でございますけれども、これに向けてこれから
早急に検討をしていただかなければならないと、こういうふうに思います。先ほどの答弁
ですと、何か全体のどうのこうのと歯切れの悪い、全然進みそうにもないような答弁で
ございましたので、これもちょっと撤回をしていただいて、やはり守山、八幡、全部こう
いような条例が制定されておりますし、栗東においてもされつつあると、こういう中で、
野洲市といたしましても早急にこの作業に取りかかっていたいただかなければならないと思
います。この点について、1つ確認もしておきますが、答弁をお願いをしたいと思
います。

また、業者に対する指導なのですけれども、今現在の範囲内で指導をしているという
ことでございますけれども、やはり重要なことは、高さ、そして中山道からの距離、建物の
壁面のこともございますし、また日照権、そして交通安全対策等々、こういうのもござ
います。どの辺までこれ、指導をされているのか。一定の指導をしているということ
ですけれども、道路車線規制といいますか、そういうのもございますし、やはりそういう
のを十分ご承知いただいて指導をしていただいているのか、この点、部長の方から答弁
いただきたい。どのような指導をされているのか、そして、今日のこの質問にあります
ように、やはり景観を守るというような立場から市として踏み込んだ指導をして
いただきたいたいというふうには再三申し上げているわけなのですけれども、この
点、どういふふうに対応されていくのか。その辺だけを確認をさせていただいて、
質問を終わりたいと思います。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、河野議員の再々質問にお答えを
させていただきます。

第1点のマスタープランの中でも、商業集積ということで、特に駅前のC地区
というところでご質問がございましたけれども、あの区域については、ご承知のと
おり、都市再生整備計画の中で、空閑地ということで、公園的な整備という
ことでプランを持っております。

そういったことについて、先ほどからいろんな議員さんのご質問にもお
答えをさせていただいておりますとおり、今の都市再生整備計画については、
あくまでもプランというこ

とで、いろいろ検討委員会を設けて定めさせていただいております。その中で、最終的には、もう少し細かいことについては、まちづくり協議会というものを設置しまして、これも当然住民の皆さん方も参加をしていただいた中で詳細については検討してまいりたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

それと、景観条例の件でございますけれども、栗東市さんが景観行政団体になられて景観計画を定めて条例化されたということでございますけれども、当然、我々も、できるだけ早く景観行政団体になって景観計画も定めて、条例化できるように努力してまいりたいと、こういうふうに思っております。

それと、業者に対しての指導でございますけれども、これは、先ほどもちょっと申し上げましたように、今の規制では、用途地域での建ぺい率なり容積率の規制でございます。そして、開発の協議の中で、いろいろ我々が指導させていただいております。申し上げましたのは、あくまでもやはり地元自治会あるいは近隣者の土地所有者の方に十分な開発説明をして理解をいただくようにという指導にとどまっております。ただ、先ほどからもおっしゃっていただきますように、我々、地元の意向というものも十分踏まえまして、今後また業者に対してはできるだけ指導をさせていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（林 克君） 次に、通告第11号、第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） 4点にわたって質問いたします。

第1点目、後期高齢者医療について質問します。

4月から、後期高齢者医療制度が実施されました。これまでも議会で指摘していた問題について、政府は見直しを表明しています。扶養家族で保険料を払わなくてもよかった人についての減額、均等割しかかからなかった人の9割減免の導入など、いろいろな見直しが言われています。

しかし、高齢者が怒っておられるのは、保険料が高くなったことや年金から天引きというだけではありません。根本的な問題として、75歳の年齢で区別する保険制度であり、保険料は年金天引きで天井知らずに引き上げられること。2点目が、滞納すれば保険証を取り上げ、資格証明書を発行すること。3点目が、1カ月6,000円の上限を設けた定額医療制度であり、十分な治療や検査をしてもらえないこと。4点目が、健診も市町村の義務でなく努力義務にしたため、脳ドックをはじめ、市が行っている健診から排除された

こと。5点目が、退院支援計画をつくれれば病院にお金が入る仕組みをつくり、病院から追いつくことになったことでもあります。在宅死を4割にふやせば5,000億円削減できるという試算までつくっています。このような問題を抱えている医療制度について、以下の点を質問いたします。

1、保険料も天井知らずに引き上げられる仕組み。老人保健制度は公費と拠出金に分かれていただけですが、後期高齢者医療制度は、高齢者の保険料と現役世代の支援金と公費ということになり、世代間の痛みの押し付け合いになりました。団塊の世代が後期高齢者になる2025年には、年間16万円、現在の保険料の2倍以上になることが予想されています。保険料が天井知らずに引き上げられる仕組みそのものに問題があると考えますが、見解を求めます。

2、介護保険料と後期高齢者保険料の合算が年金の2分の1を超える人に対しては、普通徴収にすることになっています。野洲市では何人の方がおられるのでしょうか。また、年金の2分の1以上を徴収すること自体、問題ではないでしょうか、見解を求めます。

3、3月議会で、野洲市での対象者は4,316人、そのうち年金から天引きされる特別徴収は3,000人、年金が月1万5,000円以下の納付書による支払いは1,500人、またこれまで社会保険の扶養家族として保険料を納めなくてもよかった人900人と言われていましたが、4月から徴収が始まりましたが、実際はどのような現状でしょうか、お尋ねいたします。

4点目、75歳以上になれば、早期発見・早期治療でなく、残存の能力をいかに維持するかだと政府は答弁しておりますが、先日90歳の男性に、年寄りには早く死ぬということだろうと言われました。今、政府が見直しを言っていますが、年齢による差別医療を解決することはできません。根本的には、制度を撤廃しもとの老人保健に戻し、検討のし直しが必要と考えますが、見解を求めます。

5、全国の医師会では、包括払い（定額制）の申請を自粛しようと呼びかけておられます。野洲市内の病院、医院ではどのような現状になっているのでしょうか。さらに、入院している75歳以上の患者さんに対して、退院支援計画、後期高齢者終末期相談などをつくれれば診療報酬の点数が加算されますが、野洲病院ではどのように運用されているのでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

次に、放課後子どもプランについてお尋ねいたします。

まず、学童保育について。

昨年は、待機児童解消のために長期休暇の放課後子ども教室が行われ、今年は通年も行われています。しかし、学童保育と放課後子ども教室は根本的に違います。専任指導員が障がい児も含め留守家庭児童の健全育成に関わっています。1年生から6年生までの6年間の子育てを支援し、働く親からも頼りにされています。この学童保育に利用料を払いながらも安心して働き続けられる体制が整備されているから野洲市に引っ越しをされた方もおられます。一方、放課後子ども教室は、休養室も厨房室もなく、また指導員の給与も、通年は午後1時からの勤務であるため、低賃金となっています。学習アドバイザーなどは地域のボランティアなどの活用であり、学童保育を補完できる内容ではありません。

昨年10月に、2008年度の学童保育の入所希望を聞き、それぞれの状況に点数を付けて、定員枠内の範囲で今年2月に入所決定がされました。そして、定員を超えた方が待機児童となり、放課後子ども教室に申し込みとなりました。入所希望者が多い野洲や中主では、5、6年生が入れない状況となっています。来年1年生が今年と同じぐらい希望者があれば、4年生も入所できなくなります。子ども教室を希望されているのであれば、問題はありません。そのために、入所申し込みを学童保育と子ども教室と同時にすべきだと考えますが、見解を求めます。また、希望者全員入所できるように、新たな場所を確保すべきだと考えますが、見解を求めます。

21年度で、71人以上の学童への補助が廃止されます。この対応が迫られていますが、野洲、北野、祇王、中主ではどのような対応を考えられておられるのかお尋ねします。

放課後子ども教室について質問します。

学童保育所の待機児童を対象に、今年4月から、通年の子ども教室が野洲小学校と中主小学校で行われています。野洲小学校は家庭科室で19人の児童、中主小学校では体育館のミーティングルームで10人の児童、それぞれ2名の指導員がおられ、放課後の子どもの居場所づくりを支援されています。野洲小学校の家庭科室は授業でも使っているため、毎日片付けをしなければなりません。子どもたちの自主的な継続した活動でなく、指導員の指示でスケジュールをこなしています。また、長期休暇には49人になり、全員が来ることはないと言われていたのですが、春休みでも30人余りの児童が来ていますから、夏休みも同じ状況ではないでしょうか。休養室もなく、家庭科室で机も固定しており、遊びの展開も限られています。中主小学校は、ミーティングルームを専属に使っているため学童保育的な雰囲気ですが、休養室も厨房施設もなく、おやつづくりなどはできません。子ども

教室の長期休暇では、48人になります。ミーティングルームと2階のこれまで倉庫だったところが専用室になりますが、子どもたちが一日中過ごす場所としては問題があります。しかも、1階と2階に分かれるため、指導員の目も行き届かなくなります。その他の学校でも、長期休暇のとき、北野は会議室、祇王は多目的室となっており、休養室や厨房施設もありません。

放課後子ども教室について、以下の点を質問します。

1、放課後子ども教室の専用室を確保し、さらに厨房室や休養室を設けるべきではないでしょうか。

2、中主小学校では、長期休暇の場合、グループ分けなどして2階の元倉庫でも学習や食事や室内遊びなど展開しなければなりません。至急に改善が必要ですし、今後どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

3、放課後子どもプランは全児童に対して門戸が開かれています。野洲市の場合、児童の待機児童が限定となっており、国が進めている放課後子どもプランになっていません。全児童に門戸を開いた子ども教室を展開すべきですが、見解を求めます。

次に、まちづくりについて質問いたします。

野洲駅前中心市街地整備計画について質問します。

今年度予算で、まちづくり交付金制度を活用した野洲駅前中心市街地整備計画の基本設計の予算2,700万円が計上されました。この整備計画の資料が議員に配付されたのは、1回目は一昨年(平成18年)4月でした。この時点では、駅のロータリーを広げること、歩道の拡幅、歩道に屋根を付けること、案内所をつくること、一方通行など社会実験をすることなど、説明を聞いていました。

2回目に配付されたのが今年2月19日、3月定例議会前の全員協議会です。そのときに、総額24億円の概要、ペDESTリアンデッキや事業工程などは配付されましたが、駅前Cブロックに祇王井川の水を引いてせせらぎ公園の整備などの6ページ目は配付されていませんから、担当課に聞きに行き初めて知りました。検討委員会が開催されていたのですから、傍聴をしていれば知り得た内容かと思いますが、11月13日の第3回の検討委員会で、委員から、議会の承認の問題や概算事業費やスケジュールなどの報告や議論がまとまらなければ委員会の回数をふやすなどを求めています。それに対して事務局は、委員会の結果については議会の承認を得るものではない、事業スケジュールなどを次回に出すと答弁していますが、この11月の時点で事業メニュー案の骨格についておおむね委

員の承認を得たと議事録の最後に書いています。

3回目では、事業費の総額も個々の事業費も出されず、全体予算に対して4分の1も占めるデッキや歩道橋の是非を議論することもできず、要望だけを聞いて委員会の提言と結論付けていますが、大きな問題ではないでしょうか。

第4回目の検討委員会は3月24日であり、既に3月議会に基本設計予算や概算事業費やスケジュールは出されており、4回目の委員会では、事務局が本整備計画内容を委員会提言として取りまとめることでよろしいでしょうかと尋ね、委員承認と議事録に記載されています。

まちづくり交付金は、都市再生整備計画の立案をもとに事業実施、交付金の交付となっています。駅前中心市街地整備計画検討委員会は、まちづくり交付金を申請するために検討委員会の意見を聞くだけの組織でしかなかったのではないのでしょうか。この点についての見解を求めます。

まちづくり交付金は、事業間の流用が自由であり、どの事業に幾らの国費を充てるかも自由であります。また、実施できなかったということも可能であります。南口のペデストリアンデッキや駅北口の広場の歩道橋やせせらぎ公園については、異論を出す市民もおられます。このような声を反映できる計画にすべきだと考えますが、見解を求めます。

次に、景観条例について質問いたします。

3月議会で、小菅市議への答弁で、野洲市独自の景観づくりの明確化を図り、今後、開発時における景観を重視した規制や歴史・文化・伝統・自然の理念の位置付けを景観計画に盛り込んでいくと答弁されています。また、市長は、野洲川まで行けば三上山は見える、どこからでも見えるというわけにはいかない、用途区域を決め建物の高さを決めていくことを考えていると答弁されました。

昨年、野洲市は富士サミットを開催しました。この近江富士を眺望しようと思えば、市長の考えでいくと、野洲川まで見に行くという発想になり、市街地から三上山は見えなくてもよいということになります。歴史・文化・伝統・自然の理念の位置付けを盛り込むと言われても、方針がばらばらではないでしょうか。

京都市が昨年、新景観条例を制定しました。市内の中心部の町屋があるところに次々と高層マンションが建設され、市民運動団体から規制を求める声が出ていました。資産価値が下がるという意見がある中で、50年、100年先を見据え、すぐれた景観を保全、再生し未来に伝えていくということで、市街地の中心部で31メートル、職住共存地区で1

5メートル、38カ所に視点場を設け、眺望や借景保全のための建築物の高さやデザインや広告を規制しました。風致地区も世界遺産周辺にも広げました。

野洲駅周辺にはマンションが林立していますが、駅周辺だけでなく、市役所の南側にもマンション計画があります。また、行畑の旧中山道の井上医院跡にマンションが建設されます。また、アサヒビール所有の駅前の土地もどのような開発がされるかわかりません。景観条例の検討が遅れば、野洲市でも高層マンションがあっちこっちに建設され、歴史・文化・伝統・自然の理念などは言葉だけになります。野洲市でも、視点場を設ける必要があります。また、野洲市でも、緊急に景観条例をつくる必要があります。見解を求めます。

野洲川斎苑の葬祭について質問いたします。

今年4月から野洲川斎苑では、火葬だけでなく葬祭もできるようになりました。身近なところで通夜や告別式ができるようになったとの喜びの声があります。しかしながら、市民の方から利用に関して改善してほしいという声を聞きました。

葬祭棟の使用料は、小さいホールで通夜と告別式を行えば15万円かかります。貸し館のため、祭壇などはあるものの、葬儀を行おうと思えば葬儀屋さんに頼まなくてはなりません。17万円ほどかかります。また、納棺された形でしか受け付けてもらえません。そのため、自宅などで納棺する必要がありますが、病院で亡くなられた場合、寝台車で自宅、自宅から葬祭棟、その費用が5万円ほどかかります。これらで37万円かかることとなります。生活保護から葬祭扶助が出ますが、17万4,100円です。プラス火葬費用として2万1,520円。合計19万5,620円です。生活保護の方や低所得者の方とはとても葬祭棟を借りて葬儀を行うことはできません。減免規定もなく、救済されていません。大津市の公営斎場では、寝台車でそのまま運び込み、霊安室で納棺もできます。通夜、告別式を含め、葬儀費用は20から25万円ぐらいで行うことができ、最低18万円ぐらいでもできると言われていました。野洲川斎苑は、守山野洲行政事務組合で運営されていますが、低所得者でも葬祭棟を使って葬儀ができるような減免制度が必要ではないでしょうか、見解を求めます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の後期高齢者医療制度についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の後期高齢者医療制度の保険料の仕組みにつきましては、これまで2年間の医療費総額を見込んで算定をすることとなっており、医療給付費が伸びれば自ずと保険

料は引き上げざるを得ない仕組みとはなっております。しかし、これは後期高齢者医療制度だけの問題ではなく、医療保険制度すべてに共通することでございます。なお、被保険者の保険料は医療費総額の1割を負担願ひ、残る5割を公費負担、また現役世代からの支援金が4割とされている制度でございますが、低所得層には収入に応じて軽減策、また減免制度が設けられるなど、制度維持が図られる仕組みとなっております。

2点目の普通徴収となる被保険者数につきましては、約480名おられるうち、2分の1を超えて普通徴収となられる人が野洲市ではおよそ280名となります。なお、2分の1を超えて普通徴収となる人の中には、年金収入に加えて他の所得が多いことにより、年金から天引きはできないという方も多くおられるということでございますので、普通徴収の方が収入が少ないということばかりではないと考えております。

3点目の対象者は、4月1日現在の野洲市での後期高齢者医療保険者が4,430名でございます。そのうち、特別徴収対象者が2,930名、また社会保険等の被扶養者は約850名でございます。

4点目の後期高齢者医療制度の撤廃についてということで、先のご質問でもお答えをしたところでございますけれども、後期高齢者医療制度は、急速な少子高齢化の進展、また経済の低成長など、医療を取り巻く環境が大きく変化する中、高齢化に伴う医療費の増加が見込まれることから、世代間で負担能力に応じて公平に負担いただくと共に、公費を重点的に充てるということで、国民全体で支える仕組みであると、こう考えております。このことから、撤廃についての要望は考えておりませんが、ただ、国に対しましては、この制度の運営に必要な財政措置の確立、また国民に対する十分な説明責任を果たされるよう、強く要望してまいりたいと考えております。

5点目の包括払い（定額制）につきましては、高齢者担当医制度のことをお示しと察しておりますので、野洲市では現在、届け出がないものと聞いております。5月末現在の滋賀県内の登録医療機関数は29件とのことでございます。また、野洲病院での退院支援計画などの運用については現在実施されておらないということもありますし、終末期相談につきましても、国においていろいろと検討されていることで、実施されていないとのことでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 野並議員の放課後子どもプランについての質問にお答えをい

たします。

まず第1に、学童保育についてお答えをいたします。

児童福祉法では、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育の対象となる児童は小学校に在籍していますおおむね10歳未満、すなわち小学校3年生までとされております。その上で、放課後に児童が置かれている実情を勘案し、4年生以上の児童も受け入れるよう配慮することとされております。学童保育所の定員に余裕があれば、児童の置かれている状況から入所受け入れは配慮すべきでありますし、事実、野洲市におきましても、受け入れを行っております。

しかしながら、住民の福祉の向上のために行った施策ではあっても、定員を上回る申し込みの状況が続く中で、保護者の不安と混乱を招くような状況が発生するのであれば、法令に基づいた対応に戻すこともやむを得ないことでもありますし、野洲市におきましては、子どもの居場所としては、上学年、いわゆる高学年向けに子ども教室を開催することにより総合的に対応していこうとしておりますので、まずこの点をご理解いただきたいと思います。

それでは、1点目の学童保育と放課後子ども教室の同時募集を行うべきであるとのことご質問についてお答えをいたします。

放課後の子どもの居場所の提供につきましては、対象となる児童の学年により、1年生から3年生は学童保育、4年生以上の上学年は子ども教室と、2つの事業を効果的に行うことにより実施していこうとするものでございます。両事業の募集の方法につきましては、住民負担が増すことのないように、合理的な方法を構築していきたいと考えております。

次、2点目は、学童保育の増設といった趣旨のご質問であろうかと承りますが、市の財政状況をかんがみした場合、施設の新築は現時点では困難な状況であり、また、学校の教室を学童保育所として改装し恒久的に使用することについても、入所希望の多い学区では、学校自体の余裕が少なく、学童保育専用施設として教室を利用することは困難な状況にございます。

次に、3点目の野洲、祇王、中主など、71人以上の大規模学童保育所への補助制度の廃止への対応につきましては、国、県の示します基準等を研究の上、対応していきたいと考えております。

次に、放課後子ども教室につきましてお答えいたします。

まず、1点目の専用室の確保、厨房室や休養室の設置が必要であるとのことご質問について

お答えいたします。

放課後子ども教室は、自主的な学習を余裕教室を活用して行うことを目的として実施しております。ご指摘の点につきましては、現状では、専用室の確保は、学校運営を考慮した場合、非常に困難な状況であります。休養室につきましては、教室内に一定のスペースを確保しつつ、学校の協力を得ながら、体調の思わしくない児童の対応を行っております。厨房室につきましては、設置は考えておりませんので、よろしくお願い申し上げます。

次、2点目は、中主小学校での長期休業期間中の運営に係るご質問についてお答えいたします。

2階のスペースにつきましては、4月の春休み中から使用できる状態に整理しており、また、夏に向けて空調機器の設置をしてまいりたいと考えております。

3点目の今後の本市における放課後子どもプランの方向性につきましては、放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保する総合的な放課後対策としまして、将来的には学童保育所では1年生から3年生を、子ども教室では4年生から6年生を対象として子ども教室を実施することを考えております。このため、数年の期間をかけて、地域性を加味しつつ、野洲市方式としての総合的な放課後対策事業の移行期間を設け、事業形態を整えていきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、野並議員のまちづくりについてのご質問、1点目の野洲駅前中心市街地整備計画についてのご質問にお答えをいたします。

J R野洲駅周辺地域につきましては、第1次総合計画の土地利用基本構想におきまして野洲市を代表する都市拠点と位置付けをいたしまして、行政機能、居住機能、商業機能などの高度化を進めようとするものでありますし、また、駅へのスムーズな交通アクセスを図り、調和のとれた拠点づくりを進めることとしております。

今回の野洲駅前中心市街地整備計画につきましては、平成19年6月に、野洲駅前中心市街地整備計画検討委員会を発足いたしまして、駅利用者や行政評価のアンケート等の結果を踏まえた上で、市民、行政各団体が協働して駅周辺のまちづくりについて熱心に検討をいただいたものでございまして、議事概要には書かれておりませんが、3回目の開催までに事業費の議論もされてきたところでございます。

また、この整備計画書には、南口の駅前広場整備や市道のバリアフリーの他、ご指摘の

ペDESTリアンデッキや歩道橋に係る事業も含まれておりますが、これは利用者の安全確保、ロータリー内での歩行者と車両の動線を分離しようとするものでございます。この事業費の財源であるまちづくり交付金制度は、これまでの個別補助事業と異なりまして、さまざまな事業を一体的に推進することができますことから、全国で多くの自治体がまちづくりに取り入れている制度でございます。

今回の整備計画につきましては、ペDESTリアンデッキや歩道橋も含めまして、その活用方策に今後詳細に検討を進めながら適正な事業として進めてまいりたいと、こういうふうを考えております。

続きまして、2点目の景観条例についてのご質問でございますけれども、先の河野議員のお答えにも内容と重複するところがあるかと思っておりますけれども、ご了承いただきたいと思っております。

野洲市のシンボルである三上山を核に景観に取り組むことを多くの市民の方が望まれていることは十分承知をいたしております。先人が歩んできた歴史、文化、伝統も随所に見受けられます。これらを後世に引き継ぐのも我々の大きな使命であると認識をいたしております。

しかし、野洲市のどこからも三上山が眺望できるということは現実として不可能であり、将来の野洲市の都市像を構築するための居住空間の拡大には、土地の高度利用を推進し、特に一定限度の高さを容認しなければならないのも事実でございます。まさしく、その調和、バランスが大事で、区域の区分が必要と考えるところでございます。そうした区分分けには、野洲市の中で市街化区域、調整区域を問わず重要眺望点を設定し、その眺望点から見える三上山の景観を守り育てる必要もございます。

そうした試みの中で、必然的に高さということを議論していかなくてはなりません。私権の制約が伴いますので、許容される範囲、あるいは景観計画のための諸制度も議論し、行政、議会、市民、事業者の総意のもと、単に制限するだけでなく、用途の趣旨を尊重し、また理解し、その上で景観に取り組んでいくべきと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、野並議員の野洲川斎苑の葬祭についてお答えをしたいと思います。

葬祭棟は、ご承知のとおり、昨年度建設をいたしまして、本年4月から供用開始をされたところでございます。利用状況では、2カ月経過の現在では、ほぼ当初どおりの見込みとなっております。ご承知のとおり、野洲川斎苑については、守山野洲行政事務組合において運営をされております。使用料の算定にあたりましては、施設の減価償却及び必要運営経費や類似施設の状況等を勘案されまして、さらにまた各方面のご意見等も聞きながら、守山野洲行政事務組合議会において決定されたものでございます。野並議員のご提案の使用料減免制度であります。野洲川斎苑では現時点において検討されていないというところでございます。ご理解を賜りたいと思います。

葬祭棟につきましては、供用開始から2カ月余りが経過をしているわけでございますが、今後も、利用者、関係者などのご意見を賜りながら、人生終えんの地にふさわしい施設となるよう努めてまいりたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（林 克君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） 後期高齢者の問題ですが、2年ごとに上がるシステムになる、それはすべて共通だということをおっしゃったのですが、75歳以上を別立てにしてそこをやるということは、当初から、リスクの高い者ばかり集めればそれは最初から大変だと言っていたのです。だから、他の部分が上がるのと率は全然違うのですよね。20年後には倍以上になるという、こんな状況は他の医療ではないのと違いますか。答えて下さい。他に、20年で2倍以上になるというような、そんな伸び率になっているの、ありますか。

それと、医師会の6割以上の方が反対しているという、これはやっぱり医療に携わっている方々がこの制度はいけないと。大体、医師会といえば、自民党の支持層なのですよね。その人たちがいけないと言っているのですよ。昨日、参議院で問責決議が可決されたように、二院制の1つのところがだめだということで突き付けているわけですよね。ここはやっぱり、もとの老健法にもう一遍戻して、もう一遍考え直さなければ、本当、医師会みんな自民党支持やめはりますよ、皆さん。いや、そちらにたくさん皆さん集まっておられますので。

それと、昨日、市長が人間ドックは広域でやるということをおっしゃいましたよね。広域で行っていけば、これまた保険料にはね返る仕組みになっていますよね。そういうところを考えて言われているのですか。今言われているのは、健診の部分をそれぞれの地方自治体で75歳になってもしていったらどうだということが進められているところも多いの

ですけれども。75歳以上の方の保険料にはね返るようなやり方は私はいい発想ではないと思いますが、このところのご答弁をお願いします。

それと、私、さっき言いましたように、90歳の男性から本当に年寄りには早く死ぬということだろうと言われた、これが実態なのです。こんなことを言われるような保険制度、今まで老健法ができたとか介護保険ができたとか、いろんな形のことがありましたけれども、ここまで言われるような保険制度はありません。本当にいい制度だとか世代間の公平だとか、いろんなことを言われますけど、絶対にこれは公平ではありません。年寄りが尊重される、敬愛される、そういう社会にしていかなければ、これは絶対にいい子どもたちが育っていかない。もう一度この部分のご答弁をお願いします。

あと、子どもプランですが、この子どもプラン、10年間で学童保育の利用児童を3倍にするという政府目標があるのです。今、定数、定数とおっしゃいましたけれども、定数を広げればいいのかと違いますか。定数以上が入れないということで待機になっているのでしょうか。そうしたら、定数枠を広げればいいですよ。事は簡単と違いますか。施設をいろんな形で児童館を使うとかコミセンを使うとか、その他いろんな形の利用できる部分を使って定数をふやしていくということが私は一番解決方法になると思うのです。

学童保育の待機児童ゼロプロジェクトチームというのを保護者会がつくりはったのはご存知ですね、野洲の学童の。ご存知じゃありませんか、先週の滋賀民報の3面にトップ記事で載っていましたが。そういう形で、100人からの待機児童が出ているので、保護者会が結束して待機児童ゼロプロジェクトというのを立ち上げてはりますので、皆さんこれから押しかけていきはると思いますよ。定数をふやしていただくということが必要だと思いますが、その問題、どう思われます。ご答弁をお願いします。

これ、中主の2階の倉庫です。見て下さい。ひどいものですよ、本当に。こんなところで一日中子どもらが過ごさないといけないのですよ。今、空調を設置すると言われましたけれども、窓はあきません。開閉できません。倉庫ですよ、もともとが。ここで一日中、夏休み、春休みも。こんな状況になっています。これを野洲方式で構築すると言われたのですよ。これを構築するのですか、野洲方式で。ちょっとひどいのと違います。ご答弁、お願いします。

まちづくりにつきまして、今、これが一番最初に、平成17年につくられた部分ですね。これをみんな私らもらったのですよ、2年前に。そのときに、デッキはありません。奥の方に緑地ということで、向こうにつくるということで。こういうロータリーで見ているの

です。これしか私らは見ていなかったから、こういうふうな形で駅前変えはるのかなというふうなイメージはありました。これが第4回的时候に検討委員会で出されている内容なのですが、ずっとこっち側だけを映してみてください。デッキが登場しているのです。こういう形で、途中で突如デッキが登場してきているのです。今、このデッキの活用をしていくというふうなことを言われましたが、普通ならば、何々をしたいから何々が必要という形になるのですよ。つくってから使い方を検討するというのは土台根本的に間違っているのです。しかも、このデッキ、5億円から6億円するのですよ。24億円の総額の中の4分の1ぐらいをデッキで占めているのです。こんな計画、絶対間違っているのと違います。どう思いますか。

駅の北側の北口の歩道橋。これ、誰が要望しはったのです。言って下さい。自治会の自治会長さんも、そんなの知らない、聞いたことない。近所の人知らない。どこがいったい、誰が。あそこだったら、全部屋根を付けてあげてぐるっと回ればいいのですよ、危ないと言うのだったら。真ん中を通らずに。草津の南側だったら、真ん中は動かないでしょう。真ん中は行き来できない、両側サイドを通っています。危ないと言うのだったら、屋根を付けてそうしたらいいのですよ。何もそんなところに歩道橋なんて要りませんよ。

私、写真を撮ってきたのです。そうしたら、三上山が見えるのですよ、北口で。北口で、ちょっとここに。それで、この黄色の線は歩道橋のラインです。歩道橋のラインのところに、栗東に行ってそのラインを大体見たら、歩道橋を付けたらちょうど三上山がすっかりここに入ってしまう。せっかく見えていた三上山が歩道橋の階段で見えなくなってしまう。何で必要なのでしょうか、景観も含めて。そういう意味では、大事にしないといけない。1回つくってしまったら、つぶれてしまうまでそれをそのまま使わないといけなんでしょう。物をつくるときには、もっと本当にいろんな意味の検討が必要なのと違いますか。景観も含めて、そういったデッキやら、いったい誰がどこで、コンサルの発想としか思えませんよ。

せせらぎも、これもまちづくり交付金を検索していたら、せせらぎとか出ています。もう同じ。あの交付金を使いはったところ、みんなせせらぎを入れてはるのと違いますか。誰がせせらぎを言ったのです。祇王井川から引いてせせらぎといたら、どれだけお金がかかります。地域みんなの声やら要望を本当にきちっと聞かないといけないと思います。

それと、最後の野洲川斎苑。ちょっと実績、当初どおりと言われましたが、火葬がいったい何体あって、そこでお通夜、告別式、どれだけされたのか、この人数だけお答え願

たいと思います。

草津市は、生活保護の方は火葬料の免除がされています。近隣を見て決めたと言われますが、そういうふうな意味では、近隣を見て低きに合わされたのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、2年ごとに上がる制度云々ということで、倍になるというお話だったのですけども、今、4月段階で、厚生労働省が新聞紙上で発表した今後の医療費、保険料、これについては、7年間に18%ほど上がるとありまして、全国で言うと、7万2,000円が8万5,000円になるというような発表をされているのですが、実は、これについては、当初、国としては老人保健法の中で平成14年から段階的に年齢を上げるということで、19年度には75歳以上の方を対象に保険制度をスタートしたという部分が十分伝わっていなかった。国としては、この老人保健制度の維持、制度そのものを一つ今後の超高齢化に向けてみんなで支える仕組みとして新たな保険制度が立ち上げられたということで、これまでも老人保健制度としてずっと運営をされてまいったのですが、その部分が国民健康保険制度の中に老人保健制度という仕組みがありまして、多くの市民の方に費用負担を含めてなかなかご理解いただけなかった部分を急遽、医療制度改革のもとに引っ張り出してきました、あえて負担も明確な形でしていこうと。

ご承知のように、若年層は今後減っていくということが予想される中で、今回、高齢者の方と若年の方の費用負担を見直してやっていこうということの理解を若者へも求めながら国全体の保険制度を維持しようという理念のもとに進んできたものと考えておりますし、昨日もお答え申し上げたと思うのですが、やはり広域で同じ高齢者の方が同じような保険とサービスを受けられるような仕組みという理念については今後も続けていくべきだと考えておりますし、市町村の財政負担におきましても、医療費に関わりなく平均した形の負担ということもありますので。ただ、今、いろいろと制度改革について見直しをされておりますし、その部分について、市町村としては、少し動向を見守りながら、市町村で取り組むべきこと、また意見を申していく部分をこれから見定めてまいりたいと考えています。まずは、今、既に制度がスタートしまして、2回目の特徴ということになりますし、7月にはいわば本算定で動いているという中でいろんな動きがありますので、できるだけ

市民の方に迷惑がないように、啓発、周知も含めてですけども、取り組んでいくべき制度だと考えております。

2点目というか、医師会等ということで、おっしゃっているように、滋賀県の医師会についてもこの制度についてもいろいろとご意見を出されておりました、その部分についても、今後、国も医師会に求めていくということで、医師会の方と色々な保険料の話で十分理解いただいている部分とか、医師会としては、その600点の中で十分に1人の方の主治医的な形で診ていくのかということで、いろいろと十分伝わっていない部分があると思いますので、今後、国においても、県においても、その点については理解を求めるなり、また今の形の少し見直し案も終末期については出ているようですけども、見直しがされるのではないかなと思っております。

そうしまして、人間ドックについては、きのうのお答えでは、取り組めない、広域においても人間ドックとしては考えておらない。ただ、今年からスタートします保険特定健診という部分で、高齢者の方の健康保持・増進に努めていくということで、広域の方で予算を見ていますし、健康づくりのためにモデル事業として2カ所ぐらいも広域でやっていると、そういう事業が予算を持たれていることをお話を申し上げたと思っております。

さらに、この制度はということもおっしゃっておられましたけども、ベースは老人保健制度を今後安定的に進めるためにということですので、見直しを含める部分もあるんですけども、この制度がうまく進めるように、課題の方は今国でいろいろと論議されていますので、それを踏まえて実際市町村としていろいろ事務作業を進めておりますし、今後、制度改正の中でどうも財政負担についても論議をしていかなければならないようなこともありそうですので、そこらも踏まえまして、きちっと要望すべき点は要望してまいりたい、また改善すべきところは広域連合についても申し上げていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） ただいま、部長が答えましたが、ちょっと私、名指しの質問がございましたので、あえて補足をさせていただきます。

これ、野並さんが取材しておられるところの機関紙でしょう。ここに書いています、国保で独自に加入して人間ドックをやっていたところはやめた。一般会計でやっていた虎姫だけはこれからもやりはるのだと、こう書いてある。これ、おたくが書きはったと思う

のですよ。そうでしょう。だから、75歳以上の医療についてはすべて広域連合でやるのですよ。私のところは国保の中で人間ドックをやっていた。その分も県へ行ってしまったのです。だから、僕、こう言ったのですよ、やるなら広域連合の中でやらないといけないだろうと。しかし今、そこまでは到達していないと、こう申し上げた。野洲市が好んでやめたのと違いますよ、これ。わかっていたきたい。

もう一つ、学童保育。これもそうです。待機児ゼロにしようと。いいことです、おっしゃることは。しかし、物理的に無理なのですよ。だから、私は絶えず申し上げていますように、学童保育はやっぱり1、2、3でやめないといけない。学童保育はやっぱり3学年までだと。だったら、待機者はなくなります。だから、4年から上はやっぱり文科省が言う放課後の居場所づくり。それで対応したら、学童保育と分離したらいいですよ。そういうことは皆さんにやっぱり協力いただいて、市民の皆さんで考えていただいたらいいことです。一方的にこういうふうには書かずに。全くこれ、物理的に無理です。何か写真を見せはったけど、あんな場所、倉庫にあんなガラスのブロックを使ってあるかと今言っていますけど、倉庫じゃないでしょう。だから、倉庫という言葉を使ってくれるなど言うのです。倉庫に子どもを入れるって、これはやっぱり適当でないことでしょう。倉庫に窓があってガラスブロックを入れていますか。ガラスブロックですよ、窓。そうでしょう。もうよろしい、それで結構。

それと、駅前のまちづくりの関係で基本的な考え方を申し上げる。中田さんにもちょっとあったのですが、私は、今から30年前に10億を使ってあの広場をつくった担当です。今から言えば、そのときの10億は大した金でした。やっぱり、議会でもいろいろ批判が出たところでした。ところが、今になったら、もっと20億でも使って広くしていたらよかった。そういうような感じをいたしております。そこで、今、あの広場で一番何が問題なのかは歩行者と車を分離することです。だから、分離するにはどうすればいいのかって、立体にしないとイケない。回って歩かれますか。こう遠回りしはりますか。本当ですか。誰がしてはりますか、こんな広場をつくって。通ってはいけない真ん中を通ってはります。そうでしょう、人間の心理ってそうです。

(「歩道があるから通れない」の声あり)

○市長(山崎甚右衛門君) あれは歩道と違います。タクシーの乗り場です。つくった私が言っています、つくった私が。

だから、人と車を分離するときはどうしたらいいのかと。草津の駅、おっしゃいました。

石山の駅、どうですか。全部立体にしています。そうでしょう。あの狭い石山の駅でも、電車とバスとタクシーをうまく入れるようにして、ああいう駅前広場をつくりはりましたよ。あれは高くついています、おっしゃるとおり。人を上を通らせて、下は車です。だから、そういうことはまず1点なのですよ。

それと、おっしゃるように、送迎用の自家用車。これをタクシーとバスと一緒にしたら、大変なことになる。だから、バスはバスで乗り降りをする場所、タクシーはタクシーで乗り降りする場所。送迎の車はなるべく広場から早く出てもらおう。そのためにはどうしたらいいか。これ、内部でも議論しているのですよ。入るのも出るのも1カ所です。だから、横へ出られないかと、こういうこと。それは送迎用の車だけ。こう行ったら、やっぱり駅前が楽になる。そういうことを基本に置きながら設計をして、委員会をつくって。金のことばかり言うてはりますけど、いかに駅前広場、あれだけの広場を効率的に使おうとすれば少々の金は要ります、やっぱり。そういうことを理解してほしい。

それと、三上山を見たかったら野洲川へ行けど、そういう単純な理解をしないで下さい。野洲川の河川空間をどのように利用するかということです。あれだけの大きい河川空間をつくっていただいて、安心・安全な川になったじゃないですか。あの空間をいかに使っていくか、まちづくりの景観のために。そういうお答えをしているのに、単純に言葉じりを拾ってそんなこと、野並さんもあるう方がそんな単純な解釈をしないで下さい。野並さん、お家から三上山が見えますか。そこまで言うといけないですね。だから、お互いに家が高いか、低いか、片一方の家が見えるために窓を高くつくった、見えんようになったらうちを高くいくか。ほんなら、こうせえなと言って、そういうことなのです。見るところは見るところできちっと残したらいいのです。開発するところは開発するところをつくったらいいじゃないですか。そうでしょう。野洲市全体から三上山が必ず見える場所。こんなうまいことまちづくりできないですよ。ご理解いただきたいと思います。

また、あと部長答えていただきます。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 野並議員の放課後子どもプランの再質問でございますけども、ただいまの1点目の学童保育所の定数を拡大するという件につきましては、市長の方から答弁をいたしておりますので控えさせていただきます、2点目の放課後子ども教室で、中主小学校の体育館の2階を使っている件だけご答弁申し上げます。

写真の方は暗く写っておったのですけども、その部屋は、スペースも結構広うございま

して、採光もとれるようになっております。ですから、最適とは言いませんけども、子ども教室の部屋としては全く不適ではないというふうに考えております。それと、こちらの方は季節教室、特に長期休業期間中に使おうと思っておりますので、その出席者が少ない場合には、いつも大体6割程度しか出席がないのですけども、常時の教室の部屋ではございませんので、2階の部屋を昼食の場所とかあるいは特定の活動の場所として活用していくようなことも考えられますので、その点ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、野並議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、利用状況ということで、葬祭棟、火葬棟の利用状況でございますが、今年7月以降ということでお答えをさせていただきます。

まず、火葬棟につきましては、4月は129件、うち57件が野洲市市内の方でございます。そして、5月につきましては130件、市内は58件ということで、6月についてはちょっとデータを持ち合わせておりません。よろしく申し上げます。

次に、葬祭棟につきましては、4月が3件でございます。これは告別式のみも含めておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。それと、5月が8件。そして、これは6月9日までのデータでございますが、3件ということで、計14件の葬祭棟の利用があったということでご理解賜りたいと思えます。

それと、もう一点、草津市は減免されているというご質問がございました。類似施設をすべて参考にしたわけでもございませぬ。ございませぬといひますか、それをういたわけでもございませぬので、いろんな角度から検討した結果、現在に至っております。しかしながら、議員提案でもございませぬ。ただ、先ほど申し上げましたとおり、運営は守山野洲事務組合で行っていただいておりますので、今後、議員提案制度も含めまして、利用のあり方といひますか、そういうことも組合の中で検討をしていただくよう働きかけるということになりますけども、それでご理解を賜りたいと思えます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、野並議員の再質問、ただいま市長の方からもいろいろお話をいただいたのですけれども、デッキの件につきましては、先ほど申されたように、つくってから考えるのかというお話でございますけれども、我々はあくまでも、

先ほど申しあげましたように、歩車道の分離という意味でデッキということをお願いを申し上げたとおりでございます。

それから、北口のデッキあるいはせせらぎ、これは誰が言ったかということでございませぬけれども、これは平成17年の南口土地利用計画委員会の中でもそういったお話が出ておりましたし、我々が強制してつくったというものではございませぬし、もちろん昨年度の南口の都市再生整備計画の中での市街地整備検討委員会の中でもいろいろと議論をしていただいた中でこういうプランづくりをしていただいたということでございます。

また、この件につきましては、当然、詳細につきましては、先ほどから申し上げてまいすように、まちづくり協議会というものをつくって、また多くの方々にご意見をいただいた中で詳細について詰めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） まず、1点確認をしておきたいのですが、中主のこれは以前は、中主の方はご存知ですよ、何に使っておられたのですか。ずっとあいたままだったのですか。会議に使ったりとかそういう学習の場に使ったりとか、していたのですか。まず、それ、確認しておきます。私、元倉庫だというふうに聞いておりますけれども、何に使っておられたのですか。

それと、せせらぎ公園。一番最初の1回目の6月の検討委員会で、コンサルがいろいろ出してはるところにそういうなのがあるのですよ。言ってみたら、検討委員会で行政の説明の中にレールが引かれているのです。川とか水に恵まれているとか、そういうなのを持ってこないといけないというふうなね。そういう部分が導入の中で、行政が……。これ、全部コンサルがつくった絵だと思っておりますけれども、コンサルの絵があって、それをもとに検討されているというね。最初に皆さんの声があってあれがつくられたというのではないのですよ。逆なのです。

それと、先ほどから市長が渡る、渡るというけれども、渡れなかったら渡れないのですよ。あそこ、ちゃんとしまになって横断歩道が書いてあるから渡るのです。あそこ、真ん中がそういうふうな渡り方ができないようなところだったら渡れません。渡れるようになってから。北口かて、そうですよ。横断歩道が書いてあるから渡るのですよ。あそこ、通れないようにしたら渡れないのです。でしょう。渡れるかって、渡れないようにしたら渡

れないのですよ。そんなの、わかるでしょう。山になっているところを飛び越えて行かれますか、そんなの。本当に泉をつくりはって、そのせせらぎとか、今までいろいろあります。野洲でつくった生和神社のところのせせらぎ、みんなつくってはります。御上神社のところにつくりはったあれ、皆さん使われています。あっちこっちに……。

(発言する者あり)

○16番(野並享子君) ああ、使ってはりますか。まちの中に本当にそれをつくったら、その管理だけでもまたまた大変な状況になりますよ。

○議長(林 克君) 市長。

○市長(山崎甚右衛門君) 時間がなくなったので、答えます。

我々行政がいろんな仕事を預かった上で、不便なものをつくったらおしかりを受けますよ。こんな広場をつくって、時間がないのにこう回って、駅……。こんな駅の広場をつくったのは誰と言われますよ。やっぱり真ん中を通れるようにして1秒でも早く電車に乗れるようにするのが我々の仕事なのです。ここ、道をつくらないのだから、こっち回ってこう回って行けよって、誰が行きはりますよ、そんなこと。かえって、そんな広場をつくったら批判を受けます。やっぱり市民の皆さんが1秒でも2秒でも早く電車に乗れるように、近道で行けるように設計をするのが我々の仕事なのです。本当ですか、それ。ぐるっと回らせてよろしいか。よろしいな。それだったら、金を使わないで広場をやりましょう。木を植えて美しくして。おっしゃるように。その批判を受けるのはわしと違いますよ。

以上、終わります。

○議長(林 克君) 教育部長。

○教育部長(東郷達雄君) 中主小学校の体育館の2階でございますけども、昭和61年建築になっておりますけども、私の記憶だけで申しわけないのですけども、はじめはスポーツ少年団のバレーボールとかが2階で練習をしておったのですけども、そういうときにあそこを使って食事とかをとっておったというふうに記憶しております。その後、ちよつといつの時点かわかりませんが、兵主太鼓が練習する場所がないということで太鼓を置かれて占用されてしまったという経過があったと思います。基本的には、建った当初は、体育倉庫は1階でございますので、倉庫ではなしに、ある程度多目的に使える部屋としてつくっておったというふうに認識しております。

○議長(林 克君) 次に、通告第12号、第11番、藤下茂昭君。

○11番(藤下茂昭君) 11番の藤下茂昭です。

まず、一般質問の本題に入る前に、先般の中主幼稚園並びに学校給食センターの事故に対しまして、関係機関においては万全の対策を講じられることを切に希望いたしますと共に、中主幼稚園の事故におきましては、一部のマスコミが幼稚園の池の埋め戻しだとかあるいはまた遊具などを撤去しますというような報道をしておりますけれども、こうした危険なといいますか問題のある施設は除いてしまったらそれでいいというような短絡的な発想で安易な方策をとらないように、慎重に対処されるよう、強く要望いたします。いやしくも、あつものにこりてなますを吹くというふうな愚のないように一つ要望しておきます。

さて、一般質問に入りますが、私は、本市の学校給食の米飯に野洲市産のブランド米を100%使用して、本市のすべての子どもたちが日本一のご飯を食べて、そして、野洲市の農産物は言うに及ばず、このふるさと野洲市に誇りを持って、心身共に大きくたくましく育ててもらいたい、そういうような思いで質問をいたしたいと思えます。

さて、昨年9月、新しい学校給食センターが稼動いたしました。ところが、職員の努力にも関わらず、一部の子どもたちからご飯がまずくなったというふうな感想を聞いております。ところで、旧中主学校給食センターでは、給食の米は長年にわたって地元産のブランド米を使ってきたという歴史的な経過がございます。しかし、現在の学校給食センターの米は、全量がJAおうみ富士を通して使われているようでありますけれども、コシヒカリを100%使っていると申しましても、以前のブランド米に比べると品質で劣っているというふうに聞いております。

というのは、ブランド米と普通米との違いは、まず米づくりにおいて最も重要な肥培管理が異なっております。その一例を申し上げますと、ブランド米の肥料は主として菜種油かすを用いまして、その他の肥料でも、有機質を主成分とする有機肥料を使っていること。しかも、施す肥料の量、つまり施肥量を一定量以下に抑えて、収穫量が少なくなっても余分の肥料を使わないこと。さらには、除草剤や殺虫剤の使用を極力抑えていること。こうした手間暇をかけたいわゆる栽培管理のもとで安心・安全な、しかもおいしいと言われております野洲市のブランド米が生産されているわけでありまして、食味、いわゆる味におきましても、全国的に名をとどろかせております新潟県の魚沼産のコシヒカリに引けをとらないという評価をいただいております。京阪神の大消費地で大きな評価を得て、一般のコシヒカリよりも高値で取引をされております。まさしく、長年にわたる野洲の農業者の汗とあぶらの結晶が今日のブランド米を生んだと言ってもよろしいかと思えます。もちろん、一般の野洲市産のコシヒカリも決して低い評価ではございませんが、ブランド米と比

べますと、特に食味において、あるいはまた安全性の上において差が生じているわけであります。

さて、国の新しい教育基本方針で、国やふるさとを愛する心をはぐくむ教育を推進することが大きく提唱されております。大堀教育長は、本年度の教育方針の中で、郷土である野洲市に誇りを持ち、郷土を語れる人間の育成に取り組む。また、新しい学校給食センターでは、食育はもちろんのこと、地産地消を踏まえて一層の充実に努めると、こういうふうな所信を述べておられます。私も大いに賛同するものでございます。将来を担う子どもたちに野洲市産のブランド米を食べてもらい、食の大切さ、食糧の安全保障の有用性、生産者の労苦などを交えながら、生きた食育を進める。そのことと同時に、野洲市の農産物はもちろんのこと、ふるさと野洲市に誇りと感謝の心を培う教育を推進することが大切だと思っております。このように、郷土愛、食育あるいは地産地消を推進する観点から、学校給食の米は全量野洲市産のブランド米を使用すべきだと考えております。

そこで、以上のことから、学校給食に市内産のブランド米を導入することを提起いたしますので、幼稚園、学校、学校給食センターを所管する教育委員会、そしてさらに米の生産や供給を所管する環境経済部、さらにまた財政措置に対する担当部長からそれぞれの見解を伺いますので、一つよろしくご回答をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 藤下議員の「学校給食に市内産のブランド米を」のご質問にお答えをいたします。

ご質問の内容にもございましたが、現在、学校給食センターではJAから市内産米100%のコシヒカリを1キログラム315円で購入をしており、この価格は学校給食会が県内の各市町から炊飯委託を受け提供している精白米の単価に合わせております。本市が20年度に使用する米の総量は年間約54トン程度で、議員の質問にございますブランド米、いわゆるこだわり米の市内産精白米価格と現在の価格とを比較しますと、その差は年間で400万円余りの増額となります。現在、毎日のように物価上昇が報道され、材料によっては高騰しているものもあり、中には突然手に入らなくなる食材も出てくるなど、日々の材料検討と材料費調整に苦慮しておりますが、何とか予算内におさめられているのが現状でございます。

このような中、現在の1キログラム当たりの315円でいわゆるこだわり米が購入可能

であれば問題はございませんが、全量を市内産のこだわり米で提供するという事は、1人当たり月額66円程度の追加米代を必要とすることになります。今後の物価変動が不確定の中では、他の食材に影響を及ぼす可能性があり、現状では難しいという他ありません。教育委員会といたしましても、議員からのご提案いただいております趣旨は十分認識しておりますことから、全量をこだわり米にすることは困難であると思われませんが、一定量の市内産のこだわり米等の購入につきましては、保護者負担がふえない方法で至急調整させていただきたいと考えております。

また、新給食センターが稼動し安定してきた昨年10月ごろからは、各校園から毎日返信されますモグモグメールでは、温かくておいしいとか、昨年10月と今年の5月に行った保護者の皆さんの試食会のアンケートでも、ご飯がおいしくてよかったなどの評価を得ております。

以上、藤下議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） 藤下議員のご質問でございますが、学校給食に市内産のブランド米ということでございます。

私ども農林水産担当の方といたしましては、野洲市内でいろんな形で環境にこだわったお米をつくっていただいているということでございます。それにつきましては、特に昨年度平成19年度から農地・水・環境保全向上対策という形で、我々俗に言う2階部分と言っています、営農活動への支援ということでございます。これにつきましては、20集落336ヘクタールに対して取り組みを行っていただいております。それらに対して、10アール当たり6,000円の交付金を支払っているところでございます。そのうち、4分の1に当たる1,500円というのは野洲市としても負担をさせていただいております。そういうことで、環境にこだわった米に対して野洲市としては支援をさせていただいているということでご理解をいただければと思います。

当然、本市といたしましては、売れる米づくりということで、環境こだわり米等へのPRは実施してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 藤下茂昭君。

○11番（藤下茂昭君） それでは、再質問をいたしますが、今、教育長の方から主に財政的な面でいろいろと問題点があるということで発言がございましたが、確かにおっしゃ

るとおり、年間の白米の使用量54トン余りということで、それから年間のブランド米を使用した場合のプラスアルファの分ですが、約400万円ということでもあります。月額も六十何円でしたか、そういうふうな話でございましたが、大体1年間に700円余りということになりますね、差額が。

ですから、例えば、本市においても学校給食以外に例えば児童、それから幼児、そうした方々の福祉対策の一環として、例えば医療費の負担が国だとか県の基準以上のものを支給をしておったというようなことでもありますし、現在も一部そうした施策を講じられています。そうした厚い手当によって、野洲市の若いお母さん方、他市町に比べて大変厚い施策ということで、野洲市がいいなというような評価をされて、野洲市に住みたいというふうなこともございますし、そういうふうなプラスアルファの面が他の施策にもあるわけでございます。

先ほど私が申し上げたように、わずか1人当たり700円ですね、年間。そうしたことによって、せっかく野洲市の市内において、これが遠く沖縄や青森とかそういうような遠方からわざわざ買入れるなら別ですが、市内産で全国的にも引けをとらないブランド米があるわけです。例えば、旧の野洲町では愛郷米だとか、あるいはまた、最近南櫻の方ではカルケット米ですか、そうしたもの。あるいはまた、旧の中主町におきましては野田ふじ米だとかシルキーライスと、そうしたいわゆるこだわり米があるわけでございます。

そういうようなことで、せっかくのこうした野洲市のブランドというものを大いに子どもたちにじかに体験をさせる、そしてまた食育とあわせて、そうした郷土に誇りを持って感謝をするというようなことは、ただ地産地消、ただものが動くあるいは食べるということだけではなくて、教育的な効果も大いに出てくるわけでありまして、そうしたことについて、わずかな700円の費用でございます。そうしたことをぜひとも財政的な措置をとっていただいて、一つ野洲市あるいはまた日本の将来を担う子どもたちの育成に努力をする。そういうことが我々の任務ではないかと思えます。一つ、そういうようなことで、改めてそうした財政出動もあわせてやっていただきたい。これは、市長にもぜひともそういうことをお願いいたしますので、この辺、またご見解をお願いしたいなど、こういうふうに思えます。一つよろしく申し上げます。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 藤下議員の再質問で、実は私も気にしていることとございまして、中学校に学校給食をやろうということは合併協議会の基本的な協議事項です。そこ

で、私は申し上げたのは、米飯給食をやるなら給食センターを建てましょうと。これもはっきり申し上げて、もちろんそうだとすることで、米飯給食を中心としたセンターを建てようということなんです。もう一つは、学校給食会が提供するご飯はやめて、やっぱり自分でかまで炊いて、温かくないと言うとちょっと語弊があるのですが、温かいご飯を子どもさんに食べていただくようにしようじゃないか。幸いに、近江米、中でも野洲米、非常においしい米だというのですから、地元の米をおいしく食べてもらおうじゃないか。こういう思いですと進めてまいったのですが、やはり保護者にも費用の転換はできないということや何やらで、学校給食会が提供する米価と同じ米価で買っていくのだと、こういうことで若干私、疑問を持ったのですが、野洲米のブランド米がそれでいいのかなということ。ある面で言うなら、農業をいろんな面で振興していこう、おいしい米をとってもらおう、そして、やっぱり野洲米のブランドを上げて、農業を熱心に取り組んで、後継者の問題その他がありますから、やっぺいこうというときに、それはちょっとまずいなという思いは持っておったのですが、今、藤下議員からそういう意見を出していただきますと、やっぱり私の考え方も間違っていなかったなというふうに思います。

ちょっと古い話をするのですが、旧野洲町時代に、湖北の町長さんと高島郡内の町長さんでした、学校給食会から炊いた米をとっているのだけど、どうもうちらの方はもっとおいしい米がとれるで、地元でとれた米を食わせてあげようと思って一生懸命になるのだけど、それをしようとする米代を負担しないといけないのだと、こういう話がありまして。ああ、そうか、米代を負担しないといけないのと、私もそのときは認識不足で。それでも、やっぱり地元の子どものにはおいしい米を食べさせてやるのだということで補助金を出そうと思っているのだと、こういう話がありました。その話を持って帰って、野洲町時代なのですが、言って、うちの方はおいしい米がとれるのだから、おいしい米を子どもさんに食べさせないかと、こう言ったら、残念なことにご飯を炊くかまがなかったのです。牛乳とパンの主たる給食、しかも中学校がなかったわけですから、低学年ですからそういう給食があった。こういうことで、野洲町ではできないということがわかって、ああ、そうか、しょうがないなということでございました。

(発言する者あり)

○市長(山崎甚右衛門君) いやいや、かまがなかったのですよ。いや、聞いて下さい。米飯のかまはなかった、それだけの数をつくる。だから、そういうことで断念をしておったのですが、やっぱり米飯を中心とした給食センターも建ちました。そして、おいしい米

を食べられるという思いもございますので、おっしゃるように、若干そういうことも含んで、やっぱり農業の振興面からもそういう取り組みをしていきたいなど、こんなふうに考えておりますので、今後また検討してまいりたいと思います。

それと、どうもあれだけの給食センターを建てて、精米機がないとか、貯蔵する、4トンまでは貯蔵できるのかな、その貯蔵庫はあるのですが、そういうものもできていなかったということが今考えて非常に残念だなと思うのですが、必要ならばそういうものも設備して、直接農家からお米を買って、備蓄しながらそこで精米にして子どもさんに食べさせていくというような方法も1つの方法かと、コストを下げるためにはそういう思いもいたしております。よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと議長のお許しを得て、野並さんの回答の中で抜けてあることがございました。お許しをいただけると幸いです。

○議長（林 克君） どうぞ。

○市長（山崎甚右衛門君） 西本さんもそうじゃないと言ってはるけど、そうじゃないですよ。あの真ん中はタクシーに乗るためにつくったのです。だから、歩道がかいてある、かいてあると言われるけど、あれは危ないから後からかいたのですよ。考えてみて下さい。梅元さんの前のガッターは低いですか。高いでしょう。こうして上がらないといけない。タクシー乗り場の真ん中のあの中の島でも高いでしょう。あれは公安委員会が下げさせないのですよ、あの駅前広場の全体の構造からいって。だけど、あそこを通らなくて、タクシーがこう回るから、白線だけは引こうじゃないかと引いたものなのです。はじめからそういう計画ではできていませんので、それだけのご理解をいただきたいと思います。

やっぱりどう考えても、人と車を分けましょう。やっぱり立体にしましょう。そこで何か言われましたね、コンサルの何やら何かに載っているのと違うかと。いや、そんなことがあるのだったらちょっと説明してもらわないといけないけど、こんなことでそんな広場をつくっているのだったらおかしいと思いますよ。だから、やっぱり立体の広場をつくって、公共事業というのは市民の皆さんの安全を守る、そして使いやすいものをつくると、これが理念ですから、そういうことを含んでやっていきますので、ご理解をいただいております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 藤下茂昭君。

○11番（藤下茂昭君） ちょっと間がありましたが、要は、先ほどの答弁の中で、JA

から全量を買っているという話ですが、これもたしか、3月でしたか、12月でしたか、私の質問の中で、給食センターは100%野洲市産の米ということを南前教育部長の答弁の中であったかと思えますけども。ところが、このカントリーエレベーターの米、必ずしも100%野洲市産のものではありません。というのは、JAおうみ富士というのは、ご存知のように、野洲市と守山市とこの区域、旧の野洲郡の大部分ですね。ですから、刈り取りの時期によっては、野洲と中主のカントリーエレベーターへ守山市の米も一部入っているということですね。ですから、中主なり野洲のカントリーエレベーターの中の米は100%野洲市産のものかということが絶対保証はありません。

ですから、そういうようなことが後からわかりまして、そういうようなことも含めて、こうした本当に市内産のものを野洲市の子どもたちに食べさせるというなら、それは不可能な問題でありますから、個別にやっぱりそうしたブランド米を給食に供すると、こういうことで、あわせてこの点を補足をしておきたい。そういうふうに思います。一つ、そういうようなことで、ぜひとも野洲市のブランド米を野洲市の子どもに食べさせるということ。この普通の米は20年8月末から9月にかけて収穫をするわけですので、ぜひとも財政的にも9月から実行できるような措置をとっていただきたい。この面をあわせて補足をして、要望しておきたいと思います。一つよろしくお願いします。この点についても、見解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 克君） 藤下茂昭君。

○11番（藤下茂昭君） 先ほど市内のブランド米の中で、南櫻のカルケットと言いましたが、カルゲン米ですので、ちょっと訂正をしておきます。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 藤下議員の再々質問でございますけども、まず、JAから全量を野洲市産米を買っているというお話なのですけども、JAから買おうとしておりますのは54トンのうち50トンでございます。4トンは、もともとこだわり米といいますか、藤下議員おっしゃるブランド米を購入予定でございました。100%野洲市産ではないというのは、一時的にそういう時期がカントリーか何かであるかもわかりませんが、その辺は調査をさせていただきたいと思います。契約の方は野洲市産米というふうになっております。

あと、本年度から早速調整をさせていただきたいのですけども、ついでには、教育長から

ございました保護者負担がない方向で調整をさせていただいて、来年度に向けても、平成20年度産米の準備に入られる前に調整をしたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。再開を3時といたします。

（午後2時43分 休憩）

（午後3時00分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第13号、第7番、川口東洋君。

○7番（川口東洋君） 7番、川口でございます。エコ推進車の増車ということで質問をいたします。

昨日の国会、非常に私、最近残念に思っておりますのが、中央へ出ていっていただく政治家の皆さん方にどうしてこうも日本国の国民のそれぞれの人間性をたっとなだしっかりとした社会をつくっていかうとする哲学を忘れ去ってしまった中央の政治家の人たちが…。本当にむなしい思いをして、きのうのニュースを見ておったわけでございます。憲政史上初の首相の問責決議案ということのようでございますが、散会後の福田総理のテレビのインタビューでは、私が最大の被害者なのですよというふうに言ってはりましたね。でも、もっと大きいのは国民かなというふうにしゃべっておられたのを聞いたわけでございますが、早速、本日は衆議院で信任決議案がなされるということでございますが、もうちょっとやっぱり中央で政治を動かす人たちに先ほど申し上げました哲学の心を持ってほしいという思いが大きゅうございまして、非常にむなしい気持ちがしてまいるわけでございます。

こんな無責任な時代というのですか、仕組みとして勝ち組と負け組がいて当然だとうそぶいた小泉さんが本当は問責されるべきかなというふうにも思いますけれども、本当は違うでしょうね、中央官僚で今騒がせている人たちが問責決議を受けるべき人たちなのでしようね。

そこで、ちょっと先ほども出ておりましたけれども、野洲川齋苑は好評のうちに運用をされているというふうに思っています。私、同じ町内の先輩の方のお通夜に守山のホールに出席をしておりましたときに、同じ市内の長老の方から、いいのができたらしいじゃないか、川口さん、わし、ぜひともあそこでお世話になりたいから予約できないだろうかというふうにおっしゃっていたのを今思い出しておりますのです。先だって、私は齋苑へ行

ってまいりました。私は、事務組合の議員は経験はさせていただいたのですが、今は議員ではございません。受付、事務室へ行って、予約に来たけどどれぐらいの割引になるのだろうかという話をしました。えっと言って問い直されたのですが、違約金はどうなるのだろうかということに話がそれまして、本人が申し込んでおいてもう焼いてもらっているのだから違約金は払わないというふうに答えたりしておったのを今思い出しているのですけれども。

今申し上げましたように、非常に市民の皆様方には、逝かれた人には聞けないわけですが、おおむね評判はいいように伺っています。局長に聞いておりましたら、おおむね12人の方をこれまでにここでお世話させていただきましたというふうに答えておられました。私、多くを耳にするのが運用の幅を広げてもらえないだろうかということですね。どういうことかというふうにお聞きしたら、お通夜、それから告別式、それと西日本方面でよく使われる盆たたきとか、特にお葬儀の後は仕上げというふうに言われておるとのことですが、そういうときにもささやかな仕上げの席も設けられるように工夫してもらえないだろうかというのがその方の希望でございました。

そこで、私は質問に書いておりました。言える立場と違うかもしれませんが、一つぜひとも事務組合の片方の自治体として、地理的な問題、課題がございますから、葬儀に参列される方の利便を図るためにぜひエコ推進のバスを使うように提案をしていただきたいということで質問を申し上げるわけでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、川口議員のエコ推進車の増車ということでございます。今、話もございましたように、柔軟な運営ということでございますが、お答えをさせていただきたいと思っております。

野洲川斎苑につきましては、厳粛な中にも明るく、安らぎがあり、人生の終えんを迎えるにふさわしい施設として、平成14年4月から開苑をいたしております。利用者からは、運営やサービスに対し満足いただいていることと考えてございます。また、当初からの計画であった葬祭棟につきましても、本年4月から供用し、順調に運営をされているところでございます。

この運営方法につきましては、運営主体であります守山野洲行政事務組合において運営方法等を決定されているところでございます。ご提案の送迎サービスについてでございますが、現在は計画をされていないということでご理解を賜りたいと思っております。

なお、ご提案の中で、送迎バスの運行が可能であればということで、エコ推進バスということでございますが、これは勝手な私どもの解釈で、BDFの燃料を使用した自動車の推進というご提案であるという理解の上でご答弁をしたいのですけれども、本市におきましては、BDFの使用により環境負荷を減らすことが有効であることは十分認識をしているところでございます。既に、市の公用車、環境課が所管しておりますエコライフ推進車、トラックでございますが、これにつきましては環境基本計画においててんぷら油のBDF化を提唱しており、今後とも環境に配慮いたしました取り組みを図っていきたいということを考えてございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（林 克君） 川口東洋君。

○7番（川口東洋君） 皆さん方の中で、KBS、京都テレビの画面の中で、東寺の塔をバックにしておばあちゃんたちが、私、市バスを動かしているのよと言っておられるコマーシャルを見られた方があろうというふうに思います。私も、ちょっと気になっておりましたので、京都市の担当、環境局のまち美化推進課というところがありまして、そこへ問い合わせました。そして、結局、交通局でわかったことなのですが、京都市で保有をしている765台中の93台で、今、申されましたBDFを利用しておると。

ただし、これ、私、国は非常に卑怯だというふうに思うのですが、BDF100%と違いますよね。軽油80とBDFを20の割合で混合をして運行をしているというふうにおっしゃってました。ですから、経済的あるいは効率的には変化はないということですが、そこに、そういう形でありますから、国は軽油引取税をかぶせてくるわけですよ。せっかく市民が開発をしてやっている油に対してそうした税金をかけてくる国のやり方というのは非常につらいところがあるなというふうに私は実感をしているわけでございます。

私、何で今、事務組合でそういうことを提案して下さいということを探ねたかと申しますと、ご存知のとおり、守山市さんでも、JRの守山駅から琵琶湖大橋を通過して湖西線の堅田へ出るバスを契約して動かしておられますね。これは我がまちのあやめに営業所を置いておられるところと契約をしておられるというふうに伺いました。近江バスかなというふうに思ったのですが、実は、江若バスと湖国バスですか、そういうところと契約しておられるということでありましたけれども、私、今、部長の回答にございましたエコ推進のトラックを借りまして、偶数月の第4土曜日が私の担当になっております。野洲市内にご

ございますごみステーションとか、あるいは自治会で、行畑、近江富士、それから市三宅でお世話をいただいて、タンクに集めておいていただきますね。あのタンクは野洲病院が透析のために利用をする薬を入れる空きタンクを提供いただいて使わせてもらっているわけでございますけれども。

もう少し、BDFに対する市としての評価、見解も尋ねたいところでありましたが、それはまた別の機会に尋ねることとして、今、私は国がやっている非常に卑怯なと言いますか、何かせつかく国民が開発したものに対して税金をかけてくるその姿勢にちょっと腹を立てながら質問をしているわけでございますが、先だって野洲町時代に高島と共同で環境サミットというのを開催されたと思います。今申しあげました守山市さんはそういう形でやっておいでになります、あやめの営業所には、豊郷で廃食油からBDFを生成しているプラントを持っておられる油藤さんですか、そういう会社にお世話になっているようでございまして、私が集めた油が具体的にリットル当たり何リットルのBDFになるのかということはまだ追求して調べるところまでは行ってないわけでございますけれども、そういうつながりがございますから、行政事務組合に対しましても提案しやすいだろうという気持ちで今、質問を申しあげているところでございまして、今申しあげました高島市には各部門を通じて10台のエコ推進車を保有して運用しておられるということを知ったところであります。

京都の交通局では、効率的には、あるいは運行上もそう大して変化はない、ただ税金がかかっているのだということで、市の事業でやっているということと、エンジンのオイル交換をまめに行う程度で今やっているのですという担当の方のお話がありました。ですから、市としてはBDFの評価と共に、エコ推進車をどうふやしていくかについても、ひょっとしたら考えとか方針がおありかもしれませんから、もしついでに答えられるようでしたら、そのことについても教えていただければというふうに思っています。

KBSのおばあちゃんたちの誇らしい会話が非常にほほ笑みをもって見る事ができた。皆様方の感想はどうかはわかりませんが、専門家の先輩に尋ねますと、わざわざ菜種を栽培をしてBDFをつくることについては経済的にはいろいろな問題点があるのだということがかつて私、指摘を受けたことがございます。その後、詳しい話は伺いに行っていなかったのですが、国としては、サトウキビや稲わらでアルコール系の燃料をつくっていかうというのがどうも方針のように思うのですけれども、これからのBDFの扱いを我がまちとしてはどういうふうに考えておられるか、もし答えられたらお願いをしたい。

以上であります。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、川口議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、川口議員の今話の中にありました、廃食油の回収につきまして、川口議員も、たしかエコロジーマーケットやすの会ですか、それで回収をさせていただいているということは認識をいたしております。ありがとうございます。

それと、この回収の件ですけれども、市といたしまして、市内には12カ所の回収ボックスを設置をしております。それについて回収をしております、平成19年度でいきますと、3,400リットル程度回収をいたしております。そういう実績がございます。そして、給食センターでもやっただけに聞いております。

それと、先ほど話がありました、環境自治体会議は平成13年に新旭町と旧野洲町で共同開催で実施をいたしまして、確かに高島市については、廃食油の生成装置、簡単な簡易的なものでございますが、あるようにも聞いてございますし、エコ推進車が10台も導入されているというのはちょっと存じ上げませんでしたけれども、かなり環境に対して進めておられるということは認識をいたしております。今後のBDFのあり方につきましては、環境基本計画にもうたっておりますので、それに沿って進めていくものになろうとは思いますが。

それと、この燃料につきましては、メンテナンスといいますか、やはり先ほど話がありましたように、一定軽油をまぜないと故障になりやすいといいますか詰まりやすい、そういう欠点もございまして、市ではまだ1台、エコライフ推進車だけの導入ということになってございまして、そういう課題もあるということはお認識をいただきたいというふうに思います。

ただ、先ほど言いました環境基本計画にもそういうことを提唱もしておりますことから、実は、市内の委託収集業者2業者でございますが、そのごみ収集車がございまして、今、協議もしておりますが、でき得れば今年度中に2社の1台ずつでもこのBDFの燃料を使った運行をしていただけないかというふうなことも協議を進めております。ただ、BDF5%ということですが、やはり、先ほど言いましたように、詰まりやすいとかいう欠点といいますか課題もございまして、そういうふうなことで進めていこうという話を今させていただきますので、まだ結論には至ってございませんので、そういうことも進めてお

るということをご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 川口東洋君。

○7番（川口東洋君） ぜひスムーズに事業が提案していただいたのが進むように望んでおきたいというふうに思いますが、先ほど申し上げましたように、京都の交通局の皆さん、そしてから近江バスのあやめ営業所さんの担当の方のお話にも共通してございましたが、効率上は特に変化はないけれども、ただ、オイル交換を小まめにやっておりますということでありましたから、それを除けば立派に役に立っているものなのだというふうに理解をしておりますので、私ごとになるかもしれませんが、そうして役に立てればまた頑張っってやっていけるなというふうに思っています。実際に環境に対してどういうことになっていくのかはまたこれからの勉強にしたいと思います。

○議長（林 克君） 次に、通告第14号、第22番、荒川泰宏君。

○22番（荒川泰宏君） 第22番、荒川泰宏です。私は、平成20年6月定例議会の一般質問にあたり、野洲市学校給食センターがトレーニング期間を含め大よそ1年になることから、検証すると共に、今後このセンターがますます充実されることを望み、質問をいたします。

まず冒頭に、野洲市学校給食センターが当初の計画どおり給食を各校園に配送され子どもたちにほぼ好評である裏には、センターで調理をいただく栄養士さん、職員の方々の業務があり、そのことをねぎらいますと共に、建設にあたり貴重な土地をご提供いただきました方々や地元自治会の皆様等のご理解とご協力をいただき、理事者を含め改めて感謝申し上げます。

さて、学校給食が今日に至るまでにはさまざまな経過が旧野洲町時代にはありました。振り返ってみますと、昭和29年6月3日に学校給食法が制定されており、その第5条の中で、地方公共団体は学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならないとうたわれています。このことから、全国各地で各小学校、中学校等の給食が行われてきたところであります。当時、野洲町内の2つの中学校では、このセンターができる以前はミルク給食であり、保護者等が生徒たちにつくってあげる愛情弁当を持参しての昼食でありましたが、平成時代に入ってきますと、少子高齢化、女性の社会進出が進み、当時の橋本教育長の表現による、保護者等が愛情弁当をつくってあげるのが難しい時代に変わってきました。このことから、私は、平成16年の3月定例議会の一般質問で中学校給食の完全

実施について質問をいたしましたところ、中主町と野洲町の合併において中学校給食の実施は重要課題として取り上げ、合併協議会で検討、協議しているとのことでありましたが、前向きな回答から関係者のご努力で今日に至ってきたところであります。

これらの経緯を踏まえ、野洲市学校給食センターの現状等を検証する上で、次の質問をいたします。

まず、センターの建設にあたり、給食の基本的な考え方は、豊かな人間性をはぐくむまちづくりを目指し、完全ドライシステム化、調理過程ごとに区分された施設配置を行い、学校給食の衛生管理の基準に適合した施設の整備を行い、昼食調理のみの施設にとどまらず、文字どおり食育の中心となり、地産地消の推進をはじめ、食に関する施策や情報の発信基地として広く市民や子どもたちに愛され、親しまれる施設を目指すとされています。

そこで、第1点目に、センターの設備関係についてであります。当初の計画どおりの厨房設備で十分であるかです。聞くところによりますと、室内の風道から結露が生じ、調理中の油にその結露が落下し調理者が軽いやけどを負ったとのことであり。この事象も含め、見直すべきところは早急に検討する箇所が生じていると思われ。その対策を伺います。

第2点目に、運営上の点であります。給食の献立やカロリー計算等を管理する栄養士の体制や職員と要員の稼働はスムーズに行われているのか、栄養士の要員は十分なのか、伺います。

第3点目に、食材の仕入れ等についてであります。地産地消を推進すると基本的な考え方をしていますが、現状はどのような状態であるのか。市内産の場合は数量がそろわないと常々言われていますが、どのような状態になっているのか、特に市内産を使うにあたり入札の考え方をどのようにしているのか、伺います。

第4点目に、ご承知のとおり、原油の高騰やエタノール生産のため外国から食材が国内に入る量が減り、食材の値上げや燃料の値上げにより物価上昇中ですが、そのような中、当初の予算から相当な見直し等が想定されていますが、非常に心配しているところ。どのような対策を考え、取り組まれてきたのかを伺います。

第5点目に、感謝の気持ちであります。食育を進める上で、残飯や残菜は完全になくすることは難しいと思いますが、どのような現状となっているのか伺います。

実は、私が子どものころは、野菜が大の苦手であり、母のつくってくれた食べ物を残した経験があります。しかしながら、それを克服したと申しますか食べるようになりました。

のは焼き飯料理でありました。特に、ピーマン、ニンジンの嫌いな私にとりまして、細かく刻まれたピーマン、ニンジンは何の抵抗もなく食べることができたものです。残菜が多いのなら調理の工夫も必要と考えますが、見解を伺います。

今、地球上の人口は、10年前には53億人、いまや66億人、そして80億は近いうちに達すると言われていています。また、一方で、現在、飢餓人口は8億から9億人と言われています。子どもたちに食育指導を十分に展開されるよう提言し、検証をする上において、質問いたします。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 荒川議員の給食センターの現状等につきましてお答えをいたします。

まず、1点目の設備関係の課題、問題点でございますが、当初計画どおりの設備や機器が設置されていますが、一部コンテナを洗浄室に戻す扉が狭いため、これを広げる計画を進めております。また、当初計画での各消毒保管庫数も稼働後、クラス数、食材量による学区数の増加などにより狭隘、不足気味であることから、工夫をしながら対応に努めておるところであります。

また、ご質問の中にありました直ちに対策を講じる必要がある厨房設備の関係につきましては、既決予算内で対応するなど、調理業務に支障を来さないよう取り組んでおります。問題や課題は使用してみて初めて明らかになったことから、1年の瑕疵担保の中で対応できる不具合等については順次進めているところでございます。

次、2点目の栄養士等の人的な関係でございますが、現在、栄養教諭と栄養士2名が6,000食の給食管理と各校園での食に関する指導、調理師に対する衛生管理指導などに対応しており、2人になったことから、諸課題を協議して決定し、業務をうまく分担されて順調に業務を進めております。

3点目の食材の仕入れ等についてでございますが、その中の地産地消の観点でございますが、学校給食におきましては、新給食センターが稼働してから、農協と会議を持ち、地産地消の拡大を図っております。給食に使用する生の野菜の種類は約44種類でございますが、このうち市内でつくられているものを14種類程度考えており、新給食センターになる前の両センター下期の使用量約4,900食分と新センターになってからの下期の使用量約6,000食分の野菜の使用量で比較しますと、旧センター時では5万955キログラムに対しまして、新センター時では7万5,453キログラム、差し引き2万4,4

58キログラムの増加となっております。市内産で見ますと、18年度下期の使用量は1万3,790キログラムに対しまして、19年度下期では2万456キログラム、市内産利用量は6,666キログラムの増加となっております。今後も、農林水産課等関係機関と協力しながら、増加に向け取り組みを進めていきたいと考えております。

それと、入札の関係でございますが、基本的には、食材等は入札により決定しております。それ以外には、単に価格のみの決定だけでなく、そのものがメインディッシュとなるものか具の一部になるものかにより、味とか色、価格等で決定をしております。なお、市内産の使用を進めるため、随意契約による購入方法をとっており、市場価格を見ながら生産者等と価格について協議を行い、購入をしております。

次に、4点目の今日の物価上昇における中において、年間予算との見通しでございますが、米飯が自所炊飯になったことにより、旧野洲給食センター分の委託炊飯に係る加工賃と新規中学校分に係るべき加工賃約29.4円分が不要となり、その不要となった額が他の食材購入に回せることから、現在、4月から6月の3カ月間の材料が決定しておりますが、それぞれ計画賄い材料費内で対応できております。月々の賄い材料費は少し抑え目に計画しておりまして、今後、現状を超える物価上昇がない限り対応できると考えております。

次に、5点目の残菜量と解決策でございますが、残菜は、4月、5月の平均で1日1人当たり約47.6グラムでございました。献立によって食べ残しの量に違いがあり、米飯については、まぜご飯やカレーライス、ハヤシライスの日はご飯の食べ残しが少なく、白ごはんあるいは麦ご飯の日は食べ残しが多いという実態がございます。解決策の1つとして、昨年1月の給食週間中に食べ残しゼロの日を設け、つくっていただいている方や食べ物の命、毎日食べることができることに感謝して食べようと各学級で指導をいたしました。子どもたちが意識して給食を食べた結果、この日の食べ残しは1人当たり15グラムと通常よりも少なくなりました。今後も、このような機会を定期的に設けることで意識付けを行っていききたいと考えております。また、調理方法の工夫や類似の献立が続かないように配慮したり食材の切り方の工夫をするなど、対策を講じていききたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 荒川泰宏君。

○22番（荒川泰宏君） それでは、再質問をいたします。

私は、野洲市のまちづくりにおきまして給食センターの充実は大きな意味があると考え

ております。それは、本市が豊かな人間性をはぐくむまちづくりを目指しているからであります。

以前に、IBMの社員の方々がなぜ野洲に居住されないのか尋ねましたところ、教育の環境と言われました。そのことはこの方だけでなく多くの社員の皆さんも言われたと聞きます。教育の環境と一口に言いますが、学習だけでなく、さまざまなことが考えられますが、当時、中学校はミルク給食であったということも1つの要因であったと思われます。近隣の市では、財政難から給食を見直されることもあるようでございますけども、グレードの高いまちづくりを構築することは必要であり、コスト意識を持って経営が望まれるところでございます。

それではまず、設備関係でありますけども、回答されました改善を必要とする箇所、機械については、十分な検討をいただき取り組まれていただきたいと思います。特に、安全対策につきましては、十分に検討され取り組まれてたい、このような思いです。

なお、先ほどの安全の対策の問題でございますが、去る6月7日にファックスにて野洲市学校給食センターで嘱託調理員の方の事故が生じた旨の報告をいただきましたが、安全対策上、その後の取り組みについて再度お尋ねをいたします。

人的な関係でございますが、来月からいよいよ夏休みに入りますが、その期間中の要員はどのようにされるのか。効率的な人員配置を求めますが、見解を伺います。

3点目に、地産地消をすることは、一方で、県外等からの食材搬入等に伴いCO₂の削減にもなると滋賀県の広報紙でも推奨をされているところでございます。このことから、うまくかみ合うならば積極的に取り組んでいただきたいところでございますが、その見解も伺います。

4点目に、今日の物価上昇は思いもよらぬスピードとなっておるところでございます。そのような中で、事務方にて知恵を絞りながらいろいろやり繰りをされていることに慰労申し上げますが、しかしながら一方で、給食費の滞納等により食材に影響が出ては不合理であると考えます。各校園の平成19年度末におきます滞納につきましては、どのような状態になっておるのか、再度お尋ねをいたします。

5点目に、残菜、残飯の対策の1つに、生徒たちに汗をかいて給食をつくっていただいている姿を見ていただくのも1つの対策かもしれませんが、少しでも残菜等が減るように取り組みを強化されたいと思いますが、その考えを伺います。

以上です。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 荒川議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の6月6日に起こりました給食センターでの事故でございますけども、議員の皆様方には6月7日にファックスを送らせていただいております。ファックスで事前にご承知おきいただいていると思っておりますけども、6月6日の午前9時40分ごろに、嘱託調理員が事故を起こしております。野菜の裁断機の洗浄を行っていた際に発生したもので、機械を動かしたままで洗浄を行ったことによる事故でございます。手順どおり機械をとめて刃を外していれば確実に防げた事故でなかったかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、手順が守れていなかった初歩的なミスによるものでございますが、その監督責任を痛感しているところでございます。心からおわび申し上げたいと思っております。また、週明けの月曜日には、機械の使用とか洗浄等につきまして改めて全職員に定まった手順の遵守を指示しておりますので、その点、よろしくお願い申し上げます。

それから、2点目の夏休みの効率的な職員の配置と申しますか、その辺のご質問だったと思っております。夏休みにつきましては、給食センターでは幼稚園の長時間保育、中主幼稚園がございまして、そういったことで全くとめることはできません。そういった対応は要るのですけども、現在、嘱託職員が30人ほどおります。その方たちにつきましては、基本的には人数を絞りまして効率的に運営をしていきたいというふうに思っております。

3点目の地産地消の積極的な活用でございますけども、野菜につきましては、どうしても露地野菜が多くございまして、一気に同じ種類の野菜を購入しても、調理できない、多過ぎるといことがございまして、米の方につきましては、先ほど藤下議員の方でご答弁申し上げておりますように、もう少し積極的に検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、給食費の滞納関係でございますけども、幼稚園と小中学校の学校給食負担金の未納につきましては、平成18年度以前のいわゆる過年度分についてでございますが、平成19年度分に過年度分のうち32件分、43万7,235円を収納しておりますけれども、まだ合計で215万6,720円の未納となっております、その件数は98件でございます。過年度分の収納率は16.85%でございました。その未納額の内訳は、幼稚園が1件で1万500円、小学校が83件で186万1,720円、中学校が14件で28万4,500円でございます。また、平成19年度のいわゆる現年度分につきましては、収納率が99.45%で、未納額の合計は54件で97万4,051円となっております。

ります。現年度分の未納の額の内訳は、幼稚園が1件で1,611円、小学校が27件で59万4,400円、中学校が26件で37万8,040円でした。その結果、未納額の総額は、19年度末で合計152件で313万771円となっているところでございます。

この対策としましては、現年度分をはじめ過年度分の徴収にあたりましては、納入を促すための文書とか、あるいは電話、面談による督促をいたしました結果、特に過年度分につきましては一定の徴収はできたというふうに認識をしておりますけれども、20年度におきましてはより積極的な徴収体制をとっていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 荒川泰宏君。

○22番（荒川泰宏君） 数点にわたる質問に対しまして明快な回答をいただき、ありがとうございます。特に、最後の滞納につきましては、20年度は強固な徴収体制をとることとさせていただきますので、ぜひ納得のできる体制をとっていただきたいと思っております。

それと、1年間の検証にあたりまして、最後の質問でございますけれども、現在の運営を通しまして、直営でなくても部分的な委託ということが可能なかどうか、また一部民営とかというような考え方はこの1年間の中で検討はされてきておるのかどうか、それにつきましてのご回答をお願いいたします。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 再質問の方にお答えをさせていただきます。

給食センターの運営の中で部分的な委託とか民営化の関係でございますけれども、既に財政健全化計画の方で22年度に部分的な点について委託をしていこうという方向が定まっております、全面的な民間委託ではございませんが。それにつきましては、実は、給食センターもまだ1年弱でございますけれども、日常の業務に追われておりまして、どの部分を委託していくか、もう少し詰まっております。1年過ぎまして一段落していった段階で具体的に検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（林 克君） 次に、通告第15号、第3番、梶山幾世君。

○3番（梶山幾世君） 3番、梶山幾世でございます。平成20年度6月定例会において、私は次の3件の質問をさせていただきます。

まずはじめに、女性の健康サポートについてお伺いいたします。

少子高齢化の進展による社会構造の急激な変化に伴い、女性のライフサイクルも大きく

変化してきております。女性の社会進出がますます進んでいくことが予測される中、女性をトータル的な視野でサポートし女性が抱える不安を解消することは日本の社会の活性化につながります。

日本では今年から、女性が生涯を通じて健康で充実した日々を過ごすことを支援するため、3月1日から3月18日までを女性の健康週間として、社会全体が一体となってさまざまな活動を展開することとなりました。女性が健康で教育が受けられ、安心して生活ができる基盤があること、そしてあらゆる分野で持てる力を発揮できる社会をつくっていくことは、女性だけではなく、男性にとっても重要であります。世界の指導者は、2005年世界サミットの最終文書で、男女平等とあらゆる人々の人権保障が開発、平和、安全保障の実現に欠かせないことを再確認しております。

女性の生涯を支える視点から、体系的な政策を実施していくことが重要と考え、次の点をお伺いいたします。

まず1点目、女性専門外来の設置についてお伺いいたします。

男女の性差に配慮した医療の取り組みは大変重要であります。また、女性特有の病気について、じっくり相談して治療も受けたいなど、たくさんの要望をいただいております。以前にも質問させていただき、野洲病院の産婦人科に設置されておりましたが、そのときは利用者から大変喜びの声が上がっておりましたが、現在はいつの間にか設置が外されております。今後の取り組みについて、考えをお伺いいたします。

次、2点目といたしまして、女性総合カウンセリング窓口の設置についてお伺いいたします。

公明党女性局の行った調査によりますと、20代、30代の女性の多くが、健康の不安、いつでも健康診断が受けられる体制をつくってほしい、職場での人間関係に悩んでいるが気軽に相談できる場所がない、子育てしながら働ける職場が少ないなど、不安や心配を抱えている結果があらわれております。

そこで、若い女性が気軽に安心して相談でき、またその解決のための具体的なアドバイスをしたり専門家を紹介する女性総合カウンセリング窓口の設置を提案したいと思います。さらに、仕事や居住場所の関係などでなかなか窓口に行けない女性のために、インターネットを利用して相談できる体制も重要と考えますが、見解をお伺いいたします。

3点目に、乳がん検診の充実についてお伺いいたします。

国の20年度予算では、乳がん検診に対し、例えば、マンモグラフィー検診従事者研修

事業やマンモグラフィー検診の診断精度を維持・向上させるためのマンモグラフィー検診遠隔診断支援モデル事業や検診後の精密検査における精度向上を図るための乳がん用マンモコイル緊急整備事業などに対しても予算を組んでおります。

こうした中、マンモグラフィー検診の導入により早期発見・早期治療で生命が助かっている方がふえてきましたが、まだまだ女性の乳がんの死亡率は高くなっております。乳がん検診の受診率向上、検診の充実について見解をお伺いいたします。

4点目に、健康パスポートの発行についてお伺いいたします。

女性の生涯にわたる健康増進について、女性の一生を通して予防接種、病歴、治療歴、出産、がんなどの検診等の記録が記載できる健康パスポートの発行を提案したいと思います。

ヨーロッパ在住の日本人女性が出産する際に、医師から、安全な出産のため、これまで受けた予防接種、病歴の記録の提示を求められたという話を聞きました。その国では、生まれてからの健康に関する記録を1冊の手帳として持っていて、妊娠、出産のときに情報を見ながら医療を受けているということです。特に、結婚をし家庭に入った女性の場合、定期的に検診を受ける機会は少なく、受診した場合でも、検診結果の管理・保管は個人に任せられ、十分な管理ができていない例も見られております。女性の健康パスポートには、予防接種、病歴、治療歴、出産、検診、健康診断などの記録を記載し、安全な出産や女性特有の病気の予防に役立つものと考えます。男女を問わず、一人ひとりの健康パスポートを持つべきだと思いますが、まずは妊娠、出産など大きな使命を持つ女性から取り組んではどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、学校のアレルギー疾患に対する取り組みについてお伺いいたします。

文部科学省が監修し学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が今年4月以降、全国の教育委員会、学校などに配付され、アレルギー疾患のある子どもたちを学校や国でどう支えるかという視点での取り組みを現場に促しております。

アレルギー医療の現状を患者の視点から見ると、医療機関を選択する情報もなく、たまたま受診した医師の資質によって治療やその後の生活が大きく左右され、学校生活などで著しいQOL、生活の質の格差を生んでいるとのこと。また、医療の混乱に付け込んだ不適切な民間療法やいわゆるアトピービジネスに取り込まれる人も後を絶たないことから、学校、地域などで適切な治療につなげる連携体制の構築が急がれております。

具体的には、学校、幼稚園、保育所などでの健康診断や、学校を中心に疾患を理解し自己管理を可能にする健康教育の実施、さらに、医療機関でぜんそくの治療を受けているにも関わらずたびたび呼吸困難発作を起こす、いつまでも体育の授業に参加できない、学校行事に参加できない、また医療機関を受診しているにも関わらずアトピー性皮膚炎が好転しない、食物アレルギーで食べられるものがほとんどない等、適切とは言えない治療を受けている子どもたちを専門医療機関につなげるシステムを構築する必要があり、国も体制づくりに取り組み、関係機関に発出しております。

そこで、質問させていただきます。

まず1点目、アレルギー疾患の有病率の実態と、中でも重い症状であるアナフィラキシーを起こす子どもたちはどのくらいいるのでしょうか。学校での必要な対応をどのように行っていくのか、基本的な方針をまず伺います。

2点目、ぜんそくを持つ子どもの対応について。

ぜんそくは、かつては呼吸困難発作をおさめる我慢の治療から発作を起こさない治療へと大きく変わっております。日本小児アレルギー学会がまとめた診療の指針である治療・管理ガイドラインにも、スポーツを含め日常生活を普通に行うことができる、昼夜を通じて症状がない、学校を欠席しないことが掲げられるまでになっております。吸入治療のための保健室の開放等、学校での適切な対応が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

3点目、アレルギー疾患では、今、最も困っている人が多いのはアトピー性皮膚炎とされています。多くの児童・生徒も絶えずかゆみによって学校生活が障害されているだけではなく、外見からいじめの標的にされ、クラスメートの「汚い」などという心ない言葉に傷ついて、不登校、引きこもりの原因にもなっているようです。アトピー性皮膚炎の治療は、皮膚を清潔に保つスキンケアと症状の強さに応じた軟こう治療があります。夏場や体育授業等がかいた汗対策、プールの塩素対策等、保健室への温水シャワーの設置・活用が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、地球温暖化対策推進法改正による取り組みについてお伺いいたします。

7月7日から北海道・洞爺湖サミットが開かれ、そこでは地球温暖化対策をはじめ環境問題が大きなテーマとなっております。第169回通常国会で、地球温暖化対策推進法改正が成立いたしました。この法律は、平成9年の京都議定書の採択を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた環境施策の基本となるものです。この改正のポイントとして、地方公共団体実行計画の充実を

図るとあります。この計画の中には、自然エネルギーの導入や、企業、住民による省エネをはじめとした排出抑制策の強化、公共交通機関の整備・改善といった地域の実情に応じたよりきめ細かい内容を盛り込む内容となっております。

そこで、次の点をお伺いいたします。

まず1点目、地球温暖化対策実行計画の策定についての取り組みについてお伺いいたします。

2点目、身近な取り組みとして雨水対策、また道路への打ち水対策をはいかがでしょうか。

3点目、エコバッグ推進のためレジ袋持参者へのポイント制度を導入している店もありますが、さらに推進するためにレジ袋の有料化を考えてはと思いますが、見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、梶山議員の女性の健康のサポートについてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の女性専門外来についてですが、野洲病院では、女性専門外来として平成16年4月から17年2月まで産婦人科外来で診療されておりました。しかし、その後、女性専門外来として対応できる女性医師の確保が困難となったことで、内科、産婦人科に配置の女性医師が必要に応じて相談窓口として対応をされておった状況です。

市としましては、野洲病院の女性専門外来が復活できるよう働きかけを行っておりますが、平成16年からの新たな医師臨床研修制度により、地域における医師確保が厳しい状況が続いております。野洲病院におきましても同様、医師及び看護師の確保に苦慮されている状況でございます。このことから、本市では、医師確保対策として本年度より医師確保対策の補助金交付を行っているもので、野洲病院の努力もありまして、4月から産婦人科医師2名が確保できると共に、この6月より女性の産婦人科医師の招聘が実ったものでございます。

なお、女性専門外来の復活には厳しい状況にありますが、国、県でいろいろと取り組みもされておりますので、それらも踏まえながら、復活できるよう、野洲病院に引き続き要請してまいりたいと考えております。

2点目の総合カウンセリング窓口の設置についてですが、女性が気軽に安心して相談で

きる総合的な窓口の設置は大切なことと考えております。現在、市では、野洲健康福祉センター、中主保健センター、各学区のコミュニティセンターなどでまず健康相談窓口を設け、健康や育児に関することで住民の方々が気軽に相談いただけるよう努めているもので、職場での悩み、また就労についても、関係課と連携し、問題解決に当たっております。

また、インターネット利用による相談ですが、市のホームページに相談窓口サイトの開設なども考えられることですが、サイトの管理、対応など検討すべき課題も多いと、こういうことも考えておりますので、現時点では、電話また面談による相談に努めてまいりたいと考えております。

なお、本年4月より市民のあらゆる生活課題への総合相談窓口として市民生活相談室を開設したもので、関係課と連携しながら、専門家の方々などを紹介するなど、各種相談支援に取り組んでいるところでございます。

3点目の乳がん検診の充実についてですが、市では、平成16年度からマンモグラフィ検診を導入、年々検診への高まりが見られます。このことから、さらに多くの方が受診していただけるよう、市の広報、ホームページ、チラシなどで検診の必要性などを広く周知すると共に、40歳、50歳の節目の年齢の方への個別通知を実施し、受診者の増加を図りたいと考えております。

4点目の健康パスポートの発行についてでございますが、議員のご提案の女性の健康パスポートのように、一生を通しての健康の記録があるということは、その情報によって適切な医療が受けられることにつながり、大変有効であると考えておりますが、現在、健康に関する手帳としまして、妊娠から出産の経過、予防接種、発達の様子を記録できます母子健康手帳、さらには、がん検診や健康診査を受けられた方には健康記録を記入いただける健康手帳を配付をしております。これらの手帳は、母子保健法や健康増進法に交付が定められておるものであり、この手帳を十分に活用することによって健康パスポートとしての役割を果たしていけるものと考えております。このことから、まずは市民が既に持っておられる健康手帳をもとに健康パスポートとして活用いただけるよう母子健康手帳の発行時や乳幼児健診などの機会を通して周知してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 梶山議員の学校のアレルギー疾患に対する取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

議員よりご指摘がありました、学校保健会作成の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」につきましては、現在のところ、まだ配付されておられません。近々配付される予定ですので、ご報告させていただきます。

まず、第1点目のアレルギー疾患有病率の実態についてでございますが、野洲市内の児童・生徒全体から見ますと、食物アレルギーが2.2%、人数に直しますと97人です。そのうち、アナフィラキシー0.13%、人数は6人います。また、その他のアレルギーでは、ぜんそく4.4%、人数は193人、アトピー性皮膚炎6.1%、人数は268人でございます。どのアレルギー疾患も、対応を間違えると命に関わる重大な問題でありますことから、学校では、事前に調査をし実態把握を行い、担任、養護教諭はもちろんのこと、全教職員の共通理解を図っております。また、学校給食においては、保護者の要望に応じて、主食、副食、牛乳の停止、献立材料表と加工食品の原料配合表を事前に知らせるなど、家庭と連携を図りながら個々の症状に応じた対応をしております。

次に、2点目のぜんそくを持つ子どもに対しましては、毎日の健康観察を綿密にし、軽い発作の場合は保健室でゆっくり休ませ、回復を待つようにしています。ひどい発作の場合は、学校では医療行為ができませんので、直ちに保護者に連絡をし、病院受診を行うことを基本にしております。

3点目のアトピー性皮膚炎の関係でございますが、食物アレルギー、ぜんそくに比べますと、アトピー性皮膚炎の有病者率は高くなっており、各学校でも個々の症状に応じた対応が求められております。体育の授業では、汗対策が必要で、小まめに着替えを進めたり、夏場の水泳指導では、塩素の強い腰洗い槽は使用させない、授業後はシャワーでしっかり体を洗わせるなど、十分配慮をしております。このことから、保健室に温水シャワーが必要だとのことご指摘でございますが、現在のところ、小学校6校に設置をされております。そして、活用をしております。議員にご心配いただいておりますアトピーによる引きこもり、不登校、いじめは今のところ聞いておりませんが、アトピーは顔、手足等、目につきやすいことから、今後も十分気を付けて指導をしていきたいと考えております。

いずれの疾患も、長期にわたり管理を要すること、場合によっては命に関わることから、各家庭、医療機関と連携を図ると共に、教職員がこれらの疾患の特性について正しい知識を持ち、細心の注意を図りながら取り組んでいけるよう、指導、支援をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、梶山議員の地球温暖化対策推進法改正による取り組みについてお答えさせていただきます。

1点目の地球温暖化対策実行計画の策定についての取り組みについてということでございます。

今回の地球温暖化対策推進法の改正において、都道府県並びに地方自治法で定める指定都市及び特例市は、現在の地方公共団体実行計画で定める市町村の事務事業に関する温室効果ガスの排出量の削減の他、新たに地域の自然的、社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の規制を行うための施策を追加する責務が定められましたが、直ちに野洲市に当計画の策定の責務は発生してございません。

現在、市では、環境の保全に関する施策を総合的に推進する環境基本計画、また省エネルギーの推進に向けた市民・事業者・行政の協働の取り組みを定めた省エネルギービジョンを順次実施しておりますが、今後、地域の状況に応じた温室効果ガスの排出の抑制のため、市民及び事業者の実践可能な取り組みの推進について検討してまいりたいと考えております。

2点目の身近な取り組みとして、雨水対策、道路への打ち水対策についてお答えいたします。

ご質問の雨水利用による水道水の利用削減や水の気化熱を利用した温度上昇を抑える対策は、いずれも地球温暖化抑制につながる行動でございます。環境学習会等を通し、市民が取り組む省エネ行動の一環として普及啓発を行いたいと考えております。

3点目のエコバッグの推進のためのレジ袋の有料化についてのご質問にお答えをいたします。

ごみの削減を目指した行動の一環として、レジ袋削減を目指す活動を現在、環境基本計画のまち・くらし部会のプロジェクトとして取り組んでございます。このレジ袋削減の取り組みは、消費者であります市民と事業者の販売店の相互理解がないと達成できないものでございます。それぞれ協力を求める必要があると思っております。また、昨年度におきまして、市内販売店36店舗へのごみ減量及びレジ袋削減に関するアンケート調査も行いました。また、環境に優しい買い物を広げるフォーラムも開催をしております。レジ袋削減に向けた消費者と販売者の意見交換を行ったところでございます。今後、このような活動の成果を取りまとめまして、買い物によるごみの減量及びレジ袋の削減を達成したいと

考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（林 克君） 梶山幾世君。

○3番（梶山幾世君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の女性専門外来の設置についてでございますが、せっかく平成16年から17年にかけて喜ばれて、本当に短期の間でなくなったというのは非常に残念だったのですけれども、今回、先ほど答弁にもありましたように、この産婦人科が3月でなくなるのではないかという、そういった不安の中で、行政と野洲病院の方も非常に努力していただきまして、先ほどありましたように、2名の確保ができ産婦人科が続行できるということと、また、6月1日付の読売新聞にも出ておりましたが、「野洲病院産科医常勤3人に、患者の要望を受け女医1人増」ということで、非常に女性にとってうれしい記事が出ておりました。この中にも、患者の方から女性医師を加えてほしいという要望が多かったこともあり増員を図ることにしたということで、今回の3名はいずれもキャリア10年以上のベテランで、野洲病院は今後も産科診療の質をさらに高め地域に貢献していきたいというところで、こういった記事が出ておまして、私も非常にありがたいなという思いで拝見させていただいておりました。

せっかくこうして女性医師も確保していただき、充実した体制にさせていただきましたので、今、非常に難しいという部長の答弁ではありましたが、早い復活を要求していただき、女性、特に妊産婦、また高齢の女性の方もさまざまな女性独特の症状が出て、内科とか、男性の医師では非常に相談に行きにくいということで、もう一度復活してほしいという声もありますので、ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思います。

ちなみに、県議会の2月議会の質問事項の中に女性専門外来の設置の状況がありまして、その答弁を拝見しておりましたら、野洲病院が入っているのですね、この中に。現在、県内で女性専門外来を開設している病院は、滋賀医科大学附属病院、湖南病院、野洲病院、近江草津徳州会病院、近江八幡市立総合医療センターの5病院がございますと知事が答弁されているのですが、以前の状況で、今もあるというふうにとらえていただいてアピールして下さっているのですが、この答弁がかみ合うように、早急に皆さんに喜んでいただけるように、要望していただきたいと思います。

それから、2点目の女性総合カウンセリング窓口の設置について、今答弁がありましたように、今の相談窓口は非常に充実させていただきまして、市民課をこの4月から総合相

談窓口として、多くの方に相談しやすくなったという声は聞いております。非常に野洲市のネットワーク体制がきちっとしておりまして、本当にそれぞれの各課の窓口連携をとっていただいて喜んでいただいておりますが、その中でも女性の方は、まだまだどこに相談に行ってもいいかわからないとか、女性の健康に対する相談とか、女性が抱える介護の問題とか子育ての問題とか夫に対する問題とかDVの問題とかさまざまありますが、女性が抱える健康問題とあわせて、そういった諸課題を本当に安心して相談できる窓口がないというふうに聞いております。私も、どこに相談したらいいのだろうということで電話で受けることがよくあるのですが、内容を伺って、これは高齢福祉課に行って下さいとか、これは健康福祉課に行って下さいとか、それぞれそこで伝えてあげてはいるのですが、やはりそういった女性総合のカウンセリングができる人を配置した総合窓口の設置がありますと、女性は本当に安心して、まずそこに行けばすべて自分が相談するところがある、また丁寧に自分の話も聞いていただける。今であれば、市民課の総合相談窓口ではすぐに、それはそちらですとかあちらですとかというふうに振り分けが一番なのですね。十分にその方のカウンセリング的な機能まではする体制にはなっておりませんので、ぜひ女性総合カウンセリング窓口という窓口を設置していただきたい。今、言っていた窓口があるのは十分承知いたしておりますが、再度私は必要だと思いますが、もう一度見解をお伺いしたいと思います。

それから、乳がん検診。これ、私も2回目なのですが、なかなかマンモグラフィーの検診に行かなくちゃいけないけども行ってないという方が多いのです。触診ではわからないし、触診でもわかるようになればある意味では手遅れの場合があるのです。私も、去年、初めてだったので、マンモグラフィーの検診を受けて、引っかけたのです。引っかけた、再検査をすると、やっぱり摘出して調べなくてはならないということで、摘出して悪性であれば全部リンパから取らなくちゃいけない、陽性であればそのままいいということで、非常に私も不安を抱きながら数週間を過ごしたのですけれども、先生がおっしゃるのは、触るとやわらかいから多分陽性でしょう、これがかたいと悪性の可能性があるということをおっしゃいました。私たち、触診でさわっても全然わからないのです。やはり、かたいしこりがある全部摘出しなければいけなくて、体の体型が変わりますので、非常にそのことで悩んでおられる方も随分あります。

そういった早期発見・早期治療で、やはり、希望のある人生を歩んでいくためにも、マンモグラフィーを受けておられる方の、広報でアピールしていくということなのですが、

実施状況とか実態を市民にアピールして、もっと受けていない方を引っ張り、自分の体を守っていこうということで、もう少し市民を触発できる啓発をぜひしていただきたいと思いますので、これはちょっと要望しておきます。

それから、もう一点の健康パスポートについてでございますが、今、健康パスポートにかわるものがあるということで、母子健康手帳というのは妊娠してからですよ。妊産婦の母子健康手帳。それから、健康手帳があるということで、私も以前、市の方で検診を受けたときには健康手帳をいただいて、そこにすべて書き込むようになっていたのですが、最近はどこも手にするところがないのですが、どのぐらいこの健康手帳を配付されているのですか。ここにおられる皆さん、お持ちなのでしょうか。私、その辺がもう一つ……。私自身も、そういう健康手帳に記録して、自分のデータを何かに記録しているというものが何もないのです。やはり、これは徹底して皆さん健康手帳を持って、それに基づいて検診していくということが、毎回の検診とか、気づいていく、記録を確認していくということは大事だと思います。

そういう意味では、やはり生まれてから一生を通じての個人の乳幼児から……。乳幼児は生まれてから母子健康手帳がありますが、私のように子どもを産まない者は母子健康手帳とか、ないのです。やはり、誰にでも自分の健康手帳を持って自己管理できるようなこういう健康パスポートというものはこれから考えていくべきではないかと思います。

今、この健康手帳を有効に使いたいということであれば、野洲市民がこの手帳を全員が持って、自分の自己管理または検診の対象にしていくという取り組みが必要かと思うのですが、この健康手帳を健康パスポートとしてとらえるならば、その取り組みを再度伺いしたいと思います。

次に、学校のアレルギー疾患に対する取り組みについてということで、今、まだガイドラインがおりていないということで、新聞を見ておりましたら、5月21日に県教委の方に一斉に説明するということが出ておりました、全国で。多分、それからおりるのかもわかりませんね。はじめの新聞等によりますと、既に4月から配付されるということで出ておりましたので、配付されていると思って教育委員会に伺いましたら、まだおりていないということでございました。ガイドラインには本当に詳しく各症状に合わせて取り組みが書いてあるようですので、ぜひそれを活用していただきたいと思います。

特に、今回のデータ、全国平均が出ておりますが、野洲市の小学校、中学校の今のお話を伺っておりましたら、大体平均的な数字になっております。合計でこれ、計算しますと、

今ちょっと計算したのですけども、トータルで564人になるわけですね。こういう方たちがそれぞれ悩みを抱えて取り組んでおられるということで、本当に一人ひとりの症状に合わせて少しでも早く回復できるような取り組みをこれから学校で取り組んでいただきたいという思いで質問させていただきましたが、特に心配しておりますアナフィラキシーですね。これは、食物アレルギーによって急に発作を起こして、30分以内にアドレナリンを注射しないと命を落とすということで、この対策が非常に急がれているということでおりました。

今回のガイドラインの中にも出ているそうですけども、この食物アレルギー、この文部科学省の報告書によりますと、食物アレルギーの児童・生徒は全国に約33万人、重いアナフィラキシー症状を起こす子は1万8,300人、また全国の調査によると、平成14、15年度の2年間で学校給食が原因でアレルギー症状を引き起こしたケースは637例あるということで、そのうち約50例が命を脅かす可能性があったアナフィラキシーショックまで起こしていたということで、今この6名おられる方の対応はどうされているのかちょっと答弁がなかったのですけども、これから30分以内に発作が起きた場合はしなければいけないということで、朗報なのですけども、この治療といたしまして、プレポスタルケア、病院に着く前に使うべき治療薬としてアドレナリン自己注射、エピペンという注射器を学校で使うことが許可されたということで、病院まで行っている間に命を落とすケースがあるということで、これを学校の教諭、校長以下全員がこの講習を受けて使うようにしてほしいという保護者の声を受けて、我が党の浜四津代表代行が質問されて実ったと聞いているのですけども、このエピペンというのはキャップを外して太ももに当てるだけで針が飛び出して簡単に注射できるものということで、これからぜひ、こういう6名の方もいらっしゃいますので、ガイドラインが来て説明があった折には全員が受けて、すぐ対応できるように、この6名の方が命を落とすことのないように取り組んでいただきたいと、これは要望しておきます。

答弁の中で、アトピー対策のシャワー、6校に設置して活用ということですが、私も、まず北野小学校に行かせていただいて、保健室で見せていただきました。確かに、シャワーは設備がありまして、先生に伺いましたら、このシャワーはお漏らしした人とか泥んこ汚れて汚れた方しか使っていないくて、アトピー性の方たちの汗取りのシャワーには全く使った例がありませんということでした。他の学校にも聞いていただきましたが、ほとんどそういうことには使われていないということです。

今、国の方は温水シャワーを学校に付けて使うように促しております。調査によりますと、全国で15%ぐらいしか付いていないというデータがあります。そういう意味では、我が市の各小学校に6校も全部付いているということは、本当に早い取り組みをして対応して下さっているなと思いますが、残念ながら、今、教育長の答弁では活用しているということでしたけども、全く活用されていないようですので、保健医さんとか担当員の方がアトピーの方に、自分では言いにくいと思いますので、やはり積極的に汗を流しに行こうとか着替えようとかシャワー室に行こうとかいうふうに、時間の問題もあるかと思いますが、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。ぜひまた、中学校には設置されていないようですので中学校の設置を考えていただきたいと思いますが、その件の答弁をお願いしたいと思います。

それでは、最後になりますが、地球温暖化対策推進法改正による取り組みについて。

今の答弁をお伺いいたしました。政令市、中核市、特例市ということなので我が市は計画を立てる責務がないという、何かすごく、指令があったらするのかという感じの取り組みで、やはり答弁の言い方をもうちょっと前向きな答弁で、責務があるなしに関わらず、そういう責務とかではなくて、この地球温暖化防止対策の独自の体制をメインに出していただきたいなというふうに思いましたけれども。市と事業者と一体となって実行できるものから取り組んでいくということですが、その前に、自治体での実行計画等の策定を既に改正前にするようになっておりますが、この計画と実行はどうなっているのか、聞かせていただきたいと思います。

あと、雨水対策と打ち水対策、それはぜひまた検討して実施できるようにしていただきたいと思います。

また、エコバッグ推進のレジ袋有料も、これも36店舗に行かれていますということですので、また協定を結んで、やはり有料であれば意識的に持っていこうかということにもなってきますし、大きく削減につながると思いますので、ぜひ前向きに店の方とも声をかけながら取り組んでいただきたいと思います。

以上、答弁をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、梶山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

健康の相談の窓口ということで、先ほども申し上げました、市民相談窓口ができたとい

うものの、どうも振り分けだけにとどまっているということなのですが、昨年から少し相談員も1名ふえたということで、そこである程度やっぱり、カウンセリングとまでいかななくても、しっかりと聞いてお答えできるような形でまずは進めていかなければならないと考えておりますし、今おっしゃいましたように、健康を踏まえて、女性の方がご相談しやすい場というのはやっぱりある意味では保健センターでやっています保健師とのご相談ということで、常にもお電話等でもご相談を受けていますし、お越しいただければもちろんいろんな面でご相談もさせていただくということですので、今後、その相談のあり方も市民にも少し周知もするという事も踏まえまして検討もしてまいりたいと考えております。

なお、健康パスポートということで、健康手帳も、検診を医療機関等に委託をしております、そこに健康手帳を置かせていただいているということで、大体年間に1,300冊ぐらい出ているのですが、必ずしも全員の方がお持ちであるということもないということもありますので、その部分につきましては、実は今年度から、少し出ているのですが、65歳以上の方には全員に生活機能評価をさせていただいて、アンケートが全部今度戻ってきてまして、2,000名近くの方が少しアンケートの中で課題があるということで、再度、精密というのか、やるということで。65歳以上の方で何らかの形で体調に少し健康上問題がある方につきましては、包括を含めて、保健所もそうなのですが、これからは相談に乗っていくことには結果的に健康維持に努めていただくような形で取り組むようになりましたし、各保健機関におきまして、特定健診という形で全員の方に、必ずしも全員の方に受けていただけないものの、ご案内をして健診を受けていただく。受けていただいた中で、メタボではないのですが、そういう健診結果が次々精検する場合につきましては健康指導を図るということもありますので、そういう面も含めまして、今後、これから始まる健診がございまして、その点で、今おっしゃるような健康を継続してその方を見られるような、健康パスポートという形になるかはあれなのですが、継続した形で健康づくりに役立つような形で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申します。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 梶山議員の学校のアレルギー疾患の質問の中でのアトピー性皮膚炎対策としましての中学校へのシャワー設置の関係でございまして、現在対象となっている児童とか生徒、さらに保護者の意向を一度確認をさせていただきまして、内部

調整をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 梶山議員の再質問で、地球温暖化対策の実行計画の内容とその進捗状況についてご質問をいただいたと思います。お答えをさせていただきます。

市で策定をしております野洲市地球温暖化対策実行計画につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づきまして、平成19年度に策定をしております。この計画の期間につきましては、平成19年度から23年度までの5カ年でございまして、温室効果ガスの総排出量を平成18年度を基準にいたしまして20%以上削減することを目標にしております。主な取り組み内容でございますが、事務事業における電気、ガス、紙などの使用量の削減、また廃棄物の減量とリサイクルの推進、そして環境に配慮した工事等の推進などでございます。

また、本計画の進捗管理につきましては、旧野洲町が平成12年度に認証取得いたしました環境マネジメントシステム、ISO14001によりまして点検評価を適正に行っておりまして、年々着実に成果を上げてきているものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 梶山幾世君。

○3番（梶山幾世君） あと1分なので、最後に環境のことでちょっと提言したいと思えます。

きのう、クールアース・デーの創設をということで、公明党の太田昭宏代表と谷合青年局長がクールアース・デーの日を定める署名運動を渡して、福田首相に要望をいたしました。このクールアース・デーを創設して、さまざまな国でライトダウン、一斉に電気を消していこうとかそういった取り組みが持たれます。このライトダウン運動によってかなりの二酸化炭素が削減できるというふうになっておりますが、これが創設されますと、ぜひ野洲市でも、7月7日をクールアース・デーとして地球温暖化防止対策の日と決めて、野洲市民が危険のない程度にライトダウンをして、そしてこのクールアース・デーを全員が取り組む日にしていったらと思えますが、これについて再度見解を求めて、私の質問を終わります。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、梶山議員の再々質問の中で、クールアース・

デーですね。申しわけございません、私もちょっと認識不足なもので答えられないところはございますが、6月5日は環境の日ということがありますが、それは知っておりましたけど、ちょっと認識不足で申しわけないのですけど、いずれにいたしましても、私ども、野洲市になってから、いろんな方にお集まりいただいて環境基本計画もつくりました。そして今、プロジェクトもそれぞれ動いておりますし、市民参加でそのプロジェクトも推進しているところがございますので、市民のそれぞれの方々、関心事も高うございますので、今のご提案のあった件につきましてもまた担当課とも話し合いもしまして、ちょっと今、環境課もオーバーワーク気味なのですけども、今のご提案も含めて所属内で話をしていたくように持っていくしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 先ほどの荒川議員の学校給食センターに係ります再質問の中で、私の方が、夏休み期間中、中主幼稚園の長時間保育、いわゆる預かり保育の給食業務を行っているとお申し上げしましたのですけども、保育園の給食業務の間違いでございますので、おわびを申し上げ、訂正をお願いしたいと思います。

○議長（林 克君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明13日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。どうもご苦労さんでした。（午後4時39分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成20年6月12日

野洲市議会議長 林 克

署名議員 原 田 薫

署名議員 田 中 栄太郎